

第IV編  
法令編

第IV編  
法令



## IV 1部 一般労務・職業指導関係

昭和二〇年一月一日

〔四―一―一〕厚生省令第四〇号

### 勤勞配置規則

#### 第一章 総 則

第一条 昭和二十年勅令第五百六十六号附則第五項の規定ニ基ク従業者ノ勤勞配置ニ関スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

#### 第二章 職業指導

第二条 地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ハ庁府県高等官中ヨリ職業指導官ヲ命ジ求職者ニ付テノ就職スベキ職業等ニ関スル希望、就職ノ条件其ノ他就職ニ関スル必要ナル事項ノ調査其ノ他必要ナル職業指導ニ関スル事務ニ従事セシムベシ

地方長官必要アリト認ムル時は学識経験アル者ニ囑託シ職業指導官ノ行フ事務ノ一部ヲ補助セシムベシ

第三条 地方長官必要アリト認ムル時は求職者ニ対シ其ノ就職前ニ於テ勤勞適性検査又ハ勤勞訓練ヲ受ケシムルコトヲ得

#### 第三章 雇入及就職

（編注…中略）

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年一月一日

〔四―一―二〕厚生省告示第一一六号

職業紹介業務規程左ノ通定メ昭和十六年十二月厚生省告示第五百八十八号職業紹介規程及昭和十七年二月厚生省告示第四十四号ハ之ヲ廃止ス

### 職業紹介業務規程（抄）

#### 第一章 総 則

第一条 職業紹介法ニ依リ政府ノ管掌スル職業紹介事業ノ業務ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本規程ニ依ル

第二条 職業紹介事業ハ国民ノ完全就職ヲ目途トシ求人者並ニ求職者ノ個別的事情ヲ考慮ノ上勞務ノ適正ナル配置ヲ図ルモノトス

第三条 勤勞署ノ職員ニシテ職業紹介ニ関スル事務ニ従事スルハ勤勞署ノ利用者ニ対シテ懇切丁寧ヲ旨トシ公正且迅速ナル取扱ヲ為シ又職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ属スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

第二章 求 人（編注…中略、以下同様）

第三章 求 職

第四章 連 絡

第五章 求人又ハ求職ノ開拓

第六章 紹 介

第七章 職業ノ相談及輔導

第三十一条 勤勞署ハ職業（自営業開業ヲ含ム）ニ関スル指導ヲ受ケントスル者ニ対シテハ職業ノ相談其ノ他必要ナル啓蒙ヲ為シ適當ナル斡旋ヲ為スモノトス

第三十二条 勤勞署ハ職業選択ニ関シ指導ヲ受ケントスル者ニ対シテハ其ノ身体個性家庭事情等ヲ考慮スルト共ニ職業ノ特質及将来性就業場所其ノ他求人事情等ヲ参酌シテ適職選定ノ相談ニ応ズルモノトス

第三十三条 勤勞署ハ第三十一条及前条ニ依ル職業相談ノ顛末ヲ所定ノ職業相談票ニ記載スベシ

第三十四条 勤勞署ハ必要ニ応ジ其ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ対シ其ノ赴任ニ関シ必要ナル斡旋ヲ為スベシ

第三十五条 勤勞署ハ其ノ管内ニ就職セル者ニ対シ必要ナル輔導ヲ行フモノトス

昭和二二年三月二日

〔四―一―三〕厚生省・内務省訓令第一号（厚生大臣・内務大臣より東京都長官・北海道庁長官・府県知事宛）

今や我国ハ平和日本ノ建設ニ新ナル發足ヲ爲シツツアリト雖モ現下ノ當面セル事態ハ洵ニ深刻ニシテ容易ナラザルモノアリ、此ノ際更ニ注意ヲ高メ万難ヲ克服シテ国家ノ再建ニ邁進セザルベカラズ

准フニ国民ノ健全ナル職業ヲ確保シ完全就業ヲ期スルハ一ハ以テ民生ノ安定ヲ図リ一ハ以テ産業ノ振興ニ資スル所以ニシテ実ニ平和日本建設ノ基盤ヲ爲スモノト謂フベシ

即チ政府ハ現下ノ經濟危機ニ對處シ諸般ノ施策ヲ実施スルニ当リ其ノ重要ナル一環トシテ國民ノ就業封策ニ付亦必要ナル措置ヲ講ゼントス而シテ其ノ期スル所ハ一ニ國民ヲシテ自主自立ノ高邁ナル精神ト旺盛ナル勤勞意欲ノ下平和且ツ生産的生活ヲ確保享受セシメントスルニ在リ

各位ハ現下ノ事態ノ依テ來ル因由ニ深キ省察ヲ加ヘ愈々同胞相愛ノ熾烈ナル信條ニ徹シ外、廣ク關係方面トノ提携ヲ緊密一体ナラシメ内、部内ノ強化ニ努メ特ニ勤勞署ノ機能ノ十全ナル發揮ヲ図リ克ク失業者ノ物心両面ニ亘ル生活ノ実相ヲ把握理解シ他面各般ノ産業事情ヲ審ニシ職業ノ積極的開拓ニ足ラフ壓ハズ以テ失業者ノ最後ノ一人ニ至ル迄之ガ健全ナル職業ノ確保ニ萬遺憾ナキヲ期スベシ

昭和二十二年三月三十一日

〔四一—四〕法律第二五号

### 教育基本法

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において

実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条（男女共学） 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条（学校教育） 法律の定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他

宗教的活動をしてはならない。

第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

#### 附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二年九月一日

〔四―一―五〕 労働省訓令第一号（都道府県・都道府県労働基準局宛）

最近労働問題の重要性は愈々加わり、これに伴って労働行政は益々繁劇化して来たのであるが、労働行政従事者が従来払われた献身的な努力と労苦に対して、ここに深い感謝と敬意を表するものである。

多年の懸案であった労働省は、愈々本日附を以て新しく発足することとなったが、労働省設置の目的は、労働省設置法第一條に明記された通り、労働者の福祉と職業の確保とを図り、もって経済の興隆と国民生活の安定とに寄與することにある。

思うに、終戦後の混乱した日本経済を立ち直らせて、これを再建の軌道に乗せるとともに、国民生活の安定を図ることは、現下喫緊の要務である。しかしてこの問題に対する政府の施策の根幹となるべきものは、いうまでもなく労働政策である。労働者の福祉と職業の確保とを図って労働問題を円滑に解決処理し、労働者の生活権を保障するとともに、労働者の生産性を思う存分に發揮させることなくしては、日本経済の再建も、国民生活の安定も、成り立つことは不可能である。労働省の新設された所以は、実にここに存するのである。

このような労働省の使命と、労働行政の本質を鑑み、労働行政に従事する者の日常の心構えとして特に重要なものは、次の二点であると考えられる。

第一に、労働省は公共に奉仕することを本旨とする省であり、労働行政に従事する者は常に労働者の福祉と国民生活の安定とを念頭に置き、理解ある親切な態度をもつて国民に接しなければならない。

第二に、労働行政は最も能率的に運営され、常に時代の要請に応えなければならない。即ち、手続と事務の処理は、あくまで簡易迅速を旨とし、いさゝかも停滞遅延する如きことがあつてはならない。

特に、労働行政の第一線機関である労政事務所、労働基準監督署及び公共職業安定所の窓口における事務の運営は、右の二点の趣旨を体して行うことが最も緊要であることを銘記し、第一線の窓口を国民の要望に向つて解放し、利用者に対して積極的な便宜を供與し、もつてその信頼を勝ち得る如く事務の取扱に留意する事が必要である。

労働行政が円滑に運営され、労働省の施策が所期の成果を収めるか否かは、一に懸つて労働行政に従事する者の活動と努力如何にある。労働行政に従事する者は、よく以上の趣旨を体得し、もつて職責の完遂に全幅の努力を拂われたい。

昭和二年一〇月三十一日

〔四―一―六〕 労働省令第八号

#### 女子年少者労働基準規則

第一条 法第五十六條第一項但書の規定による義務教育の課程は、学校教育法第九十条の規定による課程とする。但し、昭和二十一年度以前の国民学校修了者にあつては、国民学校令による国民学校初等科の課程及びこれと同等以上と認められる課程とする。

第二条 満十八歳に満たない者を使用する使用者は、法第十七条第一項の規定により、その年令を証明する戸籍証明書を、その者から提供を受けて事業場に備え付けなければならない。

前項の証明書は、使用者が満十八歳に満たない者の使用をやめるに至つた場合は遅滞なく、これをその者に返還しなければならない。

第三条 満十五歳に満たない児童で就業しようとする者（満十四歳以上で義務教育の課程を終了した者を除く。）は、法第五十六條第二項の規定により労働基準監督署から様式第一号の就業許可申請書用紙の交付を受け、必要事項を記載の上、学校長及び親権者又は後見人の署名を受け、使用者たるべき者と連名で、その年令を証明する戸籍証明書を添えて、親権者又は後見人の立会のもとに、これをその住所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の就業許可申請書の作成にあたっては、使用者たるべき者、学校長及び親権

者又は後見人は、それぞれ所要の事項を記入しなければならない。

第四條 児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、前条の就業許可申請書について、児童の就業を許可する場合は、様式第二号の使用許可証明書を使用者たるべき者に交付すると共に、児童にその旨を通知し、許可を與えない場合は、就業許可申請書にその事由を記入して、その年令を証明する戸籍証明書を添えて、児童に返還すると共に、その旨を使用者たるべき者に通知しなければならない。

労働基準監督署長は、前項の使用許可証明書に、法第五十六條第二項の規定による許可及び法第五十七條第二項の規定による学校長の証明書並びに親権者又は後見人の同意書の内容を記載しなければならない。

第五條 第三條及び第四條の規定にかかわらず、児童及び親権者又は後見人が自ら出頭し、がたい事情があるときは、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、臨時使用許可証明書を交付することができる。

前項の規定により臨時使用許可証明書を交付した場合、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、実情を調査した後、これを第四條第一項の規定による使用許可証明書となすことができる。

第六條 満十五歳に満たない児童（満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を除く。）を使用する使用者は、前二條の使用許可証明書を事業場に備え付けなければならない。

児童の使用は、使用許可証明書に記載された条件においてのみ有効であり、且つ、児童が二以上の業務に就く場合は、夫々の使用者がこれを備え付けなければならない。

児童の使用許可証明書を備え付ける使用者は、これを法第五十七條第一項の規定による戸籍証明書及び法第五十七條第二項の規定による学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書に代えることができる。

使用者は、児童の使用をやめるに至った場合においては、使用許可証明書を交付を受けた労働基準監督署長に遅滞なく返還しなければならない。

第七條 使用許可証明書が汚損又は滅失した場合は、使用者は、遅滞なく、その事由を証明する書類を添えて再交付を申請しなければならない。

第八條 使用許可証明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを発見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に対し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならない。

第九條 満十五歳未満満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を使用する使用者

は、その者の年令を証明する戸籍証明書と共に修了を証明する学校長の証明書又は卒業證書の写を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、児童の使用をやめるに至った場合は、前項の証明書又は写を、遅滞なく児童に返還しなければならない。

第十條 法第五十八條第二項の規定による行政官庁の契約の解除は、様式第三号により所轄労働基準監督署長が行う。

第十一條 法第六十二條第三項の規定により労働をさせる使用者は、様式第四号により所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

第十二條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとする。但し、満十八歳以上の女子については、様式第五号により、断続作業については四十キログラム、継続作業については三十キログラムを超えない範囲において労働基準局長の定める標準に基づいて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、この限りでない。

区分	断続作業		継続作業	
	男	女	男	女
満十六歳未満	十五〃	十〃	十五〃	十〃
満十六歳以上	二十五〃	十五〃	二十〃	二十〃
満十六歳以上	三十〃	二十〃	二十〃	二十〃

第十三條 満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 汽罐のふん火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の据付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運転の業務
- 五 アセチレン溶接装置の作業主任者の業務
- 六 映写機による上映操作の業務
- 七 火元責任者の業務
- 八 圧縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務
- 九 危険物の取扱主任者の業務
- 十 巻上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート

- 用エレベータの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務
- 十一 溶鉱炉、金属溶解炉又は電気炉の作業主任者の業務
- 十二 金属の熱間圧延の作業主任者の業務
- 十三 三十馬力以上の原動機による制限圧力二キログラム毎平方センチメートル以上の空気圧縮機の作業主任者の業務
- 十四 乾燥室の作業主任者の業務
- 十五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ運転の業務
- 十六 動力による軌條運輸機関並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車運転の業務
- 十七 動力による巻上機（電気ホイスト及びエヤーホイストを除く）、運輸機又は索道運転の業務
- 十八 高压（特別高压を含む）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務
- 十九 運転中の原動機及び原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帯の掛換の業務
- 二十 天井走行起重機の玉掛け又は合図の業務
- 二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液体燃焼器の点火の業務
- 二十二 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
- 二十三 ゴム、エボナイト等粘性質のロール練の業務
- 二十四 直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く）又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務
- 二十五 動力によつて運転する圧機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務
- 二十六 操車場構内における軌道車輛の入換運転連結又は解放の業務
- 二十七 軌道内であつて、ずい道の内部見透距離四〇〇メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所における単独の業務
- 二十八 蒸気又は圧縮空気による圧縮又は鍛造機械を用いる金属加工の業務
- 二十九 動力による打抜機、切断機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務
- 三十 バイレン機を用いる鑄物の破壊の業務
- 三十一 木工用かなん機、単軸面取機を用いる業務

- 三十二 岩石鉱物の破砕機に材料を送給する業務
- 三十三 火薬、爆薬、火工品、塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務
- 三十四 カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で発火の危険のある業務
- 三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務
- 三十六 圧縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務
- 三十七 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務
- 三十八 鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもののガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 三十九 土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務
- 四十 高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務
- 四十一 丸太足場の組立又は解体の業務但し、地上における補助作業を除く。
- 四十二 直径三十五センチメートル以上の伐木の業務
- 四十三 木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務
- 四十四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 四十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務
- 四十六 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 四十七 多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 四十八 異常気圧下における業務
- 四十九 さく岩機、鋳打機等の使用によつて身体に著しい振動を興える業務
- 五十 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 五十一 病原体によつて汚染のおそれ著しい業務但し、保健婦看護婦、助産婦令により免許を受けた者及び養成中の者を除く。
- 五十二 酒類醸造の業務

- 五十三 焼却、清掃又は屠殺の業務
- 五十四 監獄又は精神病院における業務
- 五十五 酒席に侍する業務
- 五十六 特殊の游興的接客業における業務但し、昭和二十四年三月末日までは満十六歳以上の者を除く。
- 五十七 前記各号の外中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する業務
- 第十四條 満十八歳以上の女子を就かせてはならない業務の範囲は、前條各号の次に掲げるものとする。
  - 一 第一号及び第二号
  - 二 第四号但し、巻上能力五トン未満のものを除く。
  - 三 第十号乃至第十三号
  - 四 第十五号
  - 五 第十八号乃至第二十号
  - 六 第二十二号
  - 七 第二十四号
  - 八 第二十六号
  - 九 第二十八号乃至第三十二号
  - 十 第三十八号乃至第四十三号
  - 十一 第四十六号乃至第四十九号
- 第十五條 法第五十六條第二項の規定による児童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務については與えないものとする。
  - 一 公衆の娯楽を目的として曲馬又は軽わざを行う業務
  - 二 戸々について又は道路その他これに準ずる場所で、歌謡遊芸その他の演技を行う業務
  - 三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務
  - 四 エレベーター運転の業務
  - 五 労働基準監督署長が児童の生命、健康若しくは福祉に危険若しくは有害であると認めた業務
  - 六 その他労働大臣の指定する業務
- 第十六條 法第六十七條の規定による生理に有害な業務の範囲は、次に掲げるものとする。
  - 一 大部分の労働時間が立業又は下肢作業で占められる業務

- 二 著しく精神的緊張を必要とする業務
  - 三 任意に中断できない業務
  - 四 運搬、索引、持上げその他相当の筋肉的労働を必要とする業務
  - 五 身体の動揺、振動及び衝撃を伴う業務
  - 六 その他中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する業務
- 使用者が次に掲げる措置を講じた場合には、前項の規定はこれを適用しない。
- 一 第一号乃至第三号の業務について、使用者が生理日の労働者に対し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他必要な施設を與えた場合
  - 二 第四号及び第五号の業務について、その作業が断続的であるか、又は極めて部分的である業務であるとき、使用者が生理日の労働者をもその作業に就かせないように必要な措置を講じた場合
  - 三 各号の業務を通じ、使用者が労働者の生理日において各号以外の業務につかせらる措置を講じた場合
    - 前二項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女子が生理休暇を請求したときは、使用者は、その者を就業させてはならない。
  - 第十七條 使用者は、法第六十八條但書の規定による事由の認定については、様式第六号によって、所轄労働基準監督署長から、これを受けなければならない。但し、労働基準法施行規則第七条の規定による認定を受けた者については、この限りでない。
  - 第十八條 法百條の二第三項の規定により婦人少年局長及びその指定する所属の官吏を婦人少年局調査員という。
    - 婦人少年局調査員の携帯すべき証票は、様式第七号による。
  - 第十九條 使用者は、女子保護実施状況に関する事項について、毎年一回様式第八号によって、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 附 則
- 第二十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。但し、第九條の規定は、昭和二十三年四月末日まで、これを適用しない。
  - 様式第一号（編注…以下略）

昭和二十二年二月八日



〔四一―一七〕法律第一五七号

### 失業保険特別会計法

第一条 失業保険法による失業保険事業を經營するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二条 この会計は、労働大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三条 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、保険金、保険施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

（編注…以下中略）

### 附則

第十七条 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第十八条 第一條中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金の支給事業を含むものとする。

第三條及び第四條中、保険金には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

昭和二十二年二月二七日

〔四一―一八〕政令第二九一号

### 職業紹介法施行令等を廃止する政令

職業紹介法施行令、職業紹介委員会官制及び公共職業安定所官制は、これを廃止する。

### 附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十四年六月一日

〔四一―一九〕労働省令第八号

### 職業安定法施行規則の一部を改正する省令

第六条第一項中「二級又は三級の労働事務官及び二級又は三級の労働技官」を「労働事務官、労働技官その他の職員」に改め、同条第四項中、第四号を第五号とし、以

下順次一号ずつ繰り下げ、第三号の次に、次の一号を加える。

四 公共職業安定所の業務の運営上必要な地域には、出張所を設置すること

第六条中、第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同條に、次の一項を加える。

4 公共職業安定所及び出張所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範囲は、別表に定めるところによる。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第四項中「労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者」を「労働者を代表する者（失業保険の被保険者を代表する者を含む。）及び公益を代表する者」に、同条第五項中「夫々労働組合及び雇用主団体に対し」を「雇用に関する事項に対する関係の程度に応じて産業別に、夫々労働組合及び雇用主団体に対し」に、同条第十五項中「並びに」を「が出席し、且つ、」に、「委員各三分の一以上が」を「委員各々の少くとも一人が」に改め、同条中、第二十五項を第二十六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第二十四項の次に、次の一項を加える。

25 中央職業安定委員会は、前項の職能の外、失業保険法の規定に基き、労働大臣の諮問に応じ、失業保険に関する重要事項を審議する外、必要に応じ、関係行政庁に建議することができる。

第十三条に、次の一項を加える。

4 公共職業安定所は、求職の申込を受理したときは、その求職者が失業保険の受給資格者であるかどうかを確かめ、受給適格者であるときは、その者に、失業保険金を支給するための必要な手続をとらなければならない。

第十五條に、次の一項を加える。

8 公共職業安定所は、求職者を適当な求人者に紹介することができない場合において、その者が生活の保護を要するものであると認めるときは、速に民生委員に連絡しなければならない。

第十七条第三項を次のように改める。

3 公共職業安定所は、職業指導の円滑な発展を図るため、学校教職員を代表する者、雇用主を代表する者、労働者を代表する者及び職業指導につき学識経験ある者各々について適当な割合で二十人以内を以て組織する職業指導協議会を設け、次に掲げる事項について、意見を聞かなければならない。

一 適職選択の指導方法に関する事項

二 就職時の援助及び就職後の補導に関する事項

三 その他職業指導及び学生又は生徒の職業紹介に関する事項

第十七条の次に、次の二条を加える。

(法第二十五条の三に関する事項)

### 第十七条の二

公共職業安定所長は、法第二十五条の三第一項の規定により学校の長にその業務の一部を分担させるときは、その学校の長に対し、文書を以て通知しなければならない。通知の手續及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

2 公共職業安定所は、その業務の一部を分担する学校の長に、公共職業安定所において受理した求人のうち、その学校において取り扱うのが適当であると認められるものを連絡しなければならない。

3 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、その受理した求人を、業務の一部を分担させた公共職業安定所に速に連絡しなければならない。

4 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、あつ旋することが困難である求人及び求職は、職業安定局長の定める手續及び様式によつて、業務の一部を分担させた公共職業安定所に、速にこれを連絡しなければならない。

5 公共職業安定所は、前項の求人又は求職の連絡を受けたときは、速に必要な求人開拓又は求職開拓を行つて、そのあつ旋に努めなければならない。

6 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、法第二十五条の三第三項の規定により求人又は求職の申込を受理しないときは、その申込をなした求人者又は求職者に対して、申込を受理しない理由を説明し、且つ、求人者に対しては、公共職業安定所に求人申込を行うよう、指導しなければならない。

7 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、公共職業安定所から提供された求人票、求職票その他法及びこの命令に基いて定められた基準に従い作成された必要な諸票用紙を使用しなければならない。

8 公共職業安定所長が、法第二十五条の三第七項の規定により、学校の長に分担させた業務を停止させることのできる場合は、予めその学校の長に対して行う違反事項の是正に関する勧告に従わず、且つ、公共職業安定所の業務の一部を分担させることが不相当と認められる場合に限られるものとする。

9 公共職業安定所長は、学校の長に分担させた業務を停止し、又はやめさせようとするときは、その学校の長に対し、文書を以て通知しなければならない。学校の長の要請により、これに分担させた業務をやめさせようとするときもまた同様とする。

通知の手續及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

(法第二十五条の四に関する事項)

### 第十七条の三

公共職業安定所は、学生又は生徒に適当な求人の申込を受理したときは、その管轄区域内にある適当と認める学校に、その情報を提供するものとする。

2 公共職業安定所は、その管轄区域内にある学校に対し、次に掲げる事項の実施について、協力を求めるものとする。

一 新たに学校を卒業しようとする者の就職に関する希望についての調査の結果を公共職業安定所に通報すること。

二 公共職業安定所の紹介により就職することを希望する者の求職の申込を公共職業安定所に取り次ぐこと。

三 新たに学校を卒業しようとする者に対して行った職業指導の状況その他の学生又は生徒の就職のあつ旋に必要な情報を公共職業安定所に提供すること

第十八条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、学校の施設が職業補導を行うに適當であると認める場合には、その学校の長の同意を得て、その施設において、学校を卒業し、新たに職業に就こうとする者に対し、職業補導を行うことができる。

第十八條の次に、次の一節を加える。  
(法第二十六条の二に関する事項)

### 第十八條の二

労働大臣は、身体に障害のある者で、特別の公共職業補導所で職業補導を受ける必要があるものの障害の種類及び程度の基準を定めなければならない。

2 公共職業安定所は、前項の基準に従つて特別の公共職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつ旋を行うに當つて必要があると認めるときは、その者に対し、医学的診断を行うことができる。

3 職業安定局長は、作業義し及び補助工具の規格の統一を図るため、特別の公共職業補導所を指定して、これに必要な調査研究を行わせることができる。

第十九條第一項を次のように改め、同条第二項及び第四項を削り、第三項を第二項とし、同項中「作業の訓練」を「作業訓練」に、「共同作業施設」を「施設」に改め、同条第五項を第三項とする。

法第二十七条第二項及び第四項の規定により、労働大臣又は都道府県知事が公共職業補導所の経営を委託することのできる公の機関とは、国、都道府県市町村(特別区を含む)、国立又は公立の学校その他国又は公共団体の機関をいう。

第二十條中「補助金」を「負担金」に改め、同条第三項及び第五項を削り、第四項

を第三項とし、同項中「共同作業施設における」を「施設における」に、「作業の訓練」を「作業訓練」に改め、同条六項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項中「作業の訓練を行う共同作業施設」を「作業訓練を行う施設」に改める。

第二十二條を次のように改める。  
(法第三十條に関する事項)

**第二十二條** 法第三十條第二項に規定する訓練計画をたて、これを実施しようとする

工場事業場等は、訓練開始二箇月前までに、その訓練計画を添え、その所在地を管轄する都道府県知事を経て、労働大臣に、補導員の派遣及び必要な資材の送付を申請するものとする。

2 前項の申請書の様式、訓練計画書に記載すべき事項その他作業訓練の技術援助の申請に関し必要な事項は、職業安定局長が定める。

第二十三條中、第五項及び第八項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十四條を次のように改める。  
(法第三十二條に関する事項)

**第二十四條** 法第三十二條第一項但書の美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業は、次に掲げるものとする。

- 一 美術家
  - 二 音楽家
  - 三 演芸家
  - 四 科学者
  - 五 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産婦及び看護婦
  - 六 弁護士、弁理士及び計理士
  - 七 理容師
  - 八 その他中央職業安定委員会の意見を聞いて労働大臣が定める前各号に掲げる職業に類似する職業
- 2 有料の職業紹介事業を行わうとする者は、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に、許可を申請しなければならない。
- 3 前項の許可の申請に当っては、手数料を表示した表（以下料金表という。）及び業務の運営に関する規定を添附しなければならない。
- 4 有料の職業紹介事業を行う者は、料金表及び業務の運営に関する規定を変更しよ

うとするときは、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を継て、労働大臣に、変更許可を申請しなければならない。

5 公共職業安定所長は、第二項及び第四項の許可申請書を受理したときは、速にこれを都道府県知事を経て、労働大臣に送付しなければならない。

6 有料の職業紹介事業の許可の申請の手續及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

7 法第三十二條第三項の保証金の供託及びその返還の取扱は、供託法（明治三十二年法律第十五号）の定めるところによるの外、次の各号に掲げるところによる。

一 営利職業紹介事業の許可を受けた者は、許可の通知を受けた日から三十日以内に、保証金を供託しなければならない。

二 保証金は、現金又は国際証券をもって供託しなければならない。

三 保証金を供託した者は、供託書の写を、その事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に提出しなければならない。

四 営利職業紹介事業を行う者は、法第三十二條第四項の規定により、保証金のうちから損害の補償を行ったときは、速に補償を行った額と同額の現金又は国債証券を供託しなければならない。

五 労働大臣は、営利職業紹介事業を行う者からその事業を廃止した旨の届出を受理したとき、営利職業紹介事業の許可の有効期間が満了したとき又は営利職業紹介事業の許可を取り消したときは、供託原因消滅証明書を発行しなければならない。

8 法第三十二條第四項の規定により保証金から補償を受ける場合の手續は、次に掲げるところによる。

- 一 損害を受けた者が、保証金を供託した者との合意により、保証金のうちから補償を受けようとするときは、保証金を供託した者の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に対し、補償事実確認請求書により、補償を受けようとする事実の確認を求めなければならない。
- 二 損害を受けた者が、保証されるべき事実及び補償金額について、裁判所の確定判決に基いて、保証金のうちから、補償を受けようとするときは、その判決正文の写を添附して、前項に規定する手續に準じて、労働大臣に対し、補償を受けようとする事実の確認を求めなければならない。
- 三 労働大臣は、補償すべき事実を確認したときは、支払委託書及び補償事実確認書を作成し、保証金を供託した者の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

を経て、補償を受けるべき者に交付しなければならない。

四 補償を受けるべき者は、前号の書類及び保証金を供託した者の保管している供託書の正本及び印鑑証明を司法事務局に提出し、その確認を求めて、補償金額の支払を受けるものとする。

9 法第三十二条第五項の許可料の額は、有料の職業紹介事業の許可及び監督に必要な費用を償い、且つ、有料の職業紹介事業を行う者の資産の状況を証明するに足るものでなければならない。

10 有料の職業紹介事業の許可を受けた者が法第三十二条第五項の規定により許可料を納付する手続は、次に掲げるところによる。

一 有料の職業紹介事業の許可を受けた者は、許可の通知を受けた日から三十日以内に、許可料を納付しなければならない。

二 労働大臣は、有料の事業紹介事業の許可を受けた者に、その者の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、納入告知書により、許可料の納付を通告するものとする。

三 有料の職業紹介事業の許可を受けた者は、許可料を納付したときは、速にその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に届け出なければならない。

11 有料の職業紹介事業を行う者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、料金表及び業務の運営に関する規定を掲示しなければならない。

12 有料の職業紹介事業を行う者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から七日以内に、文書をもって、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に届けなければならない。

13 公共職業安定所長は、前行の届出を受理したときは、これを都道府県知事を経て、労働大臣に送付しなければならない。

14 有料の職業紹介事業を行う者がその事業を廃止したとき、営利職業紹介事業の許可の有効期間が満了したとき又は営利職業紹介事業を取り消したときは、法第三十二条第三項の規定により供託した保証金の返還を受けるものとする。

15 この命令中、公共職業安定所に適用される規定及びこれに基づく通達は、職業安定局長の定めるところにより、有料の職業紹介事業に、これを準用する。

第二十五条第一項中「無料の職業紹介事業を行わうとする者は、」を「法第三十三条の規定により無料の職業紹介事業を行わうとする者は、」に、同条第三項中「その徳性を」を「その資産の状況及び特性を」に、同条第五項中「無料の職業紹介事業を行なう者が」を「法第三十三条の規定により無料の職業紹介事業を行う者が」に、

同条第七項中「通牒」を「通達」に、「無料で行う職業紹介事業に」を「法第三十三条の規定により無料で行う職業紹介事業に」に改め、同条第二項を第三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に、次の一項を加える。

2 前項の許可申請に当っては、業務の運営に関する規定を添付しなければならない。第二十五条の次に、次の一条を加える。

(法第三十三条の二に関する事項)

**第二十五条の二** 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行わうとする学校の長は、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出に当っては、業務の運営に関する規定を添付しなければならない。

3 公共職業安定所長は、第一項の届出を受理したときは、速に都道府県知事を経て、労働大臣に送付しなければならない。

4 公共職業安定所長は、第一項の届出を受理したときは、受理した日附を届け出た者に通知しなければならない。

5 第一項の届出の手続及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

6 法第三十三条の二第二項但書の規定により、求職者の住所又は居所の変更を必要とする場合の許可申請は、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に、これを行わなければならない。

7 前項の許可申請に対する許可の基準は、職業安定局長が、これを定める。

8 第六項の許可申請の手続及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

9 法第三十三条の二第三項の規定により、無料の職業紹介事業を行う学校の長が、その学校の職員のうちから、職業紹介事業に関する業務を担当する職員を定めたとときは、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に、これを報告しなければならない。

10 無料の職業紹介事業を行う学校の長が、その事業を廃止したときは、廃止の日から七日以内に、文書をもって、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に届け出なければならない。

11 公共職業安定所長は、前項の届出を受理したときは、速に届出府県知事を経て、労働大臣に送付しなければならない。

12 この命令中、公共職業安定所に適用される規定及びこれに基づく通達は、職業安定局長の定めるところにより、学校の長の行う職業紹介事業に、これを準用する。第二十六条第一項中「政府が行う」を「職業安定機関が行う」に改める。

第三十二条第三項中「労働組合法による届け出がなされ、且つ正当のものである」ということを「労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規に適合すること」に改める。

#### 附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月二十日から適用する。但し、第三十二条第三項の規定は、昭和二十四年六月十日から適用する。

昭和二十四年二月二十六日

〔四一―一〇〕法律第二八三号

#### 身体障害者福祉法（抄）

##### 第一章 総則

（法の目的）

第一条 この法律は、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって身体障害者の福祉を図ることを目的とする。

（更生への努力）

第二条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

（編注…中略）

##### 第二章 福祉の措置

（編注…中略）

（診査、更生相談）

第十八条 都道府県知事は身体障害者の診査および更生相談を行い、必要に応じ、左の措置を取らなければならない。

一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。

二 職業補導又は就職斡旋を必要とする者に対しては公共職業安定所に紹介すること。

三 身体障害者更生援護施設への収容又はその利用を必要とする者に対しては、都道府県の設置する当該施設に収容し若しくはそれを利用させ、又は他の者の設置する当該施設に紹介すること。

四 前三号に規定するものの外、その更生に必要な事項につき指導すること。

2 都道府県知事は、前項の更生相談を行うに当り必要があるときは、身体障害者福

祉司その他身体障害者の福祉のための事業に従事する職員をして、当該身体障害者の住所又はその収容されている公私の病院若しくは療養所等に赴いて相談に応じ、又は指導させなければならない。

3 医療保険施設又は公共職業安定所は、第一項第一号又は第二号に基いて都道府県知事から身体障害者の紹介があったときは、その更生のために協力しなければならない。

（編注…中略）

##### 第三章 更生援護施設の設置

（編注…中略）

（身体障害者収容授産施設）

第三十一条 身体障害者収容授産施設とは、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を収容し、必要な訓練を行い、且つ、職業を与え、自活させる施設とする。

（義肢要具製作施設）

第三十二条 義肢要具製作施設は、義肢、作業義肢、補助工具等身体障害者に必要な物品の製作又は修理を行う施設とする。

（編注…以下略）

昭和二十五年六月八日

〔四一―一一〕労働省訓令第八号

#### 労働基準監察監督官規程改正

労働基準監察監督官規程（昭和二十四年労働省訓令第五号）等の一部を改正する訓令を次のように定める。

##### 労働基準監察監督官規程等の一部を改正する訓令

第一条 労働基準監察監督官規程（昭和二十四年労働省訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 中央監察監督官は、労働省労働基準局監督課に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める職務の級八級以上の労働基準監督官の中から、地方監察監督官は、都道府県労働基準局監督課に勤務する労働基準監督官の中から労働大臣がこれを命ずる。

**第二条** 職場補導員規程（昭和二十五年労働省訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「労働省職業安定局に」を「労働省職業安定局及び都道府県ごとに」に改める。

第二条を次のように改める。

**第二条** 職場補導員は、職業安定機関に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める職務の級人級以上の労働事務官若しくは労働技官、又は地方事務官若しくは地方技官の中から、労働大臣が命ずる。

#### 附則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月十五日から適用する。

昭和二十七年六月三日

〔四一―一一〕労働省令第一一号

#### 職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「公共職業安定所」の下に、「公共職業補導所」を加える。

第十五条第八項中「民生委員」を「福祉事務所」に改める。

第十七条第七項中「年少者」の下に「及び身体に障害のある者」を、「教育」の下に「関係機関」を加え、同項を第九項とし、第八項を第十項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 職業安定局長は、身体に障害のある者に対し特別の職業指導を行う必要がある場合においては、公共職業安定所を指定して身体に障害のある者に対する特別の職業指導に関する事項を専掌する部門を設置し、又は身体に障害のある者に対する特別の職業指導に関する調査研究を、都道府県知事をして行わせ、若しくは身体に障害のある者の更生援護を目的とする公益法人に委託することができる。

8 都道府県知事は、前項の調査研究を、同項に定める公益法人に委託することができる。

第十八条の二第三項を次のように改める。

3 職業安定局長は、都道府県知事をして、作業義し及び補助工具の規格の統一を図

るために必要な調査研究を行わせることができる。  
同条中第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、前項の調査研究を、公共職業補導所をして行わせ、又は身体に障害のある者の更生援護を目的とする公益法人に委託することができる。

第二十条第二項中「勘案して配賦するものとする。」を「勘案し、且つ、職業安定局長が定める公共職業補導所の通常の運営に必要な予算の基準に従い、公共職業補導所毎に算出して配賦するものとする。」に改める。

第二十条第三項中「施設における」を「法第二十六条第二項に規定する施設における」に改め、同条第四項中「不利益を受け」を「負担金の交付を受け」に改める。

第二十四条第一中第八号を第十三号とし、第七号の次に次の五号を加える。

八 調理士

九 マネキン

十 映画演劇関係技術者

十 美術モデル

十二 家政婦

第二十五条の二第二項に次の但書を加える。

但し、二以上の事業所で無料の職業紹介事業を行うため同時に届出をしようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経営することができる。

第二十八条第一項を次のように改める。

労働者を雇用しようとする者がその事業所の所在する都道府県の区域内から労働者を募集しようとする場合の法第三十六条の許可は、当該都道府県知事が行うものとする。

同条第二項中「都道府県知事」の下に「に、又は都道府県知事」を加える。

同条中第二項を第三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十六条及び前項の規定により、労働者の募集の許可を受けようとする者に、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、その事業所の所在する都道府県の区域内から労働者を募集しようとする場合は当該都道府県知事に、その他の場合は職業安定局長に、許可を申請しなければならない。

第三十条第三項中「職業安定局長」の下に「又は都道府県知事」を加える。  
第三十三条に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、第二十八条第一項の許可を受けて都道府県の区域内から労働者の募集を行う者が、法令若しくはこれに基く行政庁の処分を違反し、又はその募集の業務が公益を害する虞があると認めるときは、その業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 前項の規定により、業務の停止を命ぜられ、又は許可の取消を受けた者は、その処分に不服がある場合は、都道府県知事に再審議を求めることができる。

5 前項の求めがあつた場合は、都道府県知事は、地方職業安定審議会の意見を聞いて、その処分を変更するかどうかを決定する。

第三十五条第三項及び第四項を次のように改める。

3 職業安定局長は、都道府県知事に、必要と認められた会計年度における経費の全部又は一部についての資料を提出させることができる。

4 法第五十五条第二項の申請は、職業安定局長に対し、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、経費の配賦を必要とする四半期の開始前にしなければならない。

同条中第五項を削り、第六項中「それぞれの系統機関を通じて、」を削り、同項を第五項とし、第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第六項及び第七項を次のように改める。

6 都道府県知事は、法第五十五条第三項の規定に基いて経費を支出しようとするときは、その経費の支出を必要とする業務の計画について地方職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

7 職業安定局長は、必要と認めるときは、前項の経費の支出についての資料を提出させることができる。

昭和三〇年六月一〇日

〔四一―一―二〕 労働省告示第一九号

#### 職業安定法施行規則の一部改正

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条第一項第十三号の規定により、労働大臣が定める職業を次のように指定し、昭和三十三年六月十五日から適用する。

一 特別の技術を必要とする生菓子製造の作業に従事する者

昭和三十三年五月二日

〔四一―一―四〕 法律第一三三号（「職業訓練法」附則）

#### 失業保険法の一部改正

第七条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第三号中「職業の補導」を「公共職業訓練」に改める。

第二十一条第一項本文中「職業の補導」を「公共職業訓練」に改め、同項第一号中「補導」を「訓練」に改める。

2 この法律の施行前にした改正前の失業保険法第十六条第三項第三号又は第二十一条第一項の規定による職業の補導に関する指示は、改正後のこれらの規定によりした公共職業訓練に関する指示とみなす。

昭和三十六年一〇月三一日

〔四一―一―五〕 学校教育法の一部を改正する法律（法第六十八号）

#### 学校教育法の一部改正

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「大学の学部又は大学院」を「高等学校の通常の課程（以下全日制の課程という。）及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程（以下定時制の課程という。）並びに大学の学部及び大学院」に改める。

第四十四条第一項中「通常の課程」を「全日制の課程」に、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程（以下定時制の課程と称する。）を「定時制の課程」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするものその他政令で定めるものに係る第四条に規定する認可を行なうときは、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

通信制の課程に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、四年以上とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。



## IV 2部 公共職業補導関係

昭和二十二年一月三〇日

〔四一—二一—〕法律第一四一号

### 職業安定法

目次

第一章 総則

第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

第二節 職業紹介

第三節 職業指導

第四節 職業補導

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

第二節 労働者の募集

第三節 労働者供給事業

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

職業安定法

### 第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が、関係行政庁又は関係団体の協力を得て、各人に、その有する能力に適当な職業に就く機会を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに、經濟の興隆に寄与することを目的とする。

(職業選択の自由)

第二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。

(均等待遇)

第三条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

(政府の行う業務)

第四条 政府は、第一節の目的を達成するために、左の業務を行う。

- 一 国民の労働力の需要供給の適正な調整を図ること及び国民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。
- 二 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集又は労働者供給事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。
- 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適当な職業に就くことをあつ旋すること。
- 四 求職者に対し、必要な職業指導又は職業補導を行うこと。
- 五 労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。
- 六 個人、団体、学校又は関係行政庁の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。
- 七 失業保険法の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介、職業紹介又は職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。

(定義)

第五条 この法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつ旋することをいう。

この法律で職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を大ならしめるために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うことをいう。

この法律で職業補導とは、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けることをいう。

この法律で労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人をして、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律で労働者供給とは、供給契約に基いて労働者を他人に使用させることをいう。

## 第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

### 第一節 通則

(職業安定局及び職業安定事務所)

第六条 労働省職業安定局長は、労働大臣の指導監督を受け、この法律の施行に関する事項について、職業安定事務所長及び都道府県知事を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、重要産業に対する労働者募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需給供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導及び職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に関し必要な事務を掌り、所属の職員を指揮監督する。

労働大臣は、必要があると認めるときは、職業安定事務所を設置し、二以上の都道府県にわたる業務の連絡に当らせ、又は公共職業安定所関係の事務に従事する都道府県の職員に対し、その技術に関する事務について、適当な指示若しくは助言をさせることができる。

(都道府県知事の権限)

第七条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務を掌り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八条 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、労働大臣の管理に属する。

公共職業安定所長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

公共職業安定所の位置、名称、管轄区域、事務取扱の範囲、職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、労働大臣がこれを定める。

(職員の任用その他の人事)

第九条 公共職業安定所その他の職業安定機関の行う業務を効果あらしめるために、国、都道府県又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、労働大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならぬ。

前項に規定する官吏その他の職員については、職業安定機関に通ずる一定の基準

によって、勤続年数の計算及び補職、給与その他の人事を行い、並びにその意に反して、職業安定機関以外の機関の職に転じさせることはないものとする。

第一項に規定する国の官吏その他の職員は、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の二級官である官吏は、都道府県知事の内申に基いて労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の三級官である官吏その他の職員は、都道府県知事がこれを任命する。

(連絡委員)

第十条 公共職業安定所の業務を補助させるために、連絡委員を置く。

前項の連絡委員は、都道府県知事が、これを命ずる。

前二項に定めるものの外、連絡委員について必要な事項は、命令でこれを定める。

(市町村長の職務)

第十一条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、公共職業安定所長の指示に従い、左の事務を行う。

- 一 公共職業安定所に直接申し込むことのできない求人又は求職の申込について、これを公共職業安定所に取り次ぐこと。
- 二 求人者又は求職者の身元等の調査に関し、公共職業安定所から照会があった場合これを調査すること。
- 三 公共職業安定所からの求人又は求職に関する通報について、これを周知させること。

(職業安定委員会)

第十二条 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に関する重要事項を審議させるために、中央職業安定委員会、都道府県職業安定委員会及び特別地区職業安定委員会を置く。

労働大臣は、前項に規定する職業安定委員会の外、関係都道府県知事の申請に基いて必要があると認めるときは、都道府県内の一部を管轄区域とする地区職業安定委員会を置くことができる。

中央職業安定委員会は、労働大臣の諮問に、特別地区職業安定委員会は、労働大臣又は関係都道府県知事の諮問に、都道府県及び地区職業安定委員会は、関係都道府県知事の諮問に応じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に応じ、関係行政庁に建議することができる。

公共職業安定所長は、関係がある特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会に対し、意見を求めることができる。

職業安定委員会は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者、各と同数でこれを組織する。

職業安定委員会の委員のうち一名以上は、女子でなければならない。

中央職業安定委員会の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府県職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会の委員は、関係都道府県知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。

都道府県職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会は、一箇月に一回以上、中央職業安定委員会は、三箇月に一回以上、これを招集しなければならない。

職業安定委員会は、必要があると認めるときは、その業務に関する事項について、関係行政庁に、報告を求めることができる。

職業安定委員会の委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て、国会の議決を得なければならない。その金額を変更するときも同様とする。

前各項に定めるものの外、職業安定委員会について必要な事項は、命令でこれを定める。

(業務報告の様式)

第十三条 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならない。

都道府県及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

(労働力の需給に関する調査)

第十四条 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所の労働力の需要供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、労働力の需要供給の調整を図り、以て雇用量を増大することに努めなければならない。

(職業調査及び産業に対する奉仕)

第十五条 職業安定局長は、労働者の募集、選考、配置転換等に関する問題の処理について、雇用主から指導を求められた場合においては、職業に関する調査の結果に基いて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、以て産業の進展に奉仕することに努めなければならない。

職業安定局長は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、

職業解説及び職業分類表を作成しなければならない。

## 第二節 職業紹介

(求人申込)

第十六条 公共職業安定所は、いかなる求人の申込も、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するとき、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が、通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他求人者の条件について、指導することができる。

(求職の申込)

第十七条 公共職業安定所は、いかなる求職の申込についても、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、休職者に対し、その就職先、労働条件、就職地その他求職の条件について、指導することができる。

公共職業安定所は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(労働条件等の明示)

第十八条 求人者は、求人者の申込に当り、公共職業安定所に対し、公共職業安定所は、紹介に当り、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(紹介の原則)

第十九条 公共職業安定所は、求職者をその能力に適合する職業に紹介するように努めなければならない。

公共職業安定所は、求職者に対し、できるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所が、その管轄区域内において、求人者の希望する求職者又は求人数を充足することができないときは、近接する公共職業安定所に連絡し、その公共職業安定所において、充足が困難なときは、他の公共職業安定所に連絡しなければならない。

公共職業安定所間の連絡に関する手続について必要な事項は、命令でこれを定める。

(労働争議に対する不介入)

第二十条 公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。

前項に規定する場合の外、労働委員会が公共職業安定所に対し、事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前、通常使用されていた労働者の員数を維持するため必要な限度まで労働者を紹介する場合は、この限りでない。

(施行規定)

第二十一条 職業紹介の手続その他職業紹介に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

### 第三節 職業指導

(職業指導の原則)

第二十二条 公共職業安定所は、身体に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

(適性検査)

第二十三条 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者について、適正検査を行うことができる。

(学校に対する協力)

第二十四条 公共職業安定所は、学校を卒業する者に対し学校の行う職業指導に、協力しなければならない。

(施行規定)

第二十五条 職業指導の方法その他職業指導に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

### 第四節 職業補導

(職業補導の原則)

第一十六条 職業補導は、労働力の需要供給の状況に応じて、必要な職業種目について行わなければならない。身体に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するよう補導の種目及び方法が選定されなければならない。

職業補導には、共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むものとする。

(職業補導所の設置)

第二十七条 都道府県知事は、前節の職業補導を行うため、職業補導所を設置して、自らこれを経営し、又は公共団体その他の者に、その経営を委託することができる。

労働大臣は、都道府県において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、当該都道府県知事がその職業補導事業を行わないときその他特別の事情があるときは、職業補導所を設置して、自らこれを経営し、又は公共団体その他の者に、その経営を委託することができる。

(補助金等)

第二十八条 政府は、都道府県知事が設置する職業補導施設の経営に要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。

政府は、職業補導所において職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

(職業補導の基準の制定等)

第二十九条 労働大臣は、公共団体その他の者の行う職業補導事業に関し、職業補導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期間に関し必要な基準を定め、教科書の編さん、設備又は資材の確保その他職業補導所の経営に関し必要な事項について、これを援助しなければならない。

公共職業安定所は、前項の職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつ旋を行わなければならない。

(都道府県知事の行う援助)

第三十条 都道府県知事は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成以外の作業の訓練計画を実施しようとするときは、これに対し、必要な技術につき、援助をしなければならない。

(施行規定)

第三十一条 前五条に定めるものの外、職業補導事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

## 第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

(編注…以下中略)

### 第五章 罰則

第六十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千

円以上三万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

第六十四条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料で若しくは営利を目的として職業紹介事業を行った者

二 第三十三条第一項の規定に違反した者

三 第三十六条又は第三十七条第一項の規定に違反した者

四 第四十四条の規定に違反した者

五 第四十五条の規定に違反して主務大臣の許可を受けず、又は有料で労働者供給事業を行った者

第六十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第三十七条第二項の規定に違反した者

二 第三十八条の規定による制限又は指示に従わなかった者

三 第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

四 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

五 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者、又はこれに従事した者

第六十六条 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

一 第三十四条第二項の帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第四十八条の規定に違反して、故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十九条第一項の規定に違反して、故なく報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を否み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七条 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行爲をした代理人又は被用者である場合においては、行爲

者を罰する外、当該法人の代表者又は人が普通の注意を払えば、その違反行為を知ることができるときは、その法人の代表者又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

法人又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人も行爲者として、これを罰する。

#### 附則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に行政庁の許可を受けて、職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者は、この法律施行後三箇月を限り、引き続きその事業を行うことができる。

職業紹介法は、これを廃止する。

昭和二十二年二月二十九日

#### 〔四一―二〕労働省令第十二号

#### 職業安定法施行規則

(この命令の通則に関する事項)

第一条 職業安定法(以下法という)に基く命令は、この命令の定めるところによる。

2 この命令で職業安定組織とは、労働省職業安定局、職業安定事務所、都道府県職業安定主務課、公共職業安定所等すべての職業安定機関の組織をいう。

3 この命令において行政庁が、法に規定する労働大臣の権限を、行うことを定めておる場合は、法第六十一の規定に基いて、労働大臣の権限が当該行政庁に委任せられたものとする。

(法第二条に関する事項)

(編注…中略)

(法第二十六条に関する事項)

第十七条 職業補導は、現に不足し、又は将来不足すると認められる労働力を充足するに必要な職業種目であつて、且つ経済の興隆に寄与することができるものについて、これを行わなければならない。

2 身体に障害のある者で、職業補導により、通常の職業に就くことができると認められる者に対する職業補導は、通常の職業補導を受けるとともに、これを行うこ

とを原則とする。但し、本文に規定する者が通常の職業補導を受ける者とともに、職業補導を受けることが困難であると認められる場合においては、これに対し、特別の職業補導を行うことができる。

(法第二十七条に関する事項)

第十八条 都道府県知事は、職業補導所の経営を市町村(特別区を含む。以下同じ。)を除く、他の如何なる団体、又は人にも、委託してはならない。

2 都道府県知事は、その統制と監督によつて、市町村以外の者の行う職業補導事業を、法第二十九条の規定による基準に、常に適合せしめることができる。認められる場合は、前項の規定にかかわらず、その者に対し、個々の契約に基き、その経営を委託することができる。

3 経営者の利益のため、又は輸出を目的として、物の生産を行う共同作業施設は、法第二十六条第二項の規定による作業の訓練を行う共同作業施設とは認めない。

4 職業補導は、すべてこれを無料とする。

5 労働大臣は、都道府県知事が、その都道府県内において、職業補導事業を行うことが必要と認められるにかかわらず、相当の期間、法第二十九条の規定による基準に適合した職業補導を実施しようとしないうちに限り、当該都道府県知事が、これを実施するに至るまで、その都道府県内における職業補導を自ら実施することができる。

(法第二十八条に関する事項)

第十九条 法第二十八条の規定による補助金は、各四半期毎に、これを交付する。

2 前項の補助金は、職業補導を実施しようとする都道府県に対して、その総人口、労働力の需要供給の状況及び職業補導を行うことが必要な職業種目を勘案して配賦するものとする。

3 法第二十八条一項の職業補導施設の経営に要す費用には、職業補導所の新設及び職業補導設備の購入に要する費用を含むものとする。

4 共同作業施設における作業の訓練に対する補助金については、都道府県知事は当該施設において作業の訓練を受けべき者の数に応じて、これを交付するものとする。但し、三十日に満たない期間において、職業補導の目的を達することのできる職業種目については、補助金を交付しない。

5 職業安定局長は、都道府県知事が行う職業補導が、法及びこの命令並びにこれに基く通牒に違反すると認めるときは、これに対する補助を停止することができる。

6 都道府県知事は、法第二十八条第一項の補助金を受けようとするときは、事業計

画及び補助金の交付を必要とする事由を記載した申請書を、職業安定局長に提出しなければならない。

7 前項の申請書は、毎会計年度開始前四十五日までに、これを提出しなければならない。申請書に記載された計画の全部又は一部を変更しようとするときは、計画変更申請書を、毎四半期開始前三十日までに提出しなければならない。

8 前二項の申請書の様式は、職業安定局長がこれを定める。

9 法第二十八条第二項の規定による手当は、職業補導を受ける者の交通費、その他職業補導を受けるに必要な費用につき、予算の範囲内において、職業安定局長が定める額及び支給方法によりこれを支給する。

(法第二十九条に関する事項)

第二十条 作業の訓練を行う共同作業施設における賃金その他の労働条件の基準は、労働基準法の定めるところに従わなければならない。

2 職業補導施設において、職業補導に従事する者(以下指導員という。)は、職業安定局長の定める資格を有する者でなければならない。

3 職業補導施設の長は、職業補導を受ける者に対し、職業補導に関し、その受けべき職業種目に関係のない業務に従事させてはならない。

4 職業補導を受けべき者の選考は、その能力及び希望に基いて、これを行わなければならない。

5 職業補導を受けようとする者が、その居住地の都道府県において、行われていない職業種目の職業補導を希望するときは、公共職業安定所に対し、他の都道府県で職業補導を受けたい旨を申出ることができる。

6 都道府県知事は、他の都道府県に居住する者から、前項の規定により、その都道府県において、職業補導を受けたい旨の申出を受けた場合においては、その者に対し、当該都道府県に居住する者と同様の取扱をしなければならない。

7 前六項に定めるものの外、職業補導に関する基準、その他法第二十九条の規定の施行に関し必要な事項は、職業安定局長がこれを定める。

(法第三十条に関する事項)

第二十一条 法第三十条の規定による都道府県知事の援助は、資料の送付、又は当該官吏、若しくは指導員の派遣によつてこれを行う。

(法第三十一条に関する事項)

第二十二条 都道府県知事は、職業補導事業の実施状況を、職業安定局長の定める手続、及び様式に従い、労働大臣に報告しなければならない。

2 職業安定局の官吏は、定期に、都道府県知事の行う職業補導事業を監査しなければならない。

3 前項の官吏は、監査に際しては、必要な施設に、立入り、又は必要な帳簿書類を閲覧することができる。

4 都道府県知事は、職業補導の実施につき、当該都道府県内の学校、その他の施設における職業教育その他の訓練と緊密な連けいを保つよう努めなければならない。

5 都道府県知事の設置する職業補導所は、これを公共職業補導所という。

6 公共職業補導所でないものは、公共職業補導所の名称を用いてはならない。

7 公共職業補導所は、これに類似の施設で公共職業補導所でないものと、同一の場所に設置してはならない。

8 法及びこの命令の規定は、国の補助を受けて行う職業補導事業について、これを適用する。

(法第三十二条に関する事項)

第二十三条 法第三十二条但書の美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業とは、次に掲げるものをいう。

- 一 美術家
- 二 音楽家
- 三 演芸家
- 四 科学者
- 五 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
- 六 弁護士、弁理士、計理士
- 七 その他中央職業安定委員会の意見を聞き、労働大臣が定める前各号に掲げる職業に類似する職業

(編注…以下中略)

#### 附則

この命令は、職業安定法施行の日から、これを適用する。

職業紹介法施行規則、無料職業紹介事業規則、営利職業紹介事業規則、労務供給事業規則及び労務者募集規則はこれを廃止する。

法施行の際における、法に基づく公共職業安定所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範囲は、この命令の規定にかかわらず、第五条第三項に規定する手続によって、労働大臣が定めるまで、従前の命令に基き定めたものによる。

昭和二十四年五月二〇日

(四―二―三) 法律第八八号

#### 職業安定法の一部を改正する法律

職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を削り、第二号を第四号とし、第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に、次の二号を加える。

二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適当な職業に就くことをあつ旋するため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

第五条第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に、次の二項を加える。

この法律で無料の職業紹介とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

この法律で有料の職業紹介とは、実費職業紹介及び営利職業紹介をいい、実費職業紹介とは、営利を目的としないで行う職業紹介であつて、職業紹介に関して、実費としての入会金、定期的掛金、手数料その他の料金を徴収するものをいい、営利職業紹介とは、営利を目的として行う職業紹介をいう。

第二章標題中「政府の行う」を「職業安定機関の行う」に改める。

第十条を次のように改める。

(公共船員職業安定所に対する協力)

**第十条** 公共職業安定所は、公共船員職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

第十一条に、次の一項を加える。

市町村長は、前項の事務に関し、求人者又は求職者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

第十二条第一項中「この法律の施行に関する重要事項」の下に「及び他の法律に基きその権限に属せしめられた事項」を加え、同条第十一項を次のように改める。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、一般の政府職員の旅費、日当及び宿泊料の金額に準じ、労働大臣が、これを定める。

第十九条第一項を次のように改める。

公共職業安定所は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第二章中、第四節を第五節とし、第四節として、次の一節を加える。

#### 第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介

(学生生徒等の職業紹介の原則)

**第二十五条の二** 公共職業安定所は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介については、第二節の規定によるの外、学校と協力して、これらの者に対し、労働力の需要供給の状況その他職業に関する情報を提供し、職業選択に必要な助言援助を与え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適当なできるだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつ旋するよう努めなければならない。

(公共職業安定所学校間の協力)

**第二十五条の三** 公共職業安定所長は、学校教育法第一条の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介を円滑に行うため必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、左の各号に掲げる事項に限られるものとする。

- 一 求人申込を受理し、且つ、その受理した求人申込を公共職業安定所に連絡すること。
- 二 求職申込を受理すること。
- 三 求職者を求人者に紹介すること。
- 四 職業指導を行うこと。
- 五 就職後の補導を行うこと。
- 六 公共職業補導所への入所のあつ旋を行うこと。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、第十六条及び第十七条の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込は、これを受理しないことができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、公共職

業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を定め、これに自己に代つてその業務を担当させ、公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長に対して、職業に関する情報の提供その他学校の長の行う職業紹介に関する業務の執行についての援助を与えるとともに、特に必要があると認めるときは、これに対して、経済上の援助を与えることができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、その業務の執行に関し、職業安定局長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基いて定める基準に従わなければならない。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長が、法令又は前項の基準に違反したときは、その学校の長の行う職業紹介に関する業務を停止させることができる。

前七項の規定は、学校の長が第三十三条の二の規定に基いて無料の職業紹介事業を行う場合には、これを適用しない。

(施行規定)

**第二十五条の四** 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に関する方法その他学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

第二十六条を次のように改める。

(職業補導の原則)

**第二十六条** 職業補導は、労働力の需要供給の状況に応じて、必要な職業種目について行わなければならない。

職業補導は、公共職業補導所における職業補導及び失業者に職業を与える目的を以て経営される施設における作業訓練として行われる。

この法律の職業補導には、学校教育法に基いて行われる一般職業教育を含まない。労働大臣は、職業補導の計画を樹立するに当つては、関係教育行政庁の協力を得て、学校の施設の最も有効な活用を図るとともに、学校における職業教育との重複を避けなければならない。

職業補導は、すべて無料とする。

この節の規定は、国がその経費の全部又は一部を負担する職業補導事業について、これを適用する。

第二十六条の次に、次の一条を加える。



(身体障害者に対する職業補導)

## 第二十六条の二 身体に障害のある者で、職業補導により通常の職業に就くことができると認められるものに対する職業補導は、通常の職業補導を受ける者と共に、これを行う。但し、通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受けることが困難であると認められる者については、その者の能力に適合するよう、補導の種目及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行うことができる。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することができる。

労働大臣が必要があると認めるときは、公共職業補導所は、身体に障害のある者の職業補導を行うため、作業義し及び特殊の補助工具の製作及び修理を行うことができる。

第二十七条の見出しを「(公共職業補導所の設置)」に改め、同条第一項を次のように改める。

労働大臣は、前二条の職業補導を行うため、都道府県知事をして、公共職業補導所を設置して、これを経営せしめるものとする。

第二十七条第二項を第四項とし、同項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に、「又は公共団体その他の者に、」を「又は公の機関に限り、」に改め、同条第一項の次に、次の二項を加える。

都道府県知事は、公の機関に限り、公共職業補導所の経営を委託することができる。

労働大臣は、第二十六条第二項に規定する作業訓練に関する計画をたて、都道府県知事をして、これを実施せしめるものとする。

第二十八条の見出しを「(負担金等)」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

政府は、前第一項から第三項までの規定により、都道府県知事が行う公共職業補導所の設置及び経営並びに作業訓練に要する費用について、法律に基いて、これを負担する。

第二十八条に、次の一項を加える。

政府は、都道府県知事が行う職業補導が、この法律又はこれに基いて労働大臣の定める基準に違反すると認めるときは、これに対し、負担金の交付を停止し、又はその返還を命ずることができる。

第二十九条第一項中「公共団体その他の者」を「公の機関」に、「職業補導所」を「公共職業補導所その他の職業補導施設」に、同条第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

第三十条を次のように改める。

(工場事業場等の行う監督者の訓練に対する援助)

**第三十条** 労働大臣は、労働基準法に規定する技能者養成を除き、従業員の指導監督に当る者の作業訓練を実施しようとする工場事業場等に対し、技術援助を行うために、特別に訓練された補導員を置き、必要な資料を製作するものとする。

労働大臣は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成を除き、その従業員の労働力を最も有効に發揮させるために、職長、指導員等その従業員の指導監督に当る者に対して、指導監督に必要な知識技能を習得させるための訓練計画をたて、これを実施しようとするときは、その要求に応じ、補導員の派遣、資料の提供等必要な事項について、これを援助しなければならない。

労働大臣は、前項に規定する技術援助について、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

第三十一条中「前五条」を「前六条」に改める。

第三章標題中「政府以外の」を「職業安定機関以外の」に改める。

第三章中第一節を第二節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第一節として次の一節を加える。

### 第一節 通則

(適用範囲)

**第三十一条の二** この章の規定は、法律に別段の定のある場合を除く外、職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業について、これを適用する。

第三十二条を次のように改める。

(有料職業紹介事業)

**第三十二条** 何人も、有料の職業紹介事業を行ってはならない。但し、美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあっ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者についてその資産の状況及び特性を審査するとともに、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによって損害を受けた者は、前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

第三十三条第一項を次のように改める。

無料の職業紹介事業を行わうとする者は、第三十三条の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

第三十三条の次に、次の三条を加える。

(学校の行う無料職業紹介事業)

**第三十三条の二** 学校教育法第一条の規定による学校の長は、労働大臣に届け出て、

その学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。但し、大学及び高等学校以外の学校の長がその学校を卒業した者について行う職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六箇月以内の場合に限るものとする。

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、求職者を、その住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介してはならない。但し、労働大臣の許可を受けた場合及び大学の長又は高等学校の長が無料の職業紹介事業を行う場合は、この限りでない。

第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、その学校の職員の中から、職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代りてその業務を行わせることができる。

第一項の届出の手続その他学校の長の行う無料の職業紹介事業に関し必要な事項

は、命令で、これを定める。

(無料職業紹介事業の取扱範囲の限定)

**第三十三条の三** 労働大臣は、無料の職業紹介事業を行わうとする者に対し、第三十

三条第一項の規定による許可をする場合には、その者が職業紹介事業を行うに当り取り扱うべき職種の種類その他取扱の範囲を定めることができる。

前項第一項の規定により無料の職業紹介事業を行わうとする学校の長は、その取り扱うべき職業紹介の範囲を定めて、届出をすることができる。

(兼業の禁止)

**第三十三条の四** 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業そ

の他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。

第三十四条の見出しを「(準用規定等)」に、同条第一項を次のように改め、同条第二項中「前二条」を「第三十二条から第三十三条の二まで」に改める。

第十六条から第十八条まで、第十九条第一項及び第二十条の規定は、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。但し、第三十三条の三

第一項の規定により、労働大臣が職業紹介の範囲を定めて許可をした場合及び同条第二項の規定により、学校の長が職業紹介の範囲を定めて届出した場合において

は、第十六条及び第十七条の規定は、その範囲内においてのみ、これを準用するものとする。

第三十六条の見出しを「(直接募集)」

に改める。

第四十条中「第三十二条第三項の手数料その他の補償金の外、」を削る。

第四十九条第一項中「許可を受けて」の下に「、又は届出をなして」を加え、同条第二項中「第四十四条の規定」を「第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条、

第三十七条及び第四十四条の規定」に、「工場、事業場」を「事業所、事務所」に、「使用者若しくは労働者」を「事業主、使用者、労働者の募集を行う者、労働者の募集に従事する者若しくは労働者」に改める。

第五十条中「許可を受けて」の下に「、又は届出をなして」を加え、同条に、次の一項を加える。

労働大臣は、第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長に対し、前項の規定により、事業の停止を命じようとする場合には、予め教育行政庁に通知しなければならない。

第五十一条中政府以外の者の行う」を「職業安定機関以外の者の行う」に改める。

第五十二条の次に、次の一条を加える。  
(業務の周知宣伝)

## 第五十二条の二

政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業補導、失業保険その他この法律の目的を周知宣伝するため、計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

第六十四郎第一号中「有料で若しくは営利を目的として」を「有料の」に改める。

第六十五条中第一号を第六号とし、以下順次五号ずつ繰り下げ、同条に、次の五号を加える。

- 一 第十一条第二項の規定に違反した者
- 二 第三十二条第六項の規定に違反した者
- 三 第三十三条の二第一項の規定による届出をしないで、無料の職業紹介事業を行った者
- 四 第三十三条の二第二項の規定に違反した者
- 五 第三十三条の四の規定に違反した者

## 附則

- 1、この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律中、「学校の長」には、学校教育法第九十八条の規定により存続する従前の規定による学校の長を、「大学の長」には、同条の規定により存続する大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の長を、「高等学校の長」には、同条の規定により存続する中等学校の長を含むものとする。

昭和三十三年五月二日

〔四―二―四〕法律第一三三三号(「職業訓練法」附則)

## 職業安定法の一部改正

第六条 職業安定法の一部を次のように改正する。

職業安定法目次を次のように改める。

目次

第一章 総則

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一節 通則

第二節 職業紹介

第三節 職業指導

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介

第五節 削除

第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 通則

第二節 職業紹介

第三節 労働者の募集

第四節 労働者供給事業

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

第三条中「職業補導」を「職業指導」に改める。

第四条第五号中「又は職業補導」を削り、同条第八号中「、職業指導又は職業補導」を「又は職業指導」に改める。

第五条第五項を削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第六条第一項中「、職業指導及び職業補導」を「及び職業指導」に改める。

第八条第一項中「、職業補導」を削る。

第十九条の次に次の一条を加える。

(公共職業訓練のあつ旋)

第十九条の二 公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業訓練を受けることについてあつ旋を行うものとする。

第二十五条の三第二項第六号を次のように改める。

六 公共職業訓練を行う施設への入所のあつ旋を行うこと。

第二章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第二十六条から第三十一条まで 削除

第五十二条から第五十三条まで中「、職業補導」を削る。

昭和三十三年七月一日

〔四―二―五〕労働省令第一六号（「職業訓練法施行規則」附則）

**職業安定法施行規則の一部改正**

第四条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、公共職業補導所」を削る。

第八条第二十一項第一号四中「及び職業補導」を削る。

第九条第二項第三号中「、職業補導」を削る。

第十八条から第二十三条までを次のように改める。

第十八条から第二十三条まで 削除

## IV 3 部 技能者養成関係

昭和二十二年四月七日

〔四一三一〕 法律第四九号

### 労働基準法

#### 目次

第一章	総則
第二章	労働契約
第三章	賃金
第四章	労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇
第五章	安全及び衛生
第六章	女子及び年少者
第七章	技能者の養成
第八章	災害補償
第九章	就業規則
第十章	寄宿舎
第十一章	監督機関
第十二章	雑則
第十三章	罰則

#### 第一章 総則

(労働条件の原則)

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

(労働条件の決定)

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場においてを決定すべきものである。

る。

労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々の義務を履行しなければならない。

(均等待遇)

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(男女同一賃金の原則)

第四条 使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、差別的取扱をしてはならない。

(強制労働の禁止)

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意志に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(公民権行使の保障)

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、否んではない。但し、権利の行使又は公の職務の執行を変更することができる。

(適用事業の範囲)

第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

(一) 物の製造、改造、加工、修理、浄洗、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

(二) 鉱業、砂鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業

(三) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

(四) 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

(五) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、駐車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(六) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業

(七) 動物の飼育又は水産動植物の採取若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

(八) 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

(九) 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

(十) 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

(11) 郵便、電信又は電話の事業

(12) 教育、研究又は調査の事業

(13) 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

(14) 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

(15) 焼却、清掃又は、と殺の事業

(16) 前各号に該当しない官公署

(17) その他命令で定める事業又は事務所

(定義)

第九条 この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十条 この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によって計算した金額を下つてはならない。

一、賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二、賃金の一部が、日、週その他一定の期間によって定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

前二項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金総額から控除する。

一、業務上の負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二、産前産後の女子が第六十五条の規定によって休業した期間

三、使用者の責に帰すべき事由によって休業した期間

四、試の使用期間

第一項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、命令で定める。

雇入後三箇月に満たない者については、第二項の期間は、雇入後の期間とする。

日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、労働に関する主務大臣の定める金額を平均賃金とする。

第一項乃至第六項によって算定し得ない場合の平均賃金は、労働に関する主務大臣の定めるところによる。

## 第二章 労働契約

(編注…以下中略)

### 第六章 女子及び年少者

(最低年齢)

第五十六条 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者についてはこの限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八条第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない児童についても同様である。

(年少者の証明書)

第五十七条 使用者は、満十八才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前条第二項の規定によって使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

(未成年者の労働契約)

第五十八条 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認められる場合においては、将来に向つてこれを解除することができる。

第五十九条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取ってはならない。

(年少者の労働時間及び休日)

第六十条 第三十二条第二項、第三十六条及び第四十条の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない。

第五十六条第二項の規定によって使用する児童については、第三十二条第一項の労働時間は、修学時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、満十五才以上(第五十六条第一項但書の規定する満十四才以上を含む。)で満十八才に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(女子の労働時間及び休日)

第六十一条 使用者は、満十八才以上の女子については、第三十六条の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。

(深夜業)

第六十二条 使用者は満十八才に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によって使用する満十六才以上の男子については、この限りではない。

労働に関する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

交替制によって労働させる事業については、行政官庁の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前

五時三十分から労働させることができる。

前三項の規定は、第三十三条第一項の規定によって労働時間を延長する場合又は第八条第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六条第二項本文の規定によって使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(危険有害業務の就業禁止制限)

第六十三条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を第四十九条の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八才以上の女子に、これを準用することができる。

第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

(坑内労働の禁止)

第六十四条 使用者は、満十八才に満たない者及び女子を坑内で労働させてはならない。

(産前産後)

第六十五条 使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

(育児時間)

第六十六条 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四条の休憩時間の外、

一日二回各と少くとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。

(生理休暇)

第六十七条 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

前項の業務の範囲は命令で定める。

(帰郷旅費)

第六十八条 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

## 第七章 技能者の養成

(徒弟の禁止)

第六十九条 使用者は、徒弟、見習、養成工その他何等の名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

(技能者の養成)

第七十条 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するため必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。

前項の規程に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第二十四条の賃金の支払、第三十一条の最低賃金並びに第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができらる。

第七十一条 使用者は、前条の規定に基いて発する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規程による認可に基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て、技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事

業場に備え付けなければならない。

第七十二条 前二条の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九条第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えなければならない。

第七十三条 第七十条及び第七十一条の規定の適用をうける労働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の条件に反した場合においては、行政官庁は、第七十一条の認可を取消することができる。

第七十四条 第七十条の規定に基いて発する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。

技能者養成委員会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各と同数を委嘱する。

前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に関し必要な事項は、命令で定める。

## 第八章 災害補償

(編注…以下中略)

### 第十三章 罰 則

第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十円以上三万円以下の罰金に処する。

第一百八十条 第六条、第四十八条、第五十六条又は第六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第一百九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第三項、第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条但書、第三十七条、第三十九条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十一条、第六十条第二項若しくは第三項、第六十一条乃至第六十三条、第六十五条、第六十六条、第七十二条、第七十五条乃至第七十七条、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第九十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第三十三條第二項、第五十四條第二項又は第五十五条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第四十条の規定に基いて発する命令に違反した者
- 四 第七十一条第一項の規定により認可を受けた員数、教習方法、契約期間、労働



時間並びに賃金の基準及び支払の方法に違反した者

第二百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第二百五條乃至第九十九條の規定に違反した者

二 第十八條第二項の規定により認可を受けた保管及び返還の方法に違反した者

三 第五十三條第三項、第五十五條第二項又は第九十二條第二項の規定による命令に違反した者

四 第一条の規定による労働基準監督官の臨検、検診若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五 第一百十條の規定による行政官庁又は労働基準監督官の要求のあった場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第二百一十條 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合においてはその法定代理人を事業主とする。以下本條において同様である。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。

## 附則

第二百二十二條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。

第二百二十三條 工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法、黄燐燐寸製造禁止法及び昭和十四年法律第八十七号は、これを廢止する。

(編注…以下中略)

第二百二十八條 この法律施行の際、満十二才以上の児童を使用する使用者が、引き続

きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から六箇月間は、その者については第五十六條の規定は、これを適用しない。

この法律施行の際、満十六才以上の男子を使用する使用者が、引き続きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から一年間は、その者については第六十四條の規定は、これを適用しない。

第二百二十九條 この法律施行前、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、なお旧法の扶助に關する規定による。

第三十條 この法律施行前（第二百二十七條第二項の場合においては、同條第一項の期間を含む。）になした行為に關する罰則の適用については、なお旧法による。

別表第一

身体障害等級及び災害補償表（編注…以下略）

昭和二十二年一月三十一日

〔四一三一〕二 労働省令第六号

## 技能者養成規程

第一条 労働基準法（以下法という。）第七十條の規定による特定の技能者の養成は、この命令の定めるところによる。

第二条 この命令で技能習得者とは、労働大臣が別表第一に指定する技能を習得する者で、法第七十一條第一項の規定による認可に基づいて使用される者をいう。

第三条 この命令で養成契約とは、使用者が技能習得者に系統的技能訓練を与えることを約し、技能習得者がこれに対し、約定の条件に従つて労働に服することを約する労働契約をいう。

第四条 養成契約は、書面をもつて締結し、二通を作成し、一通は使用者、一通は技能習得者が契約期間の満了までこれを保管しなければならない。

第五条 養成契約書には、次に掲げる事項を具備しなければならない。

- 一 使用者の氏名、職業及び住所又は事業の名称、種類並びに事業場の所在地
- 二 技能習得者の氏名、生年月日、本籍及び住所

三 従事すべき業務の種類

四 養成期間

五 試の使用期間の定をする場合には、その期間

六 使用者及び技能習得者の義務として特に定めたものがあるときは、その事項

七 賃金の基準、昇級及び支払方法その他給与に関する事項

八 使用者並びに技能習得者及びその法定代理人の記名捺印

第六条 試の使用期間は、雇入れ後一箇月を越えない期間について、これを定めることができる。この期間は、養成期間のうちに含める。

第七条 養成契約の当事者は、試の使用期間中においては、養成契約を解除することができる。

第八条 技能習得者は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、養成契約を解除することができる。

一 この命令に定める資格を失った場合

二 事業を廃止した場合

三 精神又は身体の障害によって、技能者の養成を継続することができなくなつた場合

四 法、この命令、就業規則又は養成契約の定に違反した場合

第九条 使用者は、技能習得者が次の各号の一に該当する場合には、養成契約を解除することができる。

一 精神又は身体の障害によって、技能の習得を継続することができなくなつた場合

二 法、この命令、就業規則又は養成契約の定にしばしば違反した場合

三 素質、順応又は能力が不十分で成業の見込がない場合

第十条 使用者は、前条の規定に基いて契約を解除する場合には、様式第一号によつて、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。

第十一条 養成契約は、法第十四条の規定にかかわらず、この命令に定める養成期間について、これを締結することができる。但し、第十六条の規定によつて雇い入れた技能習得者の養成契約は、第二十二条第二項の証明書に記入された期間を控除して、これを締結しなければならない。

第十二条 養成期間は、別表第二に定める期間を越えてはならない。但し、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、一年を越えない期間において、これを延長することができる。

第十三条 使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところによつて、技能教程、関連学科及びその教習時間その他の教習事項を定め

なければならない。

第十四条 使用者は、技能教程の進度に応じ、少なくとも年一回技能を検定し、技能習得者の技能の等級を定めなければならない。

使用者は、養成期間の修了した場合には、技能習得者の技能を検定し、これを様式第二号によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

前二項の規定による検定の方法は、労働大臣がこれを定める。

第十五条 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能習得者の素質、健康、習得の進度その他の事由によつて、その者について、教習事項の一部を変更することができる。

第十六条 使用者は、第二十二条第二項の証明書を有する者を雇い入れて技能習得者とした場合には、その者が既に習得した課程及び等級に応じて教習を行わなければならない。

第十七条 使用者は、直接の指導、監視その他適切な防護の方法を定めた場合には、技能の習得を目的とする満十八歳に満たない者、女子及び未経験者を労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務中別表第三に指定する業務に就かせることができる。

前項の規定による防護の方法の基準は、別表第3による。

第十八条 次の各号の一に該当する使用者でなければ、技能者の養成をすることができない。

一 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格した者

二 当該技能について、別表第四に定める経験年数、学歴または資格を有する者

三 労働大臣の指定する同業組合又は技能者の団体によつて技能者の養成の資格があることを証明された者

四 労働大臣の指定する他の法令によつて、当該法令に定める技能についての指導員の資格を有する者

第十九条 衆議院議員選挙法第六条の規定によつて、被選挙権を有しない者は、技能者の養成をすることができない。

第二十条 使用者は、その直接の責任の下に技能者の養成の一部または全部について、この命令に定める資格を有する他の者をして行わせることができる。

第二十一条 使用者は、疾病その他の事由によつて、技能者の養成ができなくなつた場合で、技能習得者が養成契約の継続を欲するときは、使用者が変わつて

この命令に定める資格を有する他の者をして技能者の養成を行わせなければならない。

第二十二條 使用者は、養成期間が終了した場合には、技能習得者に対し技能者養成修了証明書を交付しなければならない。

使用者は、養成契約が解除された場合には、技能習得者が既に習得した課程、期間及び等級を記入した証明書を交付しなければならない。

第二十三條 技能習得者は、養成契約の存続中に他の使用者に雇われてはならない。

第二十四條 事業場内におけると否とを問わず、技能習得者が第十三條の教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とみなす。

第二十五條 使用者は、技能習得者に対し賃金の一部を居住費、賄費として控除することができる。

使用者は、技能習得者に対し道具、作業衣、教材その他教習に必要な物品を無償で提供しなければならない。

第二十六條 使用者は、法第二十八條の規定に基いて最低賃金が定められた場合には、法第三十一條の規定にかかわらず、技能習得者の教習の課程に応じた賃金を支払うことができる。

前項の賃金は、労働大臣が技能者養成委員会に諮問して定めた金額を下つてはならない。

第二十七條 使用者は、満十八歳に満たない者に、養成期間中出来高拂制その他の請負制を行つてはならない。

第二十八條 法第七十一條第一項の規定による認可は、様式第三号によつて、所轄労働基準監督署長よりこれを受けなければならない。

第二十九條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基いて、労働者を雇い入れた場合には、様式第四号によつて、所轄労働基準監督署に届け出なければならない。

前項の届出には、第四條の規定による養成契約書を添付しなければならない。

第三十條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基いて、様式第五号による技能習得者証明書を所轄労働基準監督署長より受け、これを事業場に養成契約の期間の満了まで備え付けなければならない。

第三十一條 使用者は、様式第六号によつて、技能習得者名簿を調製し、これを事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前項の名簿をもつて、法第七十條の労働者名簿にかえることができる。

第三十二條 使用者が法第七十一條第一項の認可を受けないで、その所属労働者を労働の過程において養成する場合にも、技能者の養成の名義を用いても、これに対してはこの命令による定の適用がなく、法の一般の規定が適用される。

法第七十一條第一項の認可を取消された場合も同様である。

**附則**

第三十三條 この命令は昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。但し、第三十一條の規定は昭和二十三年三月一日からこれを施行する。

第三十四條 この命令施行の際現に技能者の養成をする使用者が、法第七十一條第一項の認可を受けた場合には、昭和二十一年三月一日以後に雇い入れた者について行つた技能者の養成については、これをこの命令による技能者の養成をしたものとみなす。

第三十五條 この命令施行の際法第八條第四号の事業の使用者で、昭和二十二年四月一日現在において満十六歳以上満十八歳未満の者を機関車乗務員として養成するため現に使用している者が、その者を同一目的のため引続き使用せんとする場合は、昭和二十四年三月末日までこれを継続することができる。

前項の使用者に対しては、この命令を準用する。

別表第一 指定技能表

一	理科学機械工
二	精密機械工
三	電気機械組立工
四	鋳物工
五	鍛工
六	刻版工
七	精密印刷工
八	鍍金工
九	カットグラス工
十	レンズ研磨工
十一	陶工
十二	漆工
十三	竹藤細工職

別表第一 養成期間表

一	理科学機械工	三年
二	精密機械工	四年
三	電気機械組立工	三年
四	鋳物工	三年
五	鍛工	三年
六	刻版工	四年
七	精密印刷工	四年
八	鍍金工	三年
九	カットグラス工	三年
十	レンズ研磨工	四年
十一	陶工	三年
十二	漆工	四年

十四	手捺染職
十五	手織工

十三	竹籐細工職	三年
十四	手捺染職	三年
十五	手織工	四年

別表第三 (別に定める)

別表第四 使用者資格表

技能	使用者の資格
一 理科学機械工	一 従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有する者
二 精密機械工	二 当該技能に関係ある実業学校、工場事業場技能者養成令による養成施設の教育又は課程を修了した後五年以上の実地経験を有する者
三 電気機械組立工	三 大学又は専門学校において当該技能に関係する学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有する者又は幹部機械工養成所の課程を修了した者
四 鋳物工	四 機械技術者検定令による検定に合格した者
五 鍛工	一 従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有する者
六 刻版工	二 当該技能に関係ある実業学校卒業後五年以上の実地経験を有する者
七 精密印刷工	三 大学又は専門学校において当該技能に関係する学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有する者
八 鍍金工	
九 カットグラス工	
十 レンズ研磨工	
十一 陶工	
十二 漆工	
十三 竹籐細工職	
十四 手捺染職	
十五 手織工	

技能者養成規定の一部改正

技能者養成規程(昭和二十二年十月労働省令第六号)の一部を次のように改正し、公布の日から、これを施行する。

別表第一

指定技能表

分類番号 技能名 指定技能表 該要

一ノ一 金属工芸師

(1) 鍍金師

(2) 彫金師

(3) 鋳金師

(4) 鋳師

一ノ二 金属彫刻工

一ノ三 七宝細工職

一ノ四 宝石細工職

一ノ五 カットグラス工

一ノ六 グラブイール工

一ノ七 陶工

一ノ八 漆器師

一ノ九 竹籐細工職

一ノ一〇 金属玩具工

板金、鍛金及び鍍起等の金属打物及びその仕上着色における技能(嵌金及び蠟接を含む。)

鑿による素彫、象嵌及び肉彫等の金属彫刻及びその仕上着色における技能

物型、蠟型、砂型及び込型等による鋳物及びその仕上着色における技能

蠟接及び寄せ物による飾金具製作における技能(所謂白銀師、よせ物師、家形師)

捺染ロール、印刷整版笏の金属性の版の彫刻における技能(腐蝕法によるものを含み木、石、骨、甲牙の彫刻を除く。)

七宝細工における技能

宝石、珊瑚、瑪瑙、水晶等の細工における技能

カットグラス(切りガラス)の製作における技能

ガラス訶品のグラブイール加工における技能

陶磁器の原料配合成型、施釉焼成、絵付等の作業における技能

木材又は特殊材料による漆素地の製作における技能

下地、上塗り、変り塗、平目梨地塗、漆塗等における技能

様式第一号 (編注…以下略)

昭和二十三年六月三〇日

(四一三一一三) 労働省令第九号

二ノ一	織物工	製糸工程以後の撚糸加工及び織物における技能（意匠圖案及び調紋を除く。）							
二ノ二	紡機調整工	紡績機械の仕上組立、調整、運転、修理における技能	三ノ一八	通信機組立工	有線及び無線の送受信機、交換機、配線器具、電気計器、電気信号機等の組立、調整、修理における技能（真空管の排気作業を含む。）				
二ノ三	織機調整工	織機の仕上組立、調整、運転、修理における技能							
二ノ四	染色工	手捺染、手染、機械染色、染色仕上等染色における技能							
三ノ一	機械工	旋盤工、フライス工、研磨工等の金属機械加工における技能	三ノ一九	内燃機関組立工	陸用及び船用の内燃機関の組立、調整、修理における技能				
三ノ二	板金工	薄板加工における技能（工芸的板金加工を除く。）	三ノ二〇	機械組立工	内燃機関以外の産業用機械（工作機械を含む。）の組立、調整、修理における技能				
三ノ三	製罐工	製罐作業における技能	三ノ二一	自動車組立工	自動車の総組立、偽装における技能（修理を除く。）				
三ノ四	電弧溶接工	電弧溶接における技能（スポット溶接を除く。）	三ノ二二	偽装工	船舶の偽装における技能				
三ノ五	ガス溶接工	ガス溶接における技能	三ノ二三	舟大工	船大工作业における技能				
三ノ六	鋳物工	工業用鋳物の型込、熔解、鋳込等鋳造における技能（工芸的鋳金を除く。）	三ノ二四	義肢工	作業用及び装飾用の義肢及び作業補助具の製作における技能				
三ノ七	木型工	鋳物木型の製作における技能	三ノ二五	自動車修理工	自動車の修理における技能				
三ノ八	たん工	鍛冶機械火造、刃物、農具等の鍛造における技能（工芸的鍛金を除く。）	四	精密印刷工	紙幣、証券類、地図等の如く極めて精巧な印刷における技能				
三ノ九	車輛木工	電車及び客貨車等鉄道車輛の木の製作における技能	五ノ一	電気工	電気機械器具の運転、保守、調整、修理における技能				
三ノ一〇	造船木工	船舶の木部における技能	五ノ二	電路工	屋内及び屋外の送配電線の架線、保守、修理等における技能				
三ノ一一	現図工	工作図等の現図作業における技能	六ノ一	大工	家屋及び堂宮の大工作业における技能				
三ノ一二	仕上工	金属製機器具の部品仕上における技能（治工具及び金型の仕上を除く。）	六ノ二	建具職	建具の製造における技能				
三ノ一三	治工具及び金型 仕上工	金属加工用の治具工具及び仕上における技能（各種プレス用金型の仕上を含む。）	六ノ三	家具職	和洋家具の製造における技能				
三ノ一四	レンズ研磨工	光学機械用レンズ及びプリズムの粗研、精磨、芯取り等研磨における技能	六ノ四	タイル張工	床、壁等のタイル張りにおける技能				
三ノ一五	精密機械工	光学機械（写真機を含む。）軸受、ミシン、時計（電気時計を除く。）等の精密機械器具の仕上組立、調整、修理における技能（治工具及び金型の仕上を除く。）	六ノ五	配管工	空気、水、ガス、蒸気などを供給する管の湾曲、切断、ネジ立及び取付等配管における技能				
三ノ一六	理学科学機械工	試験検査用、理科学用、医療用及び測量用の機械器具並びに度量衡器等の理学科学機械器具の仕上組立、調整、修理における技能	別表第二	養成期間表					
三ノ一七	電気機械組立工	発電機、電動機、変圧器、整流器、配電盤、コントローラー等の所謂重電機の巻線、配線、組立、調整、修理における技能	分類番号	技能					
			一ノ一	金属工藝師	三年	三ノ七	木型工	同	
				1 鋲金師	同	三ノ八	鍛工	同	
				2 彫金師	同	三ノ九	車輛木工	同	
						三ノ一〇	造船木工	同	

一ノ二	3 鋳金師	同	三ノ一	現図工	同	一ノ九	竹籐細工職	三年	三ノ二三	舟大工	同
一ノ三	4 鋳師	同	三ノ二	仕上工	同	一ノ一〇	金属玩具工	同	三ノ二四	義肢工	同
一ノ四	金属彫刻工	四年	三ノ三	治、工具及金型仕上工	同	二ノ一	鋳物工	同	三ノ二五	自動車修理工	同
一ノ五	七宝細工職	三年	三ノ四	レンズ研磨工	四年	二ノ二	紡機調整工	同	四	精密印刷工	同
一ノ六	宝石細工職	同	三ノ五	精密機械工	同	二ノ三	織物調整工	同	五ノ一	電気工	同
一ノ七	カットグラス工	同	三ノ六	理科学機械工	三年	二ノ四	染色工	同	五ノ二	電路工	同
一ノ八	セラミック工	同	三ノ七	電気機械組立工	同	三ノ一	機械工	同	六ノ一	大工	同
	陶工	同	三ノ八	通信機組立工	同	三ノ二	板金工	同	六ノ二	建具職	同
	漆器師	四年	三ノ九	内燃機組立工	同	三ノ三	製罐工	同	六ノ三	家具職	同
	1 漆素地師	同	三ノ一〇	機械組立工	同	三ノ四	電弧熔接工	同	六ノ四	タイル張工	同
	2 漆塗師	同	三ノ一一	自動車組立工	同	三ノ五	ガス熔接工	同	六ノ五	配管工	同
	3 漆加飾師	同	三ノ一二	艀装工	同	三ノ六	鋳物工	同			

別表第三 就業可能業務及び防護方法基準の表（女子年少とは女子年少者労働基準規則の略称）  
（編注：技能名だけの技能の就業制限内容等は略した。）

技能	就業を制限されている業務（根拠規定）	同上中技能習得者を就業させることのできる業務	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準
一ノ一ノ (1) 鋳金師	女子年少 第十三条第五十号	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	一、作業の際一人につき作業場の床面積を四平方メートル以上とすること。 二、同一室において三人以上を同時に作業させないこと。但し、労働者間の距離が十米以上である場合はこの限りでない。
一ノ一ノ (2) 彫金師			
一ノ一ノ (3) 鋳金師			
一ノ八ノ (1) 漆素地師	女子年少 第十三条第三十一号 第四十六号	木工用かなな機短軸面取機を用いる業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。 一、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳重な監視の下作業させること。
一ノ一ノ (2) 漆塗師			
一ノ一ノ (3) 漆加飾師			
二ノ四 染色工			
三ノ六 女子年少 第十三条第四十四号 第四十六号		土石獣毛のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	マスク等の保護具を使用させること。 一、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超え

三ノ一七 電気機械 組立工	女子年少 第十三条第十八号 第三十五号	高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務 鉛、水銀、クローム、砒素、黄リン、弗素、塩素、ア ニリンその他これに準ずる有害なもののガス蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	電気機械組立調整の作業 一、引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除、塗装作業 二、トーチランプを使用する作業 一、硫酸電池の取扱 二、コイル仕上（パラフィン浴） 三、水銀整流器の組立作業 一、硫酸電池の取扱 二、コイル仕上（パラフィン浴） 三、水銀整流器の組立作業 一、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業 二、塗料の焼付 三、焼きはめ	ないこと。 第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視を要すること。 指導者の監視を要すること。
三ノ一八 通信機組 立工	女子年少 第十三条第十八号 第三十五号 第三十七号 第三十八号 第四十六号	高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務 鉛、水銀、クローム、砒素、黄リン、弗素、塩素、ア ニリンその他これに準ずる有害なもののガス蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	通信機組立調整の作業 引火性溶剤を使用する絶縁作業掃除、塗装作業 一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント付エーテル 三、コイル仕上（パラフィン浴） 一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント付（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 一、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業 二、塗料の焼付	第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視を要すること。 指導者の監視を要すること。 一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導 監視を要すること。 三、指導者の直接指導監視を要すること。 一、防熱手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。
第四十六号	多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	一、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業 二、塗料の焼付	一、防熱手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。	

別表第四 使用者資格表  
分類番号 技能

使用者の資格

三ノ四 電弧熔接工  
三ノ五 ガス熔接工  
三ノ六 鋳物工  
三ノ七 木型工  
三ノ八 鍛工

- 三ノ九 車輛木工
- 三ノ一〇 造船木工
- 三ノ一一 現図工
- 三ノ一二 仕上工
- 三ノ一三 治工具及金型仕上工
- 三ノ一四 レンズ研磨工
- 三ノ一五 精密機械工
- 三ノ一六 理学機械工
- 三ノ一七 電気機械組立工
- 三ノ一八 通信機組立工
- 三ノ一九 内燃機関組立工
- 三ノ二〇 機械組立工
- 三ノ二一 自動車組立工
- 三ノ二二 艤装工
- 三ノ二三 舟大工
- 三ノ二五 自動車修理工
- 一ノ一 金属工藝師
- 1 鋤金師
- 2 彫金師
- 3 鋳金師
- 4 鋳師
- 一ノ二 金属彫刻工
- 一ノ三 七宝細工職

次の各号の一に該当する者

一、従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有すること。

二、当該技能に関係ある実業学校、工場事業場技能者養成令による養成施設の教育又は課程を修了した後五年以上の実地経験を有すること。

三、大学又は専門学校において当該技能に関係ある学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有する者又は幹部機械工養成所の課程を修了したこと。

四、機械技術者検査令に合格したこと。

- 一ノ四 宝石細工職
- 一ノ五 カットガラス工
- 一ノ六 グラヴール工
- 一ノ七 陶工
- 一ノ八 漆器師
- 1 漆素地師
- 2 漆塗師
- 3 漆加飾師
- 一ノ九 竹籐細工職
- 一ノ一〇 金属玩具工
- 二ノ一 鋳物工
- 二ノ二 紡機調整工
- 二ノ三 織物調整工
- 二ノ四 染色工
- 三ノ二四 義肢工
- 四 精密印刷工
- 五ノ一 電気工
- 五ノ二 電路工
- 六ノ一 大工
- 六ノ二 建具職
- 六ノ三 家具職
- 六ノ四 タイル張工
- 六ノ五 配管工

次の各号の一に該当する者

一、従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有すること。

二、当該技能に関係ある実業学校卒業後五年以上の実地経験を有すること。

三、大学又は専門学校において当該技能に関係ある学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有すること。

昭和二十三年六月三〇日  
〔四―三―四〕労働省告示第二二三号

教習事項に関する告示

技能者養成規程第十三条の規定に基き教習事項に関し次のように定める。

教 習 事 項	教 習 時 間			備 考
	第一年度	第二年度	第三年度	

一 社会科	七〇	七〇	七〇
1 労働			
2 産業経済			
3 技能と作業能率			
二 体育	三五	三五	三五
三 関連学科	二一〇	二一〇	二一〇
1 工業数学	〇	〇	〇
1 算術を主として代数、幾何			

一ノ一ノ(1)鋤金師



等に及ぶ必要なし。

2	物理及化学……………○	
3	実用外国語……………○	
4	意匠図案法……………○	4 図学を含む。
5	美術工芸史（東洋及西洋）……………○	
6	金工史……………○	
7	工作法……………○	
8	材料学……………○	8 金属材料その他
9	工芸化学……………○	9 着色等
四	実技……………一五五五	
1	基本工法……………○	1 b、c 簡単な作業で鋏、鑿、 金槌、木槌、やすり、 きさげ、石砥、炭砥、伸し、 糸鋸その他の工法

2	産業経済……………三五	
3	技能と作業能率……………三五	
二	体育……………三五	
三	関連学科……………二〇五	
1	工業数学……………二〇五	1 算術を主として代数、幾何等に 及ぶ必要なし。
2	物理及化学……………二〇五	
3	実用外国語……………二〇五	
4	工芸化学……………二〇五	4 漆液、顔料、木材、塗料、接合 剤その他基本的材料
5	意匠図案法……………二〇五	5 図学を含む。 文様（平面図案法）、造型 （立体図案法）、色彩

a	工具製作法……………○	
b	工具使用法……………○	
c	材料使用法……………○	
2	板金法……………○	2 一年度の後期より行う。
a	板金加工法……………○	a 板金、延べ、曲げその他
b	鍛接法……………○	b 鍛付、ハンダ付その他
c	板金組立法……………○	c 箱物、丸物、組立その他
3	鋤起法……………○	3 二年度の後期より行う。
a	口浅鋤起……………○	a 皿、盆その他
b	口深鋤起……………○	b コップ、椀物その他
c	口寄せ起……………○	c 花瓶その他
4	仕上げ着色……………○	4 各年度の末期に当該年度 に習得した製品について 行う。

6	美術工芸史（東洋及西洋）……………○	
7	漆工史……………○	
8	漆工材料学……………○	
9	漆工製作法……………○	9 加飾、塗、素地、設備機械器 具その他
10	製品試験及検査法……………○	第四年度は製作法に関する斬 新なものを習得させる。
11	一般塗装法……………○	
四	実技……………一〇八五	
甲	基本実習……………二二〇	
1	木材素地法……………○	甲 基本実習は1又は2或いは 1の各項どれかを専門とす るものを中心としてこれに 力点を置き、その他の項は 関連して教えること。
a	挽物法……………○	
b	板物法……………○	
c	指物法……………○	c 指物は大なる箱物、棚、 机、卓子等を指す。
d	曲物法……………○	
e	プレスベニヤ……………○	
2	特殊素地法……………○	
a	金属……………○	
b	合成材料……………○	

一ノ二ノ(2)彫金師（編注：以下、職種のみ表記の職種は、教習事項を略した。）

一ノ二ノ(3)鍍金師

一ノ二ノ(4)鍍師

一ノ八ノ(1)漆素地師

教習事項	教習時間	備考
第一年度	七〇	
第二年度	七〇	
第三年度	七〇	
第四年度	七〇	

一 社会科

1 労働

c 紙  
d 竹  
e その他

乙 応用実習

- 1 平易な挽物類……………○……………○
- 2 平易な板物、曲物類……………○……………○
- 3 複雑な挽物類……………○……………○
- 4 複雑な板物、曲物類……………○……………○

一ノ八ノ(2) 漆塗師  
一ノ八ノ(3) 漆加飾師

二ノ一 鑄物工

二ノ四 染色工

三ノ六 鑄物工

一 社会科

1 労働

2 産業経済

3 技能と作業能率

二 体育

三 関連学科

1 工業数学……………○……………○

2 物理及化学……………○……………○

3 実用外国語……………○……………○

4 機械工作法……………○……………○

5 機構通論……………○……………○

6 電気通論……………○……………○

7 用器画及び製図……………○……………○

8 鑄造法……………○……………○

四 実技

1 基本実習……………九四五 一〇五〇 一三三〇

- a 鑄砂型込め法
- b 中子製作法
- c 生型作業

- 1 皿、碗、鉢等
- 2 盆、膳、箱類
- 3 蓋物、棚、第等
- 4 箱類、棚、第等

d 挽型作業  
e 掻型作業  
f 中子製作法

2 応用実習

a 機械部品(第一部)

b 機械部品(第二部)

c キューボラ操作法

d コシキ操作法

e 坩堝炉操作法

三ノ七 電気機械組立工

一 社会科

1 労働

2 産業経済

3 技能と作業能率

二 体育

三 関連学科

1 工業数学……………○……………○

2 物理及化学……………○……………○

3 実用外国語……………○……………○

4 電気理論……………○……………○

5 材料……………○……………○

6 機械大意……………○……………○

7 工作法……………○……………○

8 設計製図……………○……………○

9 電気機械器具……………○……………○

10 力学及材料強弱学……………○……………○

11 電力応用……………○……………○

12 電気法規……………○……………○

四 実技

1 基本実習……………九四五 九四五 一一九〇

d ベルト、プーリーその他  
e 直管、曲管等  
f 自ら心金を作り現形挽型その他による複雑な中子の製作  
2 工場内における鑄造作業の現業に従事することにより修得せしめることを原則とする。  
a 小物を主とし複雑な中型品の原型による生型及び乾燥型の製作  
b 複雑な中子を有し或は三重以上の枠を組合せる等により製作するもの、プロペラ、ケルド鑄物の型等

1 代数、幾何、三角法、微積分初歩

a	掃除及運搬			
b	仕上基本作業			
c	計測			
d	罫書			
e	板金加工			
f	機械加工基本実習			
g	火造			
h	溶接			
i	鑽付作業			
j	巻線絶縁作業			
2	応用実習			
a	現場配線作業			
b	電機試験			
c	現場組立作業			
d	現場巻線作業			
<b>三ノ十八通信機組立工</b>				
一	社会科	七〇	七〇	七〇
1	労働			
2	産業経済			
3	技能と作業能率			
二	体育	三五	三五	三五
三	関連学科	四二〇	四二〇	一七五
1	工業数学	〇	〇	〇
2	物理及化学	〇	〇	〇
3	実用外国語	〇	〇	〇
4	電気理論	〇	〇	〇
5	材料	〇	〇	〇
6	設計製図	〇	〇	〇
7	工作法	〇	〇	〇
8	電気通信機械	〇	〇	〇
9	電力応用	〇	〇	〇
10	真空管工学	〇	〇	〇
四	実技	九四五	九四五	一一九〇
1	基本実習			
a	掃除及運搬			

c 分解、掃除及び修理を含む。

1 代数、幾何、三角法、微積分初歩

b	仕上基本作業	
c	計測	
d	罫書	
e	板金加工	
f	機械加工基本実習	
g	火造	
h	溶接	
i	鑽付作業	
j	巻線絶縁作業	
2	応用実習	
a	現場配線作業	
b	電機試験	
c	現場組立作業	
d	現場巻線作業	

c 分解、掃除及び修理を含む。

**備考**

- 一 この告示に定める教習事項は、最低限度を示す。なお、教習時間の年間総時間数は、各職種共一四七〇時間とする。
- 二 教習事項を習得するために事業場外の場所に往復する必要がある場合、往復時間のために社会科、体育及び関連学科の時間を減することはできない。
- 三 第一項の教習時間以外の労働時間は主として実技に充てるものとする。
- 四 教習事項社会科中「労働」は、労働組合、労働関係調整、労働基準、労働安全、労働衛生、技能者養成、労災保険、失業保険及び職業安定、「産業経済」は、産業経済発達史、産業経済大観、経営経済及び世界の動きを含む。

昭和二十四年一月一六日

〔四一三―五〕労働省令第二七号

**技能者養成規程の一部改正**

技能者養成規程（昭和二十二年十月三十日労働省令第六号、改正昭和二十三年六月三十日労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

**第十三条** 使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところ

によつて関連学科、実技及びその教習時間その他の教習事項を定めなければならない

い。

第十四条第一項を次のように改める。

使用者は、教習の進度に応じ、少くとも年一回技能を検定し、技能習得者の技能の等級を定めなければならない。

第十八条を次のように改める。

**第十八条** 次の各号の一に該当する使用者で、都道府県労働基準局長の技能者養成資格の免許をうけた者でなければ、技能者の養成をすることができない。

- 一 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格した者
  - 二 当該技能について、別表第四に定める経験年数、学歴又は資格を、有する者
  - 三 労働大臣の指定する同業組合又は技能者の団体によって技能者の養成の資格があることを証明された者
  - 四 労働大臣の指定する他の法令によって、当該法令に定める技能についての指導員の資格を有する者
- 第十八条の次に次の五条を加える。

**第十八条の二** 左の各号の一に該当する者には、技能者養成資格の免許を与えない。

- 一 精神又は身体の障害によって不適合と認められる者
- 二 第十九条の規定に該当する者
- 三 その他都道府県労働基準局長が不適当であると認める者

**第十八条の三** 都道府県労働基準局長が、第十八条の規定により免許を与える場合には、様式第二号の二の技能者養成資格免許証（以下免許証という。）を交付する。

**第十八条の四** 技能者養成資格の免許を受けようとする者は、様式第二号の三による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

**第十八条の五** 都道府県労働基準局長は、免許証の交付を受けた者が、第十八条の二の各号の規定に該当するに至った場合、又は免許証を他人に貸与した場合には、技能者養成資格の免許を取り消すことができる。

前項の処分をうけた者は、遅滞なく免許証を返還しなければならない。

**第十八条の六** 免許証の交付をうけた者が、免許証を紛失し、又は汚損した場合には、その事由を具し、様式第二号の四によってその交付をうけた都道府県労働基準局長に再交付を申請することができる。

免許をうけた者が改姓、又は改名した場合には、免許証を添え様式第二号の五によってその交付をうけた都道府県労働基準局長に免許証の書換を申請することができる。

第二十二條を次のように改める。

**第二十二條** 使用者は、養成期間が終了した場合には、技能習得者に対し技能者養成修了証明書を交付しなければならない。

使用者は、養成契約が解除された場合には、技能習得者が既に習得した過程、期間及び等級を記入した証明書を交付しなければならない。

使用者又は技能習得者は、第一項の技能者養成修了証明書に当該都道府県労働基準局長より教習の過程を修了したことの証明をうけることができる。

第三十二條の次に次の一條を加える。

**第三十二條の二** この命令に定める認可の申請又は届出に用いるべき様式は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであって、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

様式第二号の次に次の四様式を加える。

**様式第二号の二**（編注…以下略）

昭和二十四年一月一日

〔四一三一六〕労働省令第三一四号

**技能者養成指導員資格検定期則**

（通則）

**第一条** 技能者養成規程（昭和二十二年十月三十日労働省令第六号）第十八条第一号の規定による指導員資格の検定（以下指導員検定という。）に関しては、この命令の定めるところによる。

**第二条** 指導員検定は、都道府県労働基準局長が行う。

（受検の欠格条項）

**第三条** 左の各号の一に該当する者は、指導員検定を受けることができない。

- 一 精神又は身体の障害によって技能者養成に不適合であると認められる者
- 二 技能者養成規程第十九条の規定に該当する者
- 三 不正の方法によりて申請又は受検したことが発覚した者
- 四 第七条の規定により指導員検定の合格を取消された者

（検定実施）

**第四条** 指導員検定は、学科及び実技について行う。但し、都道府県労働基準局長が、

労働省労働基準局長の示す基準に従い、その必要がないと認められた者については、学科及び実技の一部を免除することができる。

2 学科の検定は、左の科目について行う。

一 当該技能に必要な別表に定める関連学科

二 技能習得者の指導方法

三 技能者養成に関する法令

3 実技の検定は、労働省労働基準局長の示す基準に従い、その都道府県労働基準局長が、定めるところにより行う。

**第五條** 指導員検定は、毎年一回以上行う。

(検定の申請)

**第六條** 指導員検定を受けようとする者は、様式第一号による申請書を当該技能の指導員検定を行う都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

(合格の取消)

**第七條** 都道府県労働基準局長は、指導員検定の合格者が指導員検定について、不正の方法によって申請をし、又は受検したことが発覚したとき、その者の合格を取消することができる。

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

**別 表** 検定関連油学科

分類番号 技 能 名

科 目

一ノ一	金属工芸師	1 鋤金師	工作法	材料	意匠同案法	三ノ一五	精密機械工	機械大意	工作法	材料	材料
		2 彫金師	工作法	材料	意匠同案法	三ノ一六	理科学機械工	機械大意	工作法	材料	材料
		3 鋳金師	工作法	材料	意匠同案法	三ノ一七	電気機械組立工	電気通論	機械大意	工作法	材料
		4 鋳 師	工作法	材料	意匠同案法	三ノ一八	通信機組立工	電気通論	機械大意	工作法	材料
一ノ三	七宝細工織		工作法	材料	意匠同案法	三ノ一九	内燃機組立工	内燃機関	機械大意	工作法	材料
一ノ四	宝石細工職		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二〇	機械組立工	機械大意	工作法	材料	材料
一ノ五	カットグラス工		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二一	自動車組立工	自動車工学大意	工作法	材料	材料
一ノ六	ドラヴィール工		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二二	籐装工	造船学大意	工作法	製図	製図
一ノ七	陶 工		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二三	舟大工	工作法	製図	製図	製図
一ノ八	漆器師		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二五	自動車修理工	自動車工学大意	工作法	材料	材料

四	精密印刷工	製版印刷大意	写真術	材料	六ノ三	家具職	工作法	家具材料	設計製図
五ノ一	電気工	電気通論	工作法	材料	六ノ四	タイル張工	建築構造学	施工法	設計製図
五ノ二	電路工	電気通論	工作法	材料	六ノ五	配管工	施工法	材料	設計製図
六ノ一	大工	建設工業大意	施工法	設計製図					
六ノ二	建具職	建築構造学	工作法	設計製図					

様式第一号（編注…以下略）

昭和二五年二月一四日

〔四一三―七〕 労働省令第六号

**技能者養成規程の一部改正**

技能者養成規程（昭和二十二労働省令第六号）の一部をつぎのように改正する。  
別表第三を次のように改正する。

別表第三 就業可能業務及び防護方法基準の表（女子年少とは女子年少者労働基準規則の、安全衛生とは労働安全衛生規則の略称）

（編注…技能名だけの欄は技能の就業制限内容等は略した。）

技能	就業を制限されている業務（根拠規定）	同上中技能習得者を就業させることのできる業務	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準
一ノ一ノ(1) 鋸金師	女子年少 第十三条第五十号	鍛金のたがね打	一、作業の際一人につき作業場の床面積を四平方メートル以上とすること。 二、同一室において三人以上を同時に作業させないこと。但し、労働者間の距離が十米以上である場合はこの限りでない。 三、耳栓その他の保護具を使用させること。
一ノ一ノ(2) 彫金師			
一ノ一ノ(3) 鋳金師			
一ノ七 陶工			
一ノ八ノ(1) 漆素地師	女子年少 第十三条第三十一号 女子年少 第一四九号 女子年少 第十三条第四十六号 女子年少 第一四九号	木工用かなな機、単軸面取機を用いる業務	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。
一ノ八ノ(2) 漆塗師	第一四九号	木工用かなな機を使用する作業	足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳重な監視の下に作業させること。
一ノ八ノ(3) 漆加飾師			
二ノ四 染色工			
三ノ三 製罐工			

<p>三ノ六 鋳物工</p> <p>女子年少 第十三条第四十四号 女子年少 第十三条第四十六号 女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p>	<p>型込及び仕上砂落の作業 湯汲、湯運び及び注湯の作業</p>	<p>マスク等の保護具を使用させること。 一、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の嚴重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>
<p>三ノ七 木型工</p> <p>三ノ八 鍛工</p> <p>女子年少 第一三条第二十八号 女子年少 第十四条第十号</p>	<p>蒸気又は圧縮空気による圧機又は鍛造機械を用いる金属加工の業務</p>	<p>1/4トン以下の蒸気鎚又は空気鎚の先手及び運転の作業</p>	<p>一、指導者の嚴重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日一時間を超えないこと。 三、教習第三年度の作業として年齢十七歳以上のこと。 四、金焼きの作業には防熱のための手袋を使用させること。</p>
<p>三ノ一七 電気機械組立工</p> <p>女子年少 第十三条第十八号 女子年少 第十四条第五号 安全衛生 第四五条第八号 女子年少 第十三条第三十五号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 電気工作物の施工又は高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で、発火の危険のある業務 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務 鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、アニンその他これに準ずる有害なものガスの蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>電気機械組立調整の作業 一、引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除及び塗装作業 二、トーチランプを使用する作業 一、硫酸電池の取扱 二、コイル仕上（パラフィン浴） 三、水銀整流器の組立作業 一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業 二、塗料の焼付 三、焼はめ</p>	<p>指導者の監視の下に使用させること。 一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、その他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。 一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。 一、防熱のための手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>
<p>三ノ一八 通信機組立工</p> <p>女子年少 第十三条第十八号 女子年少 第十四条第五号 安全衛生 第四五条第八号 女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱業務 電気工作物の施工又は高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さ</p>	<p>通信機組立調整の作業 引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除、塗装作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること 第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視の下に作業させること</p>

<p>第十三条第三十五号 女子年少 第十三条第三十七号 女子年少 第十三条第三十八号 女子年少 第十四条第十号 女子年少 第十三条第四十六号 女子年少 第十四条第十一号 職装工</p>	<p>く酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務 鉛、水銀、クローム、砒素、塩酸、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なものガスの蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント附（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント附（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業 二、塗料の焼付</p>	<p>一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。 一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導監視の下に使用させること。 一、防熱手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>
<p>三ノ二一 精密印刷工 六の三 家具職</p>	<p><b>附 則</b> この省令は、公布の日から施行する。</p>		

昭和二五年二月一六日

〔四一三一八〕 労働省告示第二号

**教習事項の一部改正に関する告示**

昭和二十三年六月労働省告示第二十三号（技能者養成規程第十三条の規定に基く教習事項に関する検）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

一ノ一ノ(4)銑師の項の次に次の五項を加える。

（編注：以下、職種名のみ職種は教習事項を略した。）

教 習 事 項  
第一年度 第二年度 第三年度  
教 習 時 間  
備 考

- 一ノ三 七宝細工職
  - 一ノ四 宝石細工職
  - 一ノ五 カットグラス工
  - 一ノ六 グラビール工
  - 一ノ七 陶工
  - 一ノ八ノ(3)漆加飾師の項の次に次の二項を加える。
  - 一ノ九 竹籐細工職
- 
- 一ノ一〇 金属玩具工
  - 二ノ一 織物工の項の次に次の二項を加える。
  - 二ノ二 紡績調整工
  - 二ノ三 織機調整工
  - 二ノ四 染色工の項の次に次の三項を加える。
  - 三ノ一 機械工
    - 一 社会科 七〇 七〇 七〇
    - 1 労働
    - 2 産業経済
    - 3 技能と作業能率
  - 二 体育 三五 三五 三五
  - 三 関連学科 二八〇 二一〇 一七五
    - 1 工業数学……………○
    - 2 物理及び化学……………○
    - 3 実用外国語……………○
    - 4 機械工作法……………○
    - 5 金属材料……………○



6	応用力学……………○	
7	機構学……………○	
8	製図……………○	
四	実技……………一〇八五 一一五五 一一九〇	
1	基本実習	
a	工具使用法	a 主として切削工具の研磨、取付等
b	計測	
c	罫書	
d	機械使用法	d 旋盤、フライス盤、研磨盤、ボール盤等の基本操作
2	応用実習	2 各現場に於ける簡単な製品より始める。
	機械部品製作	
a	旋盤加工	旋盤工、フライス工、研磨工、平削工、形削工、ボール盤工等の特殊技能は応用実習に於て夫々専門に分れて始める。
b	フライス盤加工	
c	研磨盤加工	
d	平削盤加工	
e	形削盤加工	
f	ボール加工	
三ノ二	板金工	
一	社会科学	七〇 七〇 七〇
1	労働	
2	産業経済	
3	技能と作業能率	
二	体育	三五 三五 三五
三	関連学科	二八〇 二二〇 一四〇
1	工業数学……………○	
2	物理及び化学……………○	
3	実用外国語……………○	
4	機械工作法……………○	4 板金工作法を主とする。5 熱処理を含む。
5	金属材料……………○	
6	応用力学……………○	
7	製図……………○	7 読図を主とする。

四	実技……………一〇八五 一一五五 一二二五	
1	基本実習	
a	工具使用法	
b	機械使用法	
c	板金加工	c 鈹取り、絞り、穿孔、折曲げ歪取り、穿鋸、絞鋸、円板、経減孔、管の曲げ方各作業
d	熔接及び蝟付	e 焼入、焼戻し、焼鈍し等
e	熱処理	2 工具箱、直行円管、丁形円管、歯車、カバー、貯水槽等
2	応用実習	
	板金組立作業	
三ノ三	製罐工	
	三ノ六 鋳物工の項の次に次の十項を加える。	
三ノ七	木型工	
三ノ八	鍛工	
三ノ九	車輛木工	
三ノ一〇	造船木工	
三ノ一一	現図工	
三ノ一二	仕上工	
三ノ一三	治工具及び金型仕上工	
三ノ一四	レンズ研磨工	
三ノ一五	精密機械工	
三ノ一六	理化学機械工	
	三ノ一八 通信機組立工の項の次に次の十三項を加える。	
三ノ一九	内燃機関組立工	
三ノ二〇	機械組立工	
三ノ二一	自動車組立工	
三ノ二二	艀装工	
三ノ二五	自動車修理工	
一	社会科学	七〇 七〇 七〇
1	労働	
2	産業経済	
3	技能と作業能率	
二	体育	三五 三五 三五

三 関連学科	二八〇	一一二〇	一七五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 工作法	〇	〇	
5 材料	〇	〇	
6 応用力学	〇	〇	
7 自動車の電気装置	〇	〇	
8 自動車工学大意	〇	〇	
9 製図	〇	〇	
四 実技	一〇八五	一一五五	一一九〇
1 基本実習			
a 洗滌			
b 工具使用法			
c 計測			
d 仕上作業			
e 鍛造			
f 板金加工			
g 溶接			
l 塗装及び内張			
2 応用実習			
a 分解組立			
b 機械部の修理			
c 車台部の修理			
d 車体部の修理			
e 調整			
四 精密印刷工			
五ノ一 電気工			
五ノ二 電路工			
六ノ一 大工			
一 社会科学	七〇	七〇	七〇
1 労働			

5 塗装を含む。  
6 機構学大意を含む。  
9 説図を主とする。  
2 応用実習は、c又はdのどれかを専門とするものを中心として、これに力点を置き、その他の項は、関連して教えること。  
d 気化器、配電器、噴射ポンプ、クラッチ、制動機及び操向機

2 産業経済	三五	三五	三五
3 技能と作業能率			
二 体育	三五	三五	三五
三 関連学科	二八〇	一一二〇	一七五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 工作法	〇	〇	
5 材料	〇	〇	
6 規矩学	〇	〇	
7 施行法	〇	〇	
8 建設工業大意	〇	〇	
9 建築構造学	〇	〇	
10 仕様、見積	〇	〇	
11 設計、製図	〇	〇	
四 実技	一一五五	一一五五	一一九〇
1 基本実習			
a 工具使用法			
b 仮設工事			
c 型枠工事			
d 遺形墨出			
e 木造軸組			
f 下地木工事			
g 造作工事			
h 関連作業			
2 応用実習			
a 建築材料取扱			
b 作業段取			
c 工作			
d 建方			
e 足場作業			
f 養生			
六ノ二 建具職			
六ノ三 家具職			
六ノ四 タイル張工			
h 簡単なる地形足場作業			
2 力学を含む。 4 型枠工作法を含む。 5 日本標準規格を含む。 6 機構学大意を含む。			
8 建築法規を含む。 a 手入を含む。			

## 六ノ五 配管工

備考一を次のように改める。

- 一 この告示に定める教習事項は、最低限度を示す。但し、教習事項の各学年配当は、事業場の実情に応じて多少の変更をなすことができる。なお、教習時間の年間総時間は、各職種共一四七〇時間とする。

昭和二十五年四月一四日

〔四―三―一九〕労働省令第一〇号

### 技能者養成指導員資格検定期則の一部改正

技能者養成指導員資格検定期則（昭和二十四年十一月十六日労働省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一部を次のように改める。

- 二ノ一 織物工の項の次に次の二項を加える。
- 二ノ二 紡機調整工 紡績通論 紡績原料 紡績機械
- 二ノ三 織機調整工 織物通論 織物組織 織物設計及び分解 力織機及び附属装置
- 三ノ二一 自動車組立工の項を次のように改める。
- 三ノ一二一 自動車組立工 自動車工学大意 工作法 材料
- 六ノ二 建具職の項を次のように改める。
- 六ノ二 建具職 工作法 材料 仕様見積

### 附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

昭和二十五年一〇月二八日

〔四―三―一〇〕労働省令第三〇号

### 技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件改正

技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）に規定する技能者養成資格免許証の交付、再交付及び書換並びに技能者養成指導員資格検定期則（昭和二十四年労働省令第三一号）に規定する技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件（昭和二十五年労働省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三百円」を「六百円」に改める。

## 附則

この省令は公布の日から施行する。

昭和二十六年二月十二日

〔四―三―一一〕労働省訓令第一号

### 技能者養成指導官規程

（目的）

第一条 技能行政の円滑適正なる運営を図り、産業における技能訓練計画の有効なる進展に必要な指導、援助等を与えるため、労働省労働基準局に中央技能養成指導官（以下中央指導官という。）を、都道府県労働基準局（以下局という。）に地方技能養成指導官（以下地方指導官という。）をおく。

（任命）

第二条 中央指導官は、労働省労働基準局技能課に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する職務の級（以下職務の級という。）七級以上の職員の中から、地方指導官は局に勤務する職務の級七級以上の職員の中から労働大臣が命ずる。

（中央指導官の職務）

第三条 中央指導官は、左に掲げる職務を行う。

- 一 当該指導官の担当する地域（以下担当地域という。）内の局及び労働基準監督署（以下署という。）における技能行政の執行に関し、その状況を実地について査察し、指導及び調整を行い、並びに担当地域内の局相互間の協力を促進すること。

二 局に対し、その職務執行を円滑ならしめるため、必要な資料及び情報の提供とその他の援助を与えること。

三 局から必要な報告を徹し、担当地域内の技能行政の執行状況を常時的確に把握すること。

四 担当地域内の産業における技能訓練計画の樹立及び進展のために必要な指導援助を行うこと。

（地方指導官の職務）

第四条 地方指導官は、左に掲げる職務を行う。

- 一 担当地域内の署における技能行政の執行に関し、その状況を実地について

査察し、指導及び調整を行い、並びに担当地域内の署相互間の協力を促進すること。

二 中央指導官の要求に応じ、担当地域内の技能行政の執行状況を報告すること。

三 担当地域内の産業における技能訓練計画の樹立及び進展のために必要な指導援助を行うこと。

(査察、指導の本旨)

第五条 査察、指導等の本旨は、局又は署において行う技能行政が、国の定める政策及び基準に従って実施されること並びに産業において実施し、又は実施せんとする技能訓練計画が、国の定める政策及び基準に準拠して行われ、且つ、当該事業の健全なる発展に寄与することにある。

(査察、指導計画)

第六条 中央指導官及び地方指導官は、前条に定める本旨に従い、査察及び指導の計画を定め、それぞれの計画について、労働省労働基準局長又は都道府県労働基準局長の承認を得たのち査察及び指導を行わなければならない。

2 中央指導官及び地方指導官は前項の査察及び指導を行ったときは、その結果をそれぞれ労働省労働基準局長又は都道府県労働基準局長に報告するものとする。

(技能養成指導官の職務の分担その他)

第七条 技能養成指導官の職務の分担その他職務の執行について必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から執行し、昭和二十六年二月一日から適用する。

昭和二十六年四月一日

〔四一三―一二〕労働省令第八号

**技能者養成規程の一部改正**

十九号)第七十条第一項の規定に基づき、技能者養成規程の一部を改正する省令を次のように定める。

技能者養成規程(昭和二十二年労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十八条を次のように改める。

**第十八条** 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格し、都道府県労働基準局長の技能

者養成資格の免許をうけた者でなければ、技能者の養成に当ることができない。但し、労働大臣が別に定める指導員資格の認定基準に該当し、都道府県労働基準局長が適当と認め、技能者養成資格の免許を与えた者については、この限りでない。

第十九条中「衆議院議員選挙法第六条」を「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十一条」に改める。

別表第一を次のように改める。

**別表第一 指定技能及び養成期間の表**

分類番号	技能名	技能概要	養成期間
一の一	つい金工	板金、鍛金、つい起等の金属打物及びその仕上着色における、技能(かん金及びろう接を含む)	三年
一の二	彫金工	たがねによる素彫、象眼、肉彫等の金属彫刻及びその仕上着色における技能	三年
一の三	鑄金工	ろう型、ろう型、砂型及び込型による鑄物並びにその仕上着色における技能	三年
一の四	かざり工	ろう接及び寄せ物による飾金具製作における技能(白金師、寄せ物師、家型師)	三年
一の五	七宝工	七宝細工における技能	三年
一の六	宝石工	宝石、さんご、めのう、水晶等の加工における技能	三年
一の七	ガラス工	ガラスの手吹、プレス作業並びにカットガラスの製作及びガラス製品のグラビール加工における技能	三年
一の八	陶工	陶磁器の原料配合、成型、塩ゆう、焼成、絵付等における技能	三年
一の九	漆工	漆器素地の制作、漆塗、漆加飾等における技能	四年
一の一〇	編組工	竹、とう、き柳、その他つる及び茎の工芸的細工における技能	三年
一の一	木彫工	工芸的な木材彫刻及びその仕上着色における技能	四年
一の一	金属玩具工	金属がん具の製作における技能	三年
二の一	手織工	手織りを主とする織物の製造における技能	四年
二の二	紡機調整工	紡機の運転及び調整並びに紡糸の製造における技能	三年
二の三	織機調整工	織機の運転及び調整並びに織物の製造における技能	三年
二の四	メリヤス機調整工	メリヤス機械の運転及び調整並びにメリヤスの編成における技能	三年
二の五	染色工	繊維、織物等の無地染、模様染、精練、漂白、整理等における技能	三年
二の六	な染ロール彫	機械な染め用ロールの彫刻における技能	三年

四の三	電 炉 工	電線架設、電路敷設、保線及び屋内配線工事における	三年
四の二	ケーブル接続工	ケーブルの接続作業における技能	三年
四の一	電線被装工	電線またはケーブルの被覆、がい装又は被鉛の作業における技能	三年
三の二〇	鉛 工	鉛管、鉛板の加工及び機械器具の、被鉛、並びにその加工および修理における技能	三年
三の一九	熱処理工	金属の熱処理における技能	三年
三の一八	メッキ工	金属のメッキ等（金属材料の表面処理を含む。）における技能	三年
三の一七	ガス溶接工	主としてガスによる溶接における技能	三年
三の一六	電気溶接工	主として電弧による溶接における技能	三年
三の一五	製かん工	気かん、水そう、内圧容器、煙突、復水器等の製作における技能	三年
三の一四	金属プレス工	プレス及びシヤーによる金属板の加工における技能	三年
三の一三	板 金 工	手作業を主とする金属薄板の加工および組立てにおける技能（工芸的板金加工を除く。）	三年
三の一二	木 型 工	鋳物用木型製作、（現図作業を含む。）における技能	三年
三の一	鋳 物 工	工業用鋳造部品の型込、熔解、鋳込等における技能（合金鋳物を含む。）	三年
三の一〇	金属溶融工	鋳造用の金属溶融作業における技能	三年
三の九	刃 物 工	刃物、手工具等の製作における技能	三年
三の八	鍛 工	機械鍛造及び火造り作業における技能	三年
三の七	圧縮伸張工	金属材料の圧延、伸張、引抜き、押出等の加工における技能	三年
三の六	操 炉 工	鋼材加熱炉の操作における技能	三年
三の五	金属検査工	金属材料の外ばう、寸法、水圧、その他の検査における技能	三年
三の四	金属材料試験工	金属材料の化学的、物理的及び機械的性質の測定並びに組織の鑑定における技能	三年
三の三	非鉄金属精錬工	非鉄金属の精錬作業における技能	三年
三の二	製 鋼 工	鋼の精錬、造塊作業、（発生炉操作を含む。）における技能	三年
三の一	銑 鉄 工	製鉄又はフェアラロイの精錬作業（熱風炉の操作を含む。）における技能	三年
二の八	洋服洋裁工	洋服の製図、裁断及び縫製における技能	三年
二の七	型紙彫刻工	手な染用型紙の彫刻における技能	三年

六の一四	機械製図工	一般機械の製図及び写真（設計の補助作業を含む。）	三年
六の一三	製 針 工	各種特殊針（メリアス針、レース針等）の製作における技能	三年
六の一二	針 布 工	針布の製造（基布製作、植針及び研ま）における技能	三年
六の一	木 工	農業用機械、力織機、食料品加工機、軽車両等の木部加工および組立てにおける技能	三年
六の一〇	機械塗装工	船舶、車両及び各種機械の塗装における技能	三年
六の九	起重機運転工	各種揚重機の運転及び保守における技能	三年
六の八	汽かん工	気かんのふん焼及び付属装置の運転及び保守における技能	三年
六の七	機械運転工	定置式内燃機関、冷暖房装置等の操作および保守における技能	三年
六の六	内燃機関組立工	内燃機関の組立、調整及び修理における技能	三年
六の五	機械組立工	機械（内燃機関を除く。）の組立、調整及び修理における技能	三年
六の四	機械検査工	機械加工部品の精度検査における技能	三年
六の三	治工具仕上工	切削、工具、切断、工具、治具及び金型の仕上、調整及び修理における技能	三年
六の二	機 械 工	主として手工具による機械部品の仕上における技能	三年
六の一	機 械 工	工作機械による金属機械加工における技能	三年
五の五	レンズ研ま工	レンズ、プリズム、フラット等の粗研、精ま、心取り及びバルサム作業における技能	四年
五の四	理化学器械工	理化学用及び医療用機器等の組立、調整及び修理における技能	三年
五の三	時 計 工	時計の組立、調整及び修理における技能	四年
五の二	計測機器工	試験検査用計測器、測量用具、度量衡器、速度計、回転系等計測器の組立、調整及び修理における技能	三年
五の一	光学機器工	光学機器の組立、調整及び修理における技能	四年
四の八	電気製図工	主として電気機械の製図及び写真（設計の補助作業を含む。）における技能	三年
四の七	特殊真空管工	大型X線管整流管等特集真空管の組立、調整等における技能	三年
四の六	通信機組立工	有線及び無線の送受信機、電気計器、電気信号機等の組立、調整及び修理における技能	三年
四の五	電機組立工	重電機の巻線、絶縁、配線、組立、調整及び修理における技能	三年
四の四	電機運転工	重電機の運転、保守及びすえ付における技能	三年

九の七	窯業焼成工	セメント、研削と石、耐火れんが等の焼成、(陶磁器焼成を除く。)における技能	三年
九の六	ガラス製品工	電球、真空管、化学器具、医療器具、日用器具等ガラス製品の製作における技能	三年
九の五	特殊ガラス工	光学ガラス、網入ガラス、安全ガラス等の特殊ガラス材の製造における技能	三年
九の四	電炉製品工	カーバイド、りん、二酸化炭素、電極、研削剤等電炉製品の製造(金属精錬作業を除く。)における技能	三年
九の三	圧縮及び液化ガス工	酸素、水素、塩素、炭酸ガス、アセチレン、塩化メチル、塩化メチレン等の圧縮及び液化作業における技能	三年
九の二	無機薬品工	無機薬品の製造における技能	三年
九の一	酸アルカリ工	酸アルカリ等の薬品の製造における技能	三年
八の五	内張工	船舶、車両等の座席、マット類及び家具の内張りにおける技能	三年
八の四	車両木工	車両の内部の製作、加工及び修理における技能	三年
八の三	自転車工	自転車、リアカー等の組立、ぎ装、調整及び修理(車体修理を含む。)における技能	三年
八の二	電気自動車工	主として電気自動車の総組立、ぎ装、修理等における技能	三年
八の一	内燃自動車工	主として自動車(電気自動車を除く。)の総組立、ぎ装、修理等における技能	三年
七の二	造船製図工	主として造船の船かく、ぎ装の製図及び写図(設計の補助作業を含む。)における技能	三年
七の一〇	現図工	原図展開作業及び型板作業における技能(鋳物用木現図を除く。)	三年
七の九	船大工	木造船の建造における技能	三年
七の八	造船木工	船舶の内部の製作、加工及び修理における技能	三年
七の七	船具工	ロープ及び帆布等の船具の製作及び取付における技能	三年
七の六	船台大工	盤木のすえ付、進水工事及び船体見透しの作業における技能	三年
七の五	ドック工	ドックに付随する運転及び操作(出入きよ及び船架作業を含む。)における技能	三年
七の四	鋼工	船舶用の金属板及び管の加工、取付及び組立における技能	三年
七の三	鉄工	鉄鋼材の切断、穴明、ぎよう曲、成形、こうびよう、てんげき取付及び組立における技能	三年
七の二	電気ぎ装工	船舶の電気ぎ装品の現場取付及び電気通信機器、電気計器等の試験等における技能	三年
七の一	造船ぎ装工	鉄ぎ装及び甲板ぎ装における技能	三年

九の八	産業火薬工	爆薬、火薬、雷管、導火線等の製造における技能	三年
九の九	高圧合成工	アンモニア、メタノール、尿素等の合成における技能	三年
九の一〇	合成樹脂工	石炭酸素、尿素系、ビニール系、アクリル系等の合成樹脂の製造における技能	三年
九の一	ガス発生炉工	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガス、コークス及びピクリタールの製造における技能	三年
九の二	有機合成工	タール系中間物、合成染料、甘味剤、抜染剤等有機薬品の製造における技能	三年
九の三	塗料工	ボイル油、ペイント、ワニス、エナメル等の製造における技能	三年
九の四	油脂工	動植物油の精製、油脂加工等における技能	三年
九の一五	硝化綿及びセルロイド工	硝化綿及びセルロイド生地等の製造における技能	三年
九の一六	パルプ工	化学繊維用、製紙用等のパルプの製造における技能	三年
九の一七	製紙工	こう解、漂白、抄紙等の製紙作業における技能	三年
九の一八	はつ醇製品工	アルコール、ブタノール等ははつ醇製品の製造における技能	三年
九の一九	化学分析工	化学的成分の分析における技能	三年
一〇の一	大工	家屋の建築における技能	三年
一〇の二	建具工	建具の製作における技能	三年
一〇の三	家具工	家具の製作における技能	三年
一〇の四	塗装工	家屋、家具、その他建造物の塗装における技能	三年
一〇の五	左官	土、モルタル、漆くい、人造的の施工における技能	三年
一〇の六	タイル張工	床、壁等のタイル貼りにおける技能	三年
一〇の七	配管工	空気、ガス、水蒸気等を供給する管の屈曲、切断、ネジ立及び取付等における技能	三年
一〇の八	石工	石材の加工、仕上、石積等における技能	三年
一〇の九	築炉工	金属、ガラス等の溶融用平炉、溶融炉、加熱炉、窯業用窯その他工業用炉窯の築造又は修築における技能	三年
一一の〇	屋根ふき工	屋根ふき作業における技能(トタンぶきを除く。)	三年
一一の一	表具工	和洋家具、建具並びに装飾品の表装における技能	三年
一一の二	畳工	畳の製造、敷込み及び修理における技能	三年
一一の三	印刷工	印刷並びに製版における技能	三年
一一の四	製本工	製本における技能	三年
一一の五	製革工	革のなめし、仕上並びに毛皮材料の製造における技能	三年
一一の六	くつ工	靴の製造における技能	三年

○の五	製パン工	各種生パン、生菓子の製造における技能	三年
○の六	おけたる工	おけ、たる等の製作における技能	三年

別表第二を次のように改める。  
別表第二 削除

別表第三を次のように改める。

**別表第三** 就業可能業務及び防護方法基準の表（女子年少とは女子年少者労働基準規則の、安全衛生とは労働安全衛生規則の略称）

（編注：技能名だけの技能の就業制限内容等は略した。）

技能	就業を制限されている業務（根拠）	同上中技能習得者を就業させることのできる業務	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準
一の一 鍍金師	女子年少 第十三条第五十号	鍛金のがね打	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準 一、作業の際一人につき作業場の床面積を四平方メートル以上とすること。 二、同一室において三人以上を同時に作業させないこと。但し、労働者間の距離が十米以上である場合はこの限りでない。 三、耳栓その他の保護具を使用させること。
一の二 彫金師			
一の三 鍍金師			
一の八 陶工			
一の九 漆工	女子年少 第十三条第三十一号 女子年少 第一四九号 女子年少 第十三条第三十七号	木工用かな機を使用する作業 酸化クロームを含む緑、チタンを含む白、有害水銀化合物を含む朱、硫化砒素（石黄）を含む黄色素を使用する業務	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。 上記色素はその毒性に応じ最小限の量を指導者監視の下に使用させること。
二の五 染色工	女子年少 第十四条第十号 女子年少 第十四条第十一号	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。 四、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳重な監視の下に作業させること。
三の九 鍛工	女子年少 第一三二条第二十八号 女子年少 第十四条第十号	蒸気又は圧縮空気による圧機又は鍛造機械を用いる金属加工の業務 1/4トン以下の蒸気鍍又は空気鍍の先手及び運転の作業	一、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日一時間を超えないこと。 三、教習第三年度の作業として年齢十七歳以上のこと。 四、金焼きの作業には防熱のための手袋を使用させること。
三の三 鋳物工	女子年少 第十三条第四十四号 女子年少 第十三条第四十六号	土石、猷毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所	一、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者

<p>女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>における業務</p>		<p>の厳重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>
<p>三の二三 木型工</p>			
<p>三の二六 製罐工</p>			
<p>四の五 電気組立工</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務</p>	<p>電気機械組立調整の作業</p>	<p>第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第十八号</p>	<p>電気工作物の施工又は高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務</p>	<p>一、引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除及び塗装作業 二、トーチランプを使用する作業</p>	<p>指導者の監視の下に使用させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第五号</p>	<p>安全衛生</p>	<p>一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント付（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 四、硫酸電池の取扱 五、真空管フィラメント付（エーテル）</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十七号</p>	<p>水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務</p>	<p>一、硫酸電池の取扱 二、コイル仕上（パラフィン浴） 三、水銀整流器の組立作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十五号</p>	<p>ガソリン、二硫化炭素、若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で、発火の危険のある業務</p>	<p>一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業 二、塗料の焼付 三、焼はめ</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十八号</p>	<p>鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、アニンその他これに準ずる有害なもののガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>一、防熱のための手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第十号</p>	<p>多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p>	<p>第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視の下に作業させること</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第四十六号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱業務</p>	<p>通信機組立調整の作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱業務</p>	<p>引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除、塗装作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第十八号</p>	<p>エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務</p>	<p>一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント付（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 四、硫酸電池の取扱 五、真空管フィラメント付（エーテル）</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第五号</p>	<p>水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務</p>	<p>一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント付（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 四、硫酸電池の取扱 五、真空管フィラメント付（エーテル）</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十七号</p>	<p>鉛、水銀、クローム、砒素、塩酸、青酸、アニンその他これに準ずる有害なもののガス蒸気若しくは粉じん</p>	<p>一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント付（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 四、硫酸電池の取扱 五、真空管フィラメント付（エーテル）</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十五号</p>	<p>ガソリン、二硫化炭素、若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で、発火の危険のある業務</p>	<p>一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業 二、塗料の焼付 三、焼はめ</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十八号</p>	<p>鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、アニンその他これに準ずる有害なもののガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>一、防熱のための手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第十号</p>	<p>多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p>	<p>第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視の下に作業させること</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第四十六号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱業務</p>	<p>通信機組立調整の作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱業務</p>	<p>引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除、塗装作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>



女子年少 第十四条第十号	んを発散する場所における業務	三、コイル仕上（パラフィン浴）	二、指導者の直接指導監視の下に使用させること。
女子年少 第十三条第四十六号	多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業 二、塗料の焼付	一、防熱手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。
女子年少 第十四条第十一号			
七の二 造船艙装工			
一〇の三 家具工			
〇の一 印刷工			

別表第四を削る。

様式第三号記載心得中第二号をつぎのように改める。（編注…以下中略）

**附 則**

1 この省令は、昭和二十六年四月四日から施行する。

2 この省令施行の際、現に労働基準法（以下「法」という。）第七十一条第一項の認可を受けて技能者の養成をする使用者が、技能習得者として雇い入れている者について行う養成に関しては、なお従前の例による。

3 前項の使用が、当該技能者の養成を引き続き行う場合において所轄労働基準監督署長の認可を受けたときは、改正後の技能者養成規程による技能者養成としてこれを行うことができる。

4 この省令施行の際、現に法第七十一条第一項の認可を受けた使用者で、技能者の養成をしていない者は、当該認可の条件に変更のない限り、労働省労働基準局長の定めるところにより、改正後の別表第一による技能について、それぞれ法第七十一条第一項の認可を受けた者とみなす。

5 この省令施行の際、現に技能者養成資格の免許を受けた者は、労働省労働基準局長の定めるところにより、改正後の別表第一による技能について、それぞれ技能者養成の免許を受けた者とみなす。

昭和二十六年四月四日

〔四―三―一三〕労働省告示第九号

**技能養成指導員資格検定期則の一部改正**

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基き、技能者養成指導員資格検定期則の一部を改正する省令を次のように定める。

技能者養成指導員資格検定期則（昭和二十四年労働省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一号」を削る。

第四条第一項中「労働省労働基準局長の示す基準に従い、」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の学科及び実技の検定に関し必要な事項は、その都府県労働基準局長が定める。

同条第三項を削る。  
別表を削る。

昭和二十六年四月三〇日

〔四―三―一四〕労働省告示第八号

**技能養成指導員資格認定基準**

技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）第十八条但書の規定に基き、技能者養成指導員資格の認定基準を次のように定め、昭和二十六年四月四日から適用する。

**技能者養成指導員資格認定基準**

都道府県労働基準局長は、左の各号の一に該当する者に対し、技能者養成資格の免許を与えることができる。

一 当該技能について、徒弟として従来の慣習による三年以上の徒弟契約を完了し、又は見習工、養成工等として技能者の養成に関する三年以上の課程を修了した後十年以上の実地経験を有する者

二 当該技能について、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第三百三十一号）による養成の課程を修了した後五年以上の実地経験を有する者

三 旧機械技術者検定令（昭和十六年勅令第六四四号）による検定において、作業試験につき当該技能に関する専門作業を選択し、これに合格した者

四 当該技能について、技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）による教習の過程を修了した後、その修了時に勤務する事業場において、三年以上の実地経験を有する者

五 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）第十一条の指定を受けたものにおいて、当該技能に関する学科を修め卒業した後当該技能において五年以上の実地経験を有する者

六 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、前号以外のものにおいて、当該技能に関する学科を修め卒業した後当該技能について七年以上の実地経験を有する者

七 専門教育を主とする学科をおく高等学校において当該技能に関する科目を修め卒業した後当該技能について四年以上の実地経験を有する者

八 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、当該技能に関する学科を修め、学士と称することのできる者又は旧専門学校令（明治二十六年勅令第六十一号）による専門学校において、当該技能に関する学科を修め卒業した者で、当該技能について二年以上の実地経験を有する者

九 大学において、当該技能に関する学科を修め卒業した後当該技能について三年以上の実地経験を有する者

十 前各号の外、当該技能についてこれと同等以上と認められる学歴又は資格及び経験年数を有する者

昭和二十六年五月四日

〔四一三一―一五〕労働省告示第九号

**技能者養成の教習事項の基準の制定**

技能者養成規程（昭和二十二労働省令第六号）第十三条の規定に基き、教習事項の基準を次のように定め、昭和二十三年労働省告示第二十三号（技能者養成規程第十三条の規定に基く教習事項に関する件）は、廃止する。

**教習事項の基準**

一 教習事項の基準は、次の表の通りとする。

**一〇一 鋳金工**

教 習 科 目	教 習 時 間			備 考
	第一年度	第二年度	第三年度	
一、社会科	七〇	七〇	七〇	
二、体育	五〇	五〇	五〇	
三、関連学科	二〇	二〇	三〇	
1 工業数学	〇	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	〇	
4 意匠図案	〇	〇	〇	
5 美術工芸史（東洋及び西洋）	〇	〇	〇	
6 金 工 史	〇	〇	〇	
7 工作法	〇	〇	〇	
8 材 料	〇	〇	〇	
9 工芸化学	〇	〇	〇	

**四、実 技** 一、二五、二二五、二二五

- 1 基本実習
  - a 工具製作法
  - b 工具使用法
  - c 材料使用法
- 2 応用実習
  - a 板 金 法
    - (i) 板金加工法
    - (ii) ろう接法
    - (iii) 板金組立法
  - b つい起法
    - (i) 口浅つい起
    - (ii) 口深つい起
    - (iii) 口寄せつい起
  - c 仕上げ着色

**一〇二 彫金工**

（編注：以下、職種のみ表記の職種は、教習事項を略した。）

**一〇三 鋳金工**

- 1 b、c は簡単な作業ではきみ、たがね、金づち、木づち、やすり、きさげ、石と、炭と、伸し、糸のこ、その他の工法
- a 一年度の後期より行う
  - (i) 板金、延べ、曲げ、その他
  - (ii) ろう付、ハンダ付、その他
  - (iii) 箱物、丸物組立、その他
- b 二年度後期より行う
  - (i) 皿、盆、その他
  - (ii) コック、わん物、その他
  - (iii) 花びん、その他
- c 各年度の末期に当該年度に習得した製品について行う

- 一の四 かざり師
- 一の五 七宝工
- 一の六 宝石工
- 一の七 ガラス工
- 一の八 陶工
- 一の九 漆工

教習科目	教習時間			
	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度

- 一、社会科
- 二、体育
- 三、関連学科
- 1 工業数学
- 2 物理及び化学
- 3 実用外国語
- 4 工芸化学
- 5 意匠圖案

一、社会科	七〇	七〇	七〇	—
二、体育	三〇	三〇	三〇	三〇
三、関連学科	三〇	三〇	三〇	一五〇
1 工業数学	〇	〇	〇	〇
2 物理及び化学	〇	〇	〇	〇
3 実用外国語	〇	〇	〇	〇
4 工芸化学	〇	〇	〇	〇
5 意匠圖案	〇	〇	〇	〇

- 6 美術工芸史(東洋及び西洋)
- 7 漆工史
- 8 材料
- 9 漆器製作法
- 10 製品試験及び検査法
- 11 一般塗装法

6 美術工芸史(東洋及び西洋)	〇	〇	〇	〇
7 漆工史	〇	〇	〇	〇
8 材料	〇	〇	〇	〇
9 漆器製作法	〇	〇	〇	〇
10 製品試験及び検査法	〇	〇	〇	〇
11 一般塗装法	〇	〇	〇	〇

- 四 実 技
- 1 基本実習(素地を専門とするもの)
- a 木材素地法
- (i) ひき物法
- (ii) 板物法
- (iii) 指物法
- (iv) 曲物法

1 基本実習(素地を専門とするもの)	一〇五	一一〇	一二五	一三〇
a 木材素地法				
(i) ひき物法				
(ii) 板物法				
(iii) 指物法				
(iv) 曲物法				

備 考

4 漆液、顔料、木材、塗料、接着材  
 その他基本的材料

5 図案を含む  
 模様(平面圖案法)、造形、立休圖案  
 法)、色さい

7 東洋漆工史、日本漆工産業史  
 8 漆工に関する諸材料  
 9 素地、塗、加飾設備、機械器具その他  
 但し三、四年度は特殊材料、特殊  
 製作法を素地、塗、加飾を専門と  
 するものに分けて教習すること

- (v) プレスベニヤ
- b 特殊素地法
- (i) 金 属
- (ii) 合成材料
- (iii) 紙
- (iv) 竹
- (v) その他

1 基本実習(塗、加飾を専門とするもの)

a 下地塗  
 b 上地塗  
 c 変り塗り  
 d 平目なし地塗  
 e 一般塗装法  
 f まき絵加飾法  
 (i) 平まき絵  
 (ii) 高まき絵  
 (iii) 研出まき絵  
 (iv) その他のまき絵  
 g 特殊加飾法  
 (i) 変り塗  
 (ii) 沈金、きんま、存星、らでん、平脱、つい朱彫漆、木彫塗等

- 2 応用実習
  - a 平易なひき物
  - b 平易な板物、曲物
  - c 複雑なひき物
  - d 複雑な板物、曲物
  - 一〇 編組工
  - 一〇 木彫工
  - 一〇 金属がん具工
  - 一〇 手織工
  - 一〇 紡機調整工
  - 一〇 織機調整工
  - 一〇 メリヤス機調整工
- 1 塗工と加飾工の基本実習の一年度はa乃至g事項全般についてその基本的事項を教習し二、三、四年度はa、b、c、d、eとfに分けてそれぞれ教習すること
- a 皿、わん、はち等  
 b 盆、ぜん、箱類  
 c ふた物、合せ物類  
 d 箱物、たな、台等

二の五	染色工			
二の六	な染ロール彫刻工			
二の七	型紙彫刻工			
二の八	洋服裁縫工			
三の一	銑鉄工			
三の二	製鋼工			
三の三	非鉄金属精錬工			
三の四	金属材料試験工			
三の五	金属検査工			
三の六	操炉工			
三の八	鍛工			
一、社会科		七〇	七〇	七〇
二、体育		三五	三五	三五
三、関連学科		二六〇	二三〇	七〇
1 工業数学		〇	〇	
2 物理及び化学		〇	〇	
3 実用外国語		〇	〇	
4 鉄鋼製造大意		〇	〇	
5 圧延伸長法		〇	〇	
6 金属材料		〇	〇	
7 燃料及び燃烧		〇	〇	
8 電気工学大意		〇	〇	
9 機械工学大意	〇			
10 製 図	〇			
四、実 技		一一五	一一五	一一五
1 基本実習				
a 工具器具使用法				
b 計 測				
c 火造基本作業				
d 熱処理基本作業				
e 火床基本取扱法				
f 各種鍛造機械基本作業				
g 安全作業法				
2 応用実習				

3 鍛造を主とし型鍛造を含む				
6 熱処理を含む				
8 鍛造用原図を含む				
c 伸し、曲げ、すえこみ、せぎり、 切断、目打、鍛接等				

三の九 刃物工				
三の一〇 金属溶融工				
三の一 鋳物工				
a 材料取り				
b 炉取扱法				
c 簡単な工具製作				
d 機械部品製作				
e 製品検査				
一、社会科		七〇	七〇	七〇
二、体育		三五	三五	三五
三、関連学科		二六〇	二六〇	一四〇
1 工業数学		〇	〇	
2 物理及び化学		〇	〇	
3 実用外国語		〇	〇	
4 機械工学大意		〇	〇	
5 機械工作法		〇	〇	
6 鋳造法		〇	〇	
7 金属材料		〇	〇	
8 製 図	〇			
四、実 技		二〇五	二〇五	二三五
1 基本実習				
a 工具器具使用法				
b 現型基本作業				
c ひき型基本作業				
d かき型基本作業				
e 乾燥型基本作業				
f 中子基本作業				
g 安全作業法				
2 応用実習				
a 機械部品（第一部）				
b 機械部品（第二部）				
c 溶融炉取扱法				
d 製品処理作業				

5 鋳物の機械加工、溶接、熱処理等				
6 これに必要な電気工学を含む				
8 鋳物用原図を含む				
a 材料計算法を含む				
b 反射炉、重油炉を含む				
a 小物を主とし複雑な中型品の現型 による生型及び乾燥型の製作				
b 複雑な中子を有し或は三重以上の わくを組み合わせる複雑な型の製作				
d 鋳張、砂落し、サンドプラスチック				

等及び鋳物不良対策を含む

e 製品検査

三の二二 木型工

三の二三 板金工

一、社会科

二、体育

三、関連学科

1 工業数学

2 物理及び化学

3 実用外国語

4 機械工学大意

5 機械工作法

6 金属材料

7 材料力学

8 製 図

四、実 技

1 基本実習

a 工具器具使用法

b 計測及びケガキ

c 仕上基本作業

d 機械使用法

e 切断基本作業

f 折曲基本作業

g ひずみ取基本作業

h 絞り基本作業

i 接合作業

j 締絞基本作業

k 溶接及びろう付基本作業

l 安全作業法

2 応用実習

a 原図及び板取作業

b 板金部品加工作業

c 板金組立作業

d 製品検査

三の一四 金属プレス工

三の一五 製かん工

三の一六 電弧溶接工

一、社会科

二、体育

三、関連学科

1 工業数学

2 物理及び化学

3 実用外国語

4 機械工学大意

5 電気工学大意

6 機械工作法

7 溶 接 法

8 金属材料

9 法 規

8 製 図

四、実 技

1 基本実習

a 工具器具使用法

b 切断基本作業

c 溶接各種運行法

d 水平溶接基本作業

e 内外すみ溶接基本作業

f 傾斜溶接基本作業

g 垂直溶接基本作業

h 上向溶接基本作業

i ひずみ防止基本作業

j 安全作業法

2 応用実習

a 機械部品、構造物部品溶接作業

b 溶接組立、修了作業

c 板金組立作業

d 製品検査

三の一七 ガス溶接工

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

7 溶接概論、溶接設計法、溶接法、溶接機取扱法、ガス切断法  
8 溶接望及び溶接部性質の概要並びに熱処理を含む

c 下向、すみ、うず巻、肉盛運行等

三の一八	メッキ工			
三の一九	熱処理工			
三の二〇	鉛工			
四の一	電線被装工			
四の二	ケーブル接続工			
四の三	電路工			
四の四	電機運転工			
四の五	電機組立工			
一、社 会 科		七〇	七〇	七〇
二、体 育		三五	三五	三五
三、関連学科		四〇	四〇	一七五
1 工業数学		◎	◎	
2 物理及び化学		◎	◎	
3 実用外国語		◎	◎	
4 電気理論		◎		
5 機械工学大意			◎	
6 電気機械器具			◎	
7 工作 法		◎		
8 材 料			◎	
9 材料力学			◎	
10 電力応用		◎		
11 法 規		◎		
12 製 図		◎		
四、実 技		九四五	九四五	一、一九〇
1 基本実習				
a 工具器具使用法				
b 仕上基本作業				
c 計測及びケガキ				
d 板金基本作業				
e 機械基本作業				
f 火造基本作業				
g 溶接基本作業				
h ろう付基本作業				
i 巻線絶縁作業				
j 安全作業法				

1 代数、幾何、三角法、微積分初歩  
6 電気測定を含む

2 応用実習				
a 現場配置作業				
b 現場組立作業				
c 現場巻線、絶縁作業				
d 電気試験				
四の六 通信機組立工				
一、社 会 科		七〇	七〇	七〇
二、体 育		三五	三五	三五
三、関連学科		四〇	四〇	一七五
1 工業数学		◎	◎	
2 物理及び化学		◎	◎	
3 実用外国語		◎	◎	
4 電気理論		◎		
5 電気通信機械			◎	
6 真空管工学			◎	
7 工作 法		◎		
8 材 料			◎	
9 材料力学			◎	
10 電気応用			◎	
11 法 規			◎	
12 製 図		◎		
四、実 技		九四五	九四五	一、一九〇
1 基本実習				
a 工具器具使用法				
h 仕上基本作業				
c 計測及びけがき				
d 板金基本作業				
e 機械基本作業				
f 火造基本作業				
g 溶接基本作業				
h ろう付基本作業				
i 巻線絶縁作業				
j 安全作業法				
2 応用実習				
a 現場配線作業				
c 分解、掃除及び修理を含む				
1 代数、幾何、三角法、微積分初歩				
5 電気測定を含む				

現場組立作業			
c 現場巻線、絶縁作業			
d 電気試験			
四の七 特殊真空管工			
四の八 電気製図工			
五の一 光学機器工			
五の二 計測機器工			
五の三 時計工			
五の四 理化学器械工			
五の五 レンズ研ま工			
六の一 機械工			
一、社会科	七〇	七〇	七〇
二、体育	三五	三五	三五
三、関連学科	二六〇	三〇〇	一七五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 機械工学大意	〇		
5 電気工学大意	〇		〇
6 機械工作法	〇	〇	
7 金属材料		〇	〇
8 材料力学			〇
9 機構学	〇	〇	
10 製 図	〇	〇	
四、実 技	一、〇八	二、二五	二、一九〇
1 基本実習			
a 工具使用法			
b 計測及びケガキ			
c 仕上基本作業			
d 各種工作機械基本作業			
e 刃物研ま作業			
f 安全作業法			
2 応用実習			
a 機械部品製作			
b 精度検査			

c 分解、掃除及び修理を含む

機械調整			
d 治具使用法			
e 製品検査			
六の二 仕上工			
六の三 冶工具仕上工			
六の四 機械検査工			
六の五 機械組立工			
六の六 内燃機関組立工			
六の七 機械運転工			
六の八 汽かん工			
六の九 起重機運転工			
六の一〇 機械塗装工			
六の一 木工			
一、社会科	七〇	七〇	七〇
二、体育	三五	三五	三五
三、関連学科	二六〇	三〇〇	一七五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 機械工学大意	〇	〇	
5 電気工学大意	〇	〇	
6 工作法	〇	〇	
7 木工機械	〇	〇	
8 塗 装 法		〇	〇
9 材 料		〇	〇
9 材 料		〇	〇
9 機構学	〇	〇	
10 材料力学	〇	〇	
11 製 図	〇	〇	
四、実 技	一、二五	二、二五	二、二六〇
1 基本実習			
a 製材品仕分整理及び処理法			
b 工具使用法			
c 計測及びケガキ			
d 木工機械基本作業			
e 安全作業法			
2 はそれぞれ専門機械について a 乃至 e 事項を教習すること			

2 応用実習

a 部品加工作業

b 木工機械作業

c 木材乾燥作業

d 接着作業

e 塗装作業

f 木工機械調整及び刃物研ま

g 製品検査

六の二 針布工

六の三 製針工

六の四 機械製図工

七の一 造船ぎ装工

七の二 電気ぎ装工

七の三 鉄工

七の四 銅工

七の五 ドック工

七の六 船台大工

七の七 船具工

七の八 造船木工

七の九 船大工

七の一〇 現図工

七の一 造船製図工

八の一 内燃自動車工

一、社会科

二、体育

三、関連学科

1 工業数学

2 物理及び化学

3 実用外国語

4 自動車工学

5 機械工学大意

6 自動車電気装置

7 材料

8 材料力学

9 機構学

10 製図

四、実技

1 基本実習

a 洗じょう

b 器具器具使用法

c 計測

d 仕上基太作業

e 火造器本作業

f 板金結本作業

g 溶接溶接基本作業

h 安全作業法

2 応用実習

a 分解組立作業

b 機関部修理作業

c 車体部修理作業

d 車台部修理作業

e 調整作業

f 電気配線作業

g 完成検査及び試運転

八の二 電気自動車

八の三 自転車工

八の四 車両木工

八の五 内張工

九の一 酸アルカリ工

九の二 無機薬品工

九の三 圧縮及び液化ガス工

九の四 電炉製品工

九の五 特殊ガラス工

九の六 ガラス製品工

九の七 窯業焼成工

九の八 産業火薬工

九の九 高圧合成工

九の一〇 合成樹脂工

九の一 ガス発生炉工

◎ ◎  
一〇五 一〇五 一一〇

c 噴射ポンプ、噴射弁を含む  
d 手仕上、機械仕上



九の二	有機合成工				
九の三	塗料工				
九の四	油脂工				
九の一五	硝化綿及びセルロイド工				
九の二六	パルプ工				
九の一七	製紙工				
九の一八	はっ酵製品工				
九の一九	化学分析工				
一〇の一	大工				
一、社会科		七	七	七	
二、体育		三	三	三	
三、関連学科		二〇	三〇	一五	
1 工業数学		◎			
2 物理及び化学		◎	◎		
3 実用外国語		◎	◎		
4 工作法		◎	◎		4 型わく工作法を含む
5 材料			◎		
6 規矩学			◎		
7 施工法			◎	◎	
8 建設工学大意		◎	◎	◎	8 建築法規を含む
9 建築構造学				◎	
10 仕様見積			◎	◎	
11 設計及び製図		◎	◎	◎	
四、実技		一、二五	一、二五	一、二六〇	
1 基本実習					
a 工具使用法					手入れを含む
b 仮設工事					
c 型わく工事					
d 遺形墨出					
e 木造軸組					
f 下地木工事					
g 造作工事					
h 関連作業					h 簡単なる地形足場作業
i 安全作業法					
2 応用実習					

a 建築材料取扱					
b 作業段取					
c 工 作					
d 建 方					
e 足場作業					
f 養生					
一〇の二 建具工					
一〇の三 家具工					
一〇の四 塗装工					
一、社会科		七	七	七	
二、体育		三	三	三	
三、関連学科		二〇	三〇	一五	
1 工業数学		◎			
2 物理及び化学		◎	◎		
3 実用外国語		◎	◎		
4 塗装法		◎	◎		
5 材料		◎	◎		5 塗料を主とす
6 意匠図案		◎	◎	◎	
7 美術工芸史			◎	◎	
8 建築構造学				◎	
四、実技		一、二五	一、二五	一、二六〇	
1 基本実習					
a 工具使用法					
b 絵画及び図案					
c 塗料の色合、調合					
d 下地塗基本作業					
e 上塗基本作業					
f 安全作業法					
2 応用実習					
a 家具塗装作業					
b 建造物塗装作業					
c 足場作業					
d 養生					
一〇の五 左官工					
一〇の六 タイル張工					

一〇の七	配管工			
一〇の八	石工			
一〇の九	築炉工			
一〇の一〇	屋根ふき工			
一〇の一	表具工			
一〇の二	量工			
一〇の一	印刷工			
一〇の二	製本工			
一〇の三	製革工			
一〇の四	くつ工			
一〇の五	製パン工			
一〇の六	おけたる工			
一、社会科		七〇	七〇	七〇
二、体育		三三	三三	三三
三、関連学科		二〇	二〇	一四
1 工業数学		〇		
2 物理及び化学		〇		
3 実用外国語		〇		
4 工作法		〇	〇	〇
5 材料		〇	〇	〇
6 木工機械		〇	〇	〇
7 材料力学			〇	〇
四、実 技		一一五	一一五	一二三
1 基本実習				
a 製材品仕分及び整理法				
b 木工具製作法及び使用法				
c 木工機械使用法				
d 木材加工基本作業				
e 木材接合法				
f 木取作業				
g 取立作業				
h 仕上作業				
i たが製作法				
j 材料選別法				
k 安全作業法				

2 応用実習

- a 丸小おけ
- b 小判おけ
- c たらい
- d 風呂おけ
- e 飯びつ
- f 製品検査

二 前号の表中社会科及び体育は、それぞれ次の事項を含むものとする。  
 社会科 労働法、安全衛生、作業と能率その他一般教養に関する事項  
 体育 き形的発達の防止、疲労の回復、運動能力の助長その他心身の健全な発達に関する事項  
 三 使用者は、第一号の表に定める教習事項の基準を下らない範囲において、当該事業場に必要なる変更を加えた教習事項を定めることができる。

昭和二十七年五月二十七日

〔四一三一―一六〕労働省令第一〇号

技能者養成規程の一部を改正する省令

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条第一項の規定に基き、技能者養成規程の一部を改正する省令を次のように定める。

別表第二中「二の八	洋服裁縫工	洋服の製図、裁断及び縫製における縫製	三年	を
「	二の八	洋服（婦人子供服を除く。）の製	三年	
二の九	婦人子供服のデザイン、製図、裁断及び縫製における技能	裁	三年	
附 則				「

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に洋服裁縫工について労働基準法第七十一条第一項の認可を受けた使用者は、洋服工について同法同条同項の認可を受けた者とみなす。但し、洋服工について同法同条同項の認可を受けた者とみなすことについて労働基準監督署長の認定を受けた者は、この限りでない。
- 3 この省令施行の際、現に洋服裁縫工について技能者養成資格の免許を受けた者は、洋服工について技能者養成資格の免許を受けた者とみなす。但し、洋服工について技能者養成資格の免許を受けた者とみなすことについて都道府県労働基準局長の認

定を受けた者は、この限りでない。

昭和二十七年七月三十一日

〔四―三―一八〕法律第二八七号

**労働基準法の一部を改正する法律**

昭和二十七年五月二十八日  
〔四―三―一七〕労働省告示第九号

**教習事項の一部を改正する告示**

技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）第十三条の規定に基き、教習事項の基準（昭和二十六年労働省告示第九号）の一部をつぎのように改正する。

二の八 洋服工（編注…以下、教習事項を略した。）

同項の次に次の一項を加える。

**二の九 洋裁工**

- 1 この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。  
（編注…以下略）

**附 則**

昭和二十七年八月五日  
〔四―三―一九〕労働省令第一六号

**技能者養成規程の一部を改正する省令**

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条第一項の規定に基き、技能者養成規程の一部を改正する省令を次のように定める。  
技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。  
別表第三を次のように改正する。

別表第三 就業可能業務及び防護方法基準の表

（編注…技能名だけの職種は技能の就業制限内容等は略した。）

<p>技能</p> <p>一の一 鍵金師</p>	<p>就業を制限されている業務（根拠規定）</p> <p>労働安全衛生規則（昭和二十二年労働省令第九号。以下安全衛生という。） 第四十五条第十号</p>	<p>同上中技能習得者を就業させることのできる業務</p> <p>工具研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p>	<p>と石車の取替及び試運転の業務</p> <p>水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務</p>	<p>同上中技能習得者を就業させることのできる業務</p> <p>一、水銀メッキ作業 二、青酸カリを用いる工具の焼入作業 三、塩酸を用いる青銅の細工作業 四、三塩化ひ素を用いる着色作業</p>	<p>同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準 指導員の安全作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p> <p>一、作業に必要な最小限の量を与え指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき二時間を超えないこと。</p>
------------------------------	--	---	---	--	---

一の二	彫金師	第十三条第三十七号 女子年少 第十三条第三十八号 女子年少 第十四条第十号 第十三条第五十号	鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、 青酸、アニリンその他これに準ずる有害なものガス、 蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	鍛金のがね打作業	と。 三、作業終了後必ず身体を汚染された部分を十分に洗 わせること。 作業時間一時間につき十分間の休息時間を設け休息時 間中は作業場内に止まらせないこと。
一の三	鍍金師				
一の四	かざり工				
一の五	七宝工				
一の六	寶石工				
一の七	ガラス工				
一の八	陶工				
一の九	漆工	女子年少 第十三条第三十一号 女子年少 第十四条第九号 第十三条第四十六号 女子年少 第十四条第十一号	木工用かな機短軸面取機を用いる業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所 における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所 における業務	木工用かな機を使用する作業 鋳物及ダイカスト作業	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。 足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳 重な監視の下作業させること。
一の一	編組工				
一の一	木彫工				
一の二	金属がん具工				
二の二	紡機調整工				
二の五	染色工				
二の六	な染ロール彫刻工				
三の一	銃鉄工				
三の二	製鋼工				
三の三	非鉄金属精錬工				
三の四	金属材料試験工				
三の五	金属検査工				
三の六	操炉工				
三の七	圧延伸長工				

三の八 鍛工						
三の九 刃物工						
三の一〇 金属熔融工						
三の一一 鑄物工	安全衛生 第四十五条第十号	と石車の取替及び試運転の業務	仕上及び張取りに用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	安全衛生 第四十五条第十一号	天井走行起重機の玉掛又は合図の作業	天井走行起重機の玉掛及び合図の作業			
	女子年少 第十三条第二十号					
	女子年少 第十四条第五号	水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務	鑄物の酸しよくに用いる硫酸等の取扱作業			一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。
	女子年少 第十三条第三十八号	鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもの、ガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	鉛合金及びクローム合金の溶融作業			三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗わせること。
	女子年少 第十四条第十号	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	サンドブラスト作業			作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。
	女子年少 第十三条第四十四号	ラジオウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務	一、金属熔融炉内の監視作業 二、熔融作業並びに湯汲、湯運び及び注湯の作業			一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき第一年度一時間、第二年度二時間、第三年度三時間を超えないこと。
	女子年少 第十三条第四十五号	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務				
	女子年少 第十三条第四十六号					
	女子年少 第十四条第十一号		空気つちを用いる鑄物はつり作業			二、作業時間の合計が一日につき二時間を超えないこと。
三の一二 木型工		さく岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務				
三の二三 板金工	安全衛生 第四十五条第十三号	電弧溶接の業務	電弧溶接作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。
	女子年少 第十三条第二十五号	動力によって運転する圧機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務	金属板の打抜、切断及びプレス作業に用いる動力によって運転する圧機の金型及び切断機の刃			

工	電機組立 安全衛生 第四十五条第八号	女子年少	女子年少 第十三条第三十四号	カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取り扱う作業で発火の危険のある業務	部の調整又は掃除の作業	二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び 指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び 重なる監督の下に作業させること。
三の一四	金属プレス工	女子年少 第十三条第三十八号	鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、アニリンその他これに準ずる有害なもの、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	硝気及び一酸化炭素を発生する電弧溶接及びガス溶接の作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び 重なる監督の下に作業させること。	
三の一五	製かん工	女子年少 第十四条第十一号	電弧溶接の業務	電弧溶接作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び 重なる監督の下に作業させること。	
三の一六	安全衛生 第四十五条第十三号	女子年少 第十三条第四十九号	鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもの、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	一、硝気及び一酸化炭素を発生する電弧溶接及びガス溶接の作業 二、鉛、クローム、ひ素、カドミウム、セレン及び亜鉛等のガス、蒸気を発生する鉛合金、クローム合金、カドミウム合金及び亜鉛引鉄板等の電弧溶接作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び 重なる監督の下に作業させること。	
三の一七	ガス溶接工	女子年少 第十三条第四十四号	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接作業	三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗 わせること。	
三の一八	メッキ工	女子年少 第十三条第四十五号	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務	紫外線及び赤外線を発生する電弧溶接作業		
三の一九	熱処理工					
三の二〇	鉛工					
四の一	電線被装工					
四の二	ケーブル接続工					
四の三	電路工					
四の四	電機運転工					
四の五	安全衛生 第四十五条第八号		電気工作物の施工又は高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務	電気試験に用いる高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び 重なる監督の下に作業させること。	
工	安全衛生 第四十五条第八号		高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電			

第十三条第十八号 女子年少 第十四条第五号	安全衛生 第四十五条第九号	原動機（十馬力未満の電動機を除く。）の運転又はその運転中における掃除、注油又は検査の業務 運転中の原動機及び原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帯の掛換の業務	原動機の運転試験及びその運転中の掃除、注油及び検査の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
第十四条第五号 女子年少	安全衛生 第四十五条第十号	と石車の取替及び試運転の業務	工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること
第四十五条第十一号 女子年少 第十三条第二十号 女子年少 第十四条第五号	安全衛生 第四十五条第十一号 天井走行起重機の玉掛又は合図の業務	天井走行起重機の玉掛又は合図の業務	天井走行起重機の玉掛又は合図の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
安全衛生 第四十五条第十三号 女子年少 第十三条第二十五号	安全衛生 第四十五条第十三号 動力によって運転する圧機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務	電弧溶接の業務	電弧溶接作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
女子年少 第十三条第三十四号	カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取り扱う作業を発生火の危険のある業務	ガス溶接に用いるカーバイドの取扱作業	ガス溶接に用いるカーバイドの取扱作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
女子年少 第十三条第三十五号	エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取り扱う作業で発火の危険のある業務	絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業	絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業	
女子年少 第十三条第三十七号	水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務	一、鉄鋼板の酸洗いに用いる硫酸等の取扱作業 二、絶縁処理に用いるクロール・ナフタリンの取扱作業	一、鉄鋼板の酸洗いに用いる硫酸等の取扱作業 二、絶縁処理に用いるクロール・ナフタリンの取扱作業	
女子年少	鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、ア	一、クロール・ナフタリンの蒸気を発散するコイ	一、クロール・ナフタリンの蒸気を発散するコイ	一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及

<p>第十三条第三十八号 女子年少 第十四条第十号</p>	<p>一ニリンその他これに準ずる有害なもののガス蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>ル仕上(パラフィン浴)作業 二、鉛の蒸気を発散する大型なべによる鉛の溶融作業 三、硝気及び一酸化炭素を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業</p>	<p>び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。 三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗わせること。</p>
<p>女子年少 第十三条第四十四号</p>	<p>土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務</p>	<p>一、酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接及びガス溶接の作業 二、サンドブラスト作業</p>	
<p>女子年少 第十三条第四十五号</p>	<p>ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務</p>	<p>紫外線及び赤外線を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業 一、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業 二、火造り作業に用いる加熱炉の取扱金焼及び熱処理の作業</p>	
<p>女子年少 第十三条第四十六号 女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p>	<p>電気試験に用いる高圧(特別高圧を含む。)電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業</p>	<p>指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>
<p>安全衛生 第四十五条第八号 女子年少 第十三条第十八号 女子年少 第十四条第五号</p>	<p>電気工作物の施工又は高圧(特別高圧を含む。)電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 高圧(特別高圧を含む。)電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務</p>	<p>工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p>	
<p>安全衛生 第四十五条第十号</p>	<p>と石車の取替及び試運転の業務</p>	<p>電弧溶接の業務</p>	
<p>安全衛生 第四十五条第十三号 女子年少 第十三条第二十五号</p>	<p>電弧溶接の業務 動力によって運転する圧機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務</p>	<p>板金加工に用いる電動直刃せん断機の刃部及び圧機の金型の調整又は掃除の作業</p>	<p>一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十四号</p>	<p>カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取り扱う作業で発火の危険のある業務</p>	<p>ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業</p>	<p>指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十五号</p>	<p>エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、</p>	<p>絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業</p>	





		第十三条第四十四号		所における業務
六の二	仕上工			
六の三	治工具仕上工			
六の四	機械検査工			
六の五	機械組立工			
六の六	内燃機関組立工			
六の七	機械運転工			
六の八	汽かん工			
六の九	起重機運転工			
六の一〇	機械塗装工			
六の一	安全衛生	と石車の取替及び試運転の業務		
		木工用刃物研まに用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業		
木工	第四十五条第十号			
	女子年少	直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横びき用のものを除く。)(又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務)	直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤又は動輪直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤を用いる製材及び木材加工の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	女子年少	木工用かんな機、短軸面取機を用いる業務	木工用かんな機及び短軸面取機を用いる木材加工の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	第十三条第三十一号			
	第十四条第九号			
六の二	針布工			
六の三	製針工			
七の一	造船ぎ装工			
七の二	電気ぎ装工			
七の三	鉄工			
七の四	鋼工			
七の五	ドック工			
七の六	船台大工			
七の七	船具工			
七の八	造船木工			
七の九	船大工			
七の一〇	現図工			
八の一	安全衛生	原動機(十馬力未満の電動機を除く。)の運転又はその	一、運転中の自動車内燃機関の掃除、注油、検査、	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳

内燃自 動車工	第四十五条第九号	運転中における掃除、注油又は検査の業務運転中の原	調整及び修理の作業	重な監督の下に作業させること。
	女子年少 第十三条第十九号	動機及び原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃	二、同内燃機関の運転試験作業	
	女子年少 第十四条第五号	除、注油、検査、修繕又は調帯の掛換の業務		
	安全衛生 第四十五条第十号	と石車の取替及び試運転の業務	研ま機のと石車の取替及び試運転の作業	
	安全衛生 第四十五条第十三号	電弧溶接の業務	電弧溶接作業	
	女子年少 第十三条第二十五号	動力によって運転する圧機の金型若しくは切断機の刃	車体用板金の加工に用いる切断機の刃部の調整	一、予め安全作業法を充分に教習し、養成開始後六ヶ
	女子年少 第十三条第三十四号	部の調整又は掃除の業務	及び掃除の作業	月を経て作業につかせること。
	女子年少 第十三条第三十五号	カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、	ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業	二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び
	女子年少 第十三条第三十七号	生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準	部品の洗浄及び内燃機関の運転に用いるメチルア	び厳重な監督の下に作業させること。
	女子年少 第十三条第三十八号	ずる発火性の物の製造又はこれ等を取り扱う作業で発	ルコール及びガソリンの取扱作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳
	女子年少 第十四条第十号	火の危険のある業務	鉛蓄電池に用いる硫酸の取扱作業	重な監督の下に作業させること。
	女子年少 第十三条第四十四号	エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さ	一、硝気及び一酸化炭素を発生する電弧溶接及び	一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及
	女子年少 第十三条第四十五号	く酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、	ガス溶接の作業	び厳重な監督の下に作業させること。
		ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の	二、硫酸の蒸気を発生する鉛蓄電池の充電作業	二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこ
		物を取り扱う作業で発火の危険のある業務	三、噴霧塗装作業	と。
		水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、せ	酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接及びガス溶接	三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を充分に洗
		いさん、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有	の作業	
		害なものを取扱う業務	紫外線及び赤外線を発生する電弧溶接及びガス溶	
		鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、	接の作業	
		青酸、アニリンその他これに準ずる有害なものガス、		
		蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務		
		土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場		
		所における業務		
		曝される業務		
八の二 電気自動車工				
八の三 自動車工				
八の四 車両木工				
九の一 酸アルカリ工				

																				九の二 無機薬品工
																				九の三 圧縮及び液化ガス工
																				九の四 電炉製品工
																				九の五 特殊ガラス工
																				九の六 ガラス製品工
																				九の七 窯業焼成工
																				九の八 産業火薬工
																				九の九 高压合成工
																				九の一〇 合成樹脂工
																				九の一 ガス発生炉工
																				九の二 有機合成工
																				九の三 塗料工
																				九の四 油脂工
																				九の一五 硝化綿及びセルロイド工
																				九の一六 パルプ工
																				九の一七 製紙工
																				九の一八 はつ酵製品工
																				一〇の一 大工
	女子年少 第十三条第二十四号 第十四条第七号	直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横びき用のものを除く。)又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務	直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤、又は動輪直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤を用いる家屋用材の製材及び加工の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	女子年少 第十三条第三十一号 第十四条第九号	木工用かなな機、短軸面取機を用いる業務	木工用かなな機を用いる家屋用材の加工作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 三、安全装置を完備し、安全器具を確実に使用させること。	女子年少 第十三条第四十号 第十四条第十号	高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準じる高所における業務	高さ五メートル以上の吊足場、布地等転落の危険のある場所における作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、第三年度より作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	女子年少 第十三条第四十一号 第十四条第十号	丸太足場の組立又は解体の業務 但し、地上における補助作業を除く。	家屋建造に用いる丸太足場の組立及び解体の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、第三年度より作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	女子年少 第十四条第十号	多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	夏期炎天下における屋外作業	作業時間の合計が一日につき第一年度二時間、第二年度三時間、第三年度四時間を超えないこと。



昭和27年12月頃

〔4—3—20〕労働省令案

### 〔I〕技能習得者の技能検定の方法に関する規則 (案)

(通則)

第一条 技能者養成規程(昭和二十二年労働省令第六号)(以下規程という)第十四条の規定による技能習得者着の技能検定(以下検定という)の方法に関しては、この省令の定めるところによる。

(科目)

第二条 検定は、規程第十三条の規定に基づいて使用者が定める教習事項に掲げる関連学科及び実技について行われなければならない。

(技能検定評議会)

第三条 使用者は、検定を実施しようとする場合には、次の者をもって構成する技能検定評議会(以下評議会という)を設けて、検定の実施に当らしめなければならない。

但し、使用者は、この規定により難しい場合には、他の使用者と共同して評議会を設けることができる。

(1)使用者、(2)労働者を代表する者、(3)技能者養成指導員、(4)現場指導者

使用者は、前項に掲げる者の外、検定に必要と認める者を評議会に参加させることができる。

第四条 使用者は検定を実施しようとする場合には、評議会に諮りその都度実施計画を定めなければならない。

(実施)

第五条 使用者は、各教習年度末及び養成期間終了直後には必ず検定を行わなければならない。但し、已むを得ざる事由ある場合は、各教習年度末あるいは養成期間終了の直後以外の時間において、検定を行うことが出来る。

第六条 使用者は、養成期間の終了直後に行う検定をもって最終年度に行う検定にかえることが出来る。

第七条 使用者は評議会をして各技能習得者の検定の結果及び平素の成績に基づいて審査を行わしめなければならない。

(習得記録)

第八条 使用者は、各技能習得者ごとに習得記録を整理し、平素の成績を判定するに足る各教習年度内の習得状況に関する事項を記入し、事業場に備えつけ、前条

の審査の資料としなければならない。

(技能検定個人表)

第九条 使用者は、別記様式により各技能習得者ごとに技能検定表を調整し、労働基準局長の示す技能の等級に従って第七条の審査の結果をその都度記し事業場に備えつけなければならない。

(雑則)

第十条 この命令に定めるものの外、検定の方法に関し必要な事項は、労働基準省令の示すところによる。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際既に実施した検定については、この省令による検定を実施し□のとみなす。

3 規程第十四条第一項中「年」を「各教習年度内に」改める。

**技能検定個人表** (編注：略)

### 〔II〕技能習得者技能検定実施要綱

1. 検定の目的

検定の目的は習得者個性知識並びに技能を検定し、その結果に応じて個々の者に□る適切な指導を行い、指導方法全般に関する改善の資料となし、習得者自身の技能習得に対する奨励奮起の原動力となし養成終了後の習得者の適正なる格付を行うと同時に国内技能水準の向上を計ることを目的としている。

2. 検定科目

習得者検定期則には「規則第十三条の規定に基づいて使用者がさだめる、教習事項に掲げる関連学科及び実技」と二科目について定めてゐるが、産業中堅人としての資質を向上発展せしめる社会科について検定を行つても差支えない。又使用者が当該事業場の実態に応じて教習事項の基準を上廻つて外に教習事項を定めた場合は当然その科目についても検定を行うものである。

3. 技能検定評議会

使用者は習得者検定期則に定める構成要件を満す範囲において評議委員を選定し円滑適切なる技能検定を実施せしめなければならないが、評議会で行わしめる事項は概ね次の通りとする。

(1) 評議会規則に関する事項

- (2) 検定実施計画に関する事項
  - (3) 検定試験問題の作成に関する事項
  - (4) 検定に必要な資料、工具、器具、機械等の選定及びこれの準備に関する事項
  - (5) 学科目及び実技の祭典に関する事項
  - (6) 技能の等級基準の設定に関する事項
  - (7) 習得者の技能等級の決定に関する事項
  - (8) 検定に必要な記録の作成及び保存に関する事項
  - (9) その他技能検定に必要な事項
- 委員の数は養成する技能種目、技能習得者の数によって養成の実態に応じて適宜決定されるものである。
- 委員は学科実技の両面について広い知識経験を有するもので特に技能等級基準の設定、試験問題の作成並びに習得者の能力を適確に判定し得る能力を有していなければならぬ。習得者検定規則に云う現場指導者とは作業現場において部下工員を指導監督する者を云い役付工員（伍長、組長、班長等）現場技術者（係員、係長、主任、課長）等である。
- 中小企業による単独養成、共同養成又は親会社に委託養成の如くその企業内で充ちたる評議会を構成できない場合は、二以上の事業場で共同して評議会を構成し、検定を行うことができる。
- 以上の場合でも充分なる評議会が構成されない場合又は効果的な検定及び全国的技能水準と比較を行う等のために同業組合、技能者養成協会、関係官庁等から参加させても差支えない。

#### 4. 検定実施計画

技能検定実施計画は概ね下記事項について作成することとし、之の適否は技能検定の結果に影響するところ大であるので特に慎重に審議しなければならない。

- (1) 検定日時
- (2) 検定種目毎の評議会委員
- (3) 技能種目毎の技能等級基準
- (4) 検定試験問題の作成要領
- (5) 使用工具、機械、器具、材料、資料
- (6) 採点基準
- (7) 検定実施要領
- (8) 技能等級判定要領

#### 5. 検定の日時

検定は大別して各教習年度毎にそれまで教習した技能の習得程度を検定するために行うものと、養成終了時に技能養成を全期間を通じて習得した技能の程度を検定するものと二つに分けられる。前者は少くとも各教習年度末には必ずじしななければならないが□定の目的からして各教習年度を二期又は三期にわけ、各期末に或は一技能の教習が終了した□に実施するのが望ましい。後者の検定は最終年度末の検定と併せて行っても差支えない□後者の検定の範囲は教習した全技能について行われるものであるが、各教習年度に行う□定によって充分その技能が判定してをり、これ等の総合成績によって全技能を判定し得□場合は特別に終了時の検定を行わなくて書く教習年度の成績の総合成績により等級を決定□て差支えない。

#### 6. 技能種目毎の評議会委員

評議会委員をもって技能種目毎の委員を選定し各技能の技能等級の基準案、検定試験問題案、検定の採点及び技能判定の資料等の作成をなさしめるものである。従ってこれ等□人は特に当該技能に関係ある学科、実技に通じたものでなければならぬ。選任する数□業場の実態、当該技能習得者の数、習得者の工場配置状況、検定方法当にとよって適宜定□られるものである。

#### 7. 技能等級基準

技能等級基準は技能検定の根幹となるものであつて、又技能養成計画の基礎となるも□である。従つてこの基準の設定に当つては評議会の充分なる検討によって技能毎に適正□具体的に関連学科及実技についての基準を定める必要がある。又この基準は三年の養成□間の技能種目にあつては三年、二年、一年の各種<sup>レ</sup>習年度末の技能等級をそれぞれ一級、□級及び三級の三段階とし四年の養成期間の技能は上記に準じ四段階に区分し各段階毎に□の技能等級の要求する技能の基準を次の表及び【III】技能等級の基準より事業場の実態□即応して定めるものである。

技能等級基準表

等級 要素	一級 (三年終了)	二級 (二年終了)	三級 (一年終了)
作業手順	特に困難な特殊作業についてのみ技術員等から技術的指導を	普通程度の作業について上級者より作業前あらかじめ大略の	命ぜられた範囲内の定型的な作業について、その都度指

作業方法	受けつゝ作業を行い普通程度の作業についてはその方法、手順等を効果的に計画し実際作業が出来ること。	指示を受け作業を行い、特に稍高い程度の修得又は稍多い経験を要する作業についてはその都度指示を受けつゝ作業出来る。	順序の定めのない作業については作業中しばしば上級指導者から詳細な指示及び細部的な検閲及び技術的指図を受ける。
判断力	一般的監督を受けて稍高い程度の修得又は稍多い経験を要する作業を自ら新たな効果的な判断を速に下すことが出来る。	普通程度の作業について限定された範囲の事項に関して場合により自ら新たな効果的な判断を下すことが出来る。	
応用力	知識や経験を正しく作業上におよぼすことが出来る。		
識別力	該当技能全般の対象となる事物についてその正義優劣を識別することが出来る。	自己の担当する作業についてはその正義優劣を識別することが出来る。	
独創力	作業上有益な新しい着想、創意工夫を考察すべき心掛があること。		
統率指導	同程度の技能者の集りにおいては、自然的にその仲間のリー		

力	データとなる素養を有していること。		
交渉力	仕事を進めるために他人と折衝して自己の意図、目的を相手方に了承させ相互の作業連携協力をなしうること。		
研究心	当該職種全般の作業業務に絶えず関心を持ち、これをより効果的に能率的に行うように努めることが出来ること。	自己の担当する作業について絶えず関心を持ち特に作業方法について優良な製品作業が行われるように研究すること。	
業務に関する知識	当該技能に直接関係する専門的な学理についての知識を有するのみならず、該技能を保有する産業全般についての概略の知識を有し自らの技能がその産業における立場についての知識を有すること。	当該技能における根幹となる部分について充分なる実際の知識を有し実地産業を行う場合その産業をよりよく理解しうること。	当該技能に関する規定された範囲の事項に関して基礎的な知識を有し、担当する範囲内で限定された程度に応用しうること。

然し地域的には用いられる生産方式が異なり、同一地域内と云えども規模の或いは生産品目の相違からそれぞれ事業場が要求する技能の程度は一樣ではあり得ない。技能等級の基準も事業場の生産の実態及び当該事業場将来における事業発展の見透り分考慮の上、適宜有効適切なる基準を設けなければならない。更に教習



年度毎の各口秀、優、良、可、等の段階に適宜区分し習得者自身の技能研鑽に対する励みとなす口望ましい。又一応定められた基準は決して固定的なものでなく、常に進歩発展する技能に即応させ、同種産業の他に企業の技能基準の実態をも検討の上必要に応じて判定口べきものである。

## 8. 検定試験問題の作成要領

検定試験は前7号により定めた技能等級の基準に示す能力をもっているかどうかを学科、実技の各科目について判定するためのものである。

学科の試験は関連学科の各科目についてそれぞれ教習した範囲において主として口的問題を適宜選択するものである。関連学科中数種の技能習得者を共通して教習して学科例えば工業数学、物理及び化学、実用外国語、製図等についても各技能毎にそれぞれに関連ある「実際問題」を作成するのが望ましい。実技の試験はそれぞれ教習した範囲において実地作業を技能の必要に応じて適宜選択するものである。この際同一技能については例え異った工場で教習する場合といえども二種以上の問題を課す等して同一問題となすことが望ましい。特に基本実習においては同一の問題でなければならぬ。又これらの同一問題については使用する機械、工具、器具、材料等は同一のものとし、同一作業条件において問題を作成するように努めなければならない。次に実地作業を行わせるだけでは技能を判定するに不充分だといふ場合はこの不十分な箇所について必要に応じ実地において作業の実際につき質問をなし試験を行うように問題を作成して差支えない。又作業の性質上共同産業による化学工業の技能或は金属工業の一部の技能の如く実地作業の検定が難しい技能については実地作業について行う口述試験のみとなるので、この口述試験のみで充分技能が判定出来るような問題を作るべく留意しなければならない。

## 9. 使用工具、機械、器具、材料、資材

検定で用いる工具、機械、器具、作業台等は出来るだけ各自使用のものを用いさせ検定に当ってこれ等の整備状況より工具、器具、機械、の使用法の判定の資料とすることが出来る。

### 10. 採点基準

学科実技の各検定の採点基準を何れに重きをおくか、何点に定めるかは当該技能の要求する程度によって一概に云えるものでなく、化学関係の技能においては学科を主に、工業関係の技能においては実地に重きをおく等、それぞれ異なるものであるので、産業の実情に応じて定められるものである。実技においては製品出来上りについて採点基準を定めるだけでなく、技能の要素毎の採点基準をあらかじめ定め

ておき各要素から習得者の技能を判定するものでなければならない。又、これらの要素毎の採点基準も技能の実態によって適宜定められるものである。

### 11. 検定実施要領

実技検定はあらかじめ必要工具、器具、機械、材料及び資材を与え或は明示して準備させ、図面、課題は検定の際示して作業を行わせるものとする。

実地作業について質問をなし検定を行う場合は習得者各人に質問をなし口頭でもって答えしめる方法、或は全員に同一問題を与えて筆記によって解答させる等検定の実態に応じて適当な方法を取られるが、これが実地作業の検定と併用して行われる技能については実地作業で判定するに不十分な箇所についてのみ試験を行えば足るので比較的簡単であるが実地作業を行い難く口述試験のみで行う実技検定の場合ではできるだけ多くの部門について試験を行うべきであるので検定する技能に関係ある生産工程の重要な箇所について、その都度機械、器具の運転操作、各種測定要領、資材、材料、製品等の取扱要領、安全作業法等について相当慎重に試験を行う必要がある。

### 12. 技能等級判定要領

？(編注：上の枠から線を引き？を付けている。)

学科はあらかじめ定められた採点基準によって解答された内容により採点し知識の程度を判定することは云うまでもないが、学科の検定の外に平常の学習の態度、授業中に議口た口頭、筆記試験の成績等による平常の学科成績との比重は技能に応じて適宜選定され口ものである。実技は実地作業の要素毎に定めた採点基準に照らして、作業時間中に採点する。実地作業の要素の製品出来上りとは製品の精度及び巧緻性をいい、作業速度とは機口加工時間に対する各人所要時間の遅速を、作業の段取りとは直接作業を加へるまでの準口作業(機械工具測定器の作業前の点検、調整、工具、器具、材料、資材、製品の取扱要領口安全作業等)口作業態度とは作業に對す研究心、判断力及び服装等材料に対する心構口を云い、これらの諸点について採点基準に照らして採点する。実地作業と併用して行う口口試験では作業で充分出来ない要素を判定するために実地作業について種々想定を与えて口問し、その能力を推定しそれぞれの実施作業による要素の採点を補正する。実地作業に口ける口述試験のみの実技検定は上記後段に準じて技能の各要素の能力を推定して採点す口実技の判定は学科同様日常の実習の成績を上記技能の要素について採点し両者の成績を口合して判定しなければならない。両者の成績の比重は技能によって異なるので実地作業に口る検定を行い難いものについては平常の成績を重くみる等技能によって適宜定められる口口とする。

学科及び実技の総合成績により技能等級基準について技能毎に各習得者の技能等級は□議会で検討されて定められる。

### 13. 検定に必要な記録

検定に必要な記録は習得者技能検定規則第九条に指定されるものの外必要と認めらるるものを作成し保存しておくなければならないが、この記録は概ね次の如き事項について□記録する必要がある。又これらの書類は技能等級判定の際評議員に提示されなければならない。

#### (1) 習得者毎の学科、平常成績表

月別若しくは各教科科目の教習段階毎に平常の学習態度、授業中に課した口述筆□問の成績、宿題、研究論文等の成績等によって平常の成績の記入(別表1. 2参照)

#### (2) 習得者毎の実技の平常成績表

作業毎に平常の実習及び習得者が記入する実習日誌より実習態度、作業速度、作業□取及び製品出来上がり、作業手順及び作業方法、平常の成績を記入(別表1. 2参照)

#### (3) 教習時間実績簿

習得者毎の各教習事項についての教習を受けた時間を記入。

#### (4) 実習日誌

毎日作業名、作業の目的、作業工程、作業の急所、修理事項及び使用機械器具、工口消耗品、実習時間等について習得者各人で記入(別表3参照)

#### (5) 評議会議事録

検定試験問題及び試験問題答案、製品

将来の検定のために必要であるので実施した試験問題及び試験答案、製品は整理し保存すること。

別表1：各月習得記録票(編注：略)

別表2：年度別習得記録簿(編注：略)

別表3：実習日誌(編注：略)

### 【Ⅲ】 技能習得者技能検定実施要綱(編注：本表は全てが×印で削除されている。)

(編注：以上の元資料はガリ版刷りであるが、伺いの起案書は添付されていない。なお、本資料集には訂正文字を転載した。)

### 染色工

社会科(編注：以下各科目とも手書きの問題が例示されているが略す。)

工業数学、

物理及び化学、

実用外国語、

意匠図案、

染色大意、

織物、

織物原料、

染料、

染色用薬品助剤、

糊料、

浸染、

な染及び模様染、

染色用機械器具、

織物仕上法、

精練漂白法、

機械及び電気、

実技

『デジ』

昭和二十八年五月一日

〔四一三―二二〕 労働省令第三号

**技能者養成規程の一部改正**

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条の規定に基き、技能者養成規程の一部を改正する省令を次のように定める。

労働大臣 戸塚 九 一 郎

**技能者養成規程の一部を改正する省令**

技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第一項中「労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務」を「法及びこれに基く命令に定める危険有害業務及び坑内労働」に改める。  
別表第一中一〇の二置工の項の次に次の三項を加える。

分類番号	技能名	技能概要	養成期間
一一の一	石炭坑内直接夫	石炭鉱山における石炭採掘、坑道掘進、支柱及び充填における技能（各種の切羽機械及び充填機械の運転における技能を含む。）	三年
一一の二	石炭坑内機電夫	石炭鉱山における鉱山機械、運搬機械、電気機械等の据付、運転、保守及び修理並びに配線架設、電路敷設、配線工事及び電線、電路の保守における技能	三年
一一の三	石炭鉱山測量夫	石炭鉱山における測量、地質炭層の調査及び坑内図の作成その他の製図における技能	三年

別表第三中一〇の一〇屋根ぶき工の項の次に次の三項を加える。

（編注…技能名のみ記し、技能の就業制限内容等は略した。）

分類番号	技能名	技能概要	養成期間
一一の一	石炭坑内直 接夫		
一一の二	石炭坑内 機電夫		
一一の三	石炭鉱山 測量夫		

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十八年五月一日

〔四一三―二二〕 労働省告示第八号

**教習事項の基準の一部を改正する告示**

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条及び技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）第十三条の規定に基き、教習事項の一部を次のように改正する。

第一号中一〇の二置工の項の次に次の三項を加える。

- 一一の一 石炭坑内直接夫（編注…以下、職種のみ記し、教習事項は略した。）
- 一一の二 石炭坑内機電夫
- 一一の三 石炭鉱山測量夫

昭和二十八年九月二六日

〔四一三―二二〕 労働省告示第二〇号

**技能者共同養成費補助金交付規程**

（この規程の目的）

**第一条** この規程は、技能者共同養成費補助金の交付その他の取扱について定めることを目的とする。

（補助金の目的及び交付の対象）

**第二条** 労働大臣は、二以上の事業主が共同して行う労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基く技能者の養成（以下「技能者共同養成」という。）の促進助長に資するため、適当と認める技能者共同養成に対し、予算の範囲内において、技能者共同養成に要する経費の一部について、技能者共同養成費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金は、技能者共同養成に要する経費のうち、左に掲げるものの全部又は一部について交付する。

- 一 技能者養成指導員等の給料又は手当に要する経費
- 二 技能者養成用機械器具等設備の維持、更新及び建物の借上に要する経費
- 三 教科書その他の教材に要する経費

3 補助金は、技能者共同養成を行う事業主の集合体（以下「技能者共同養成品」という。）に交付する。

(申請の手続)

**第三条** 補助金の交付を受けようとする技能者共同養成体は、様式第一号による技能

者共同養成補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、様式第二号による技能者共同養成事業計画書（以下「計画書」という。）を添えて、労働大臣に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限については、会計年度ごとに労働大臣が告示する。

(参考書類の提出)

**第四条** 労働大臣は、必要と認めるときは、申請書を提出した技能者共同養成体に対し、補助金の交付について参考となる書類を提出させることができる。

(決定及び通知)

**第五条** 労働大臣は、申請書、計画書及び前条の規定による書類を審査し、補助金を交付しようとする技能者共同養成体及び交付しようとする額を決定し、これを当該技能者共同養成体に通知するものとする。

2 前項の場合においては、労働大臣は、必要な条件を付することができる。

(請書の提出)

**第六条** 前条の規定による通知を受けた技能者共同養成体は、遅滞なく、様式第三号による請書を労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付及び使用制限)

**第七条** 労働大臣は、前条の規定による請書を提出した技能者共同養成体（以下（被交付者という。）に対し、補助金を交付する。

2 補助金は、第二条第二項に定める補助の目的以外に使用してはならない。

(収支簿)

**第八条** 被交付者は、収支に関する帳簿を備える外、受取書等関係書類を整理保管しなければならない。

(養成計画の変更等)

**第九条** 被交付者は、計画書に記載された技能者共同養成体の計画を変更し、又はその実施を中止し、若しくは取り止めたときは、遅滞なく労働大臣に届け出なければならない。

(収支決算報告書)

**第十条** 被交付者は、当該会計年度経過後一月以内に、様式第四号による収支決算報告書を労働大臣に提出しなければならない。

2 やむを得ない事情のため、前項の収支決算報告書の提出期限までに支払を完了し

ないものがあるときは、前項の収支決算報告書にその金額及び理由を付記しなければならない。

3 前項の場合においてその支払を完了したときは、支払完了報告書を支払完了後一月以内に労働大臣に提出しなければならない。

(書類の経由)

**第十一条** 第三条第一項、第六条、第九条及び前条の規定により労働大臣に提出する書類は、それぞれ正本一通及び副本二通とし、所轄労働基準監督署長を経由しなければならない。

(経費の監査等)

**第十二条** 労働大臣、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長その他の関係職員は、必要と認めるときは、被交付者に対し、その補助金の経理について、監査を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消等)

**第十三条** 労働大臣は、第五条の決定の通知を受けた技能者共同養成体又は被交付者が左の各号の一に該当すると認めるときは、そのものに対し、当該通知に係る決定を取り消し、若しくは変更し、又は補助金の全部若しくは一部の返金を命ずることができる。

一、計画書に記載された技能者共同養成の計画を変更し、又はその実施を中止し若

しくは取り止めたとき。

二、補助金の対象になった経費の決算額が補助金の額に達しないとき。

三、被交付者が第七条第二項若しくは第八条から第十条までの規定、又は第五条第

二項の規定により労働大臣の付した補助金交付の条件に違反したとき。

四、被交付者が前条の規定に基いて労働大臣、都道府県労働基準局長、労働基準監

督署長その他の関係職員が行う監査を拒み、又は報告の請求に応じなかったとき。

五、技能者共同養成体において、技能者養成に関する法令の規定に違反する行為があつたとき。

2 前項の規定によつて補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、技能者共同養成体を構成する事業主は、連帯して責任を負うものとする。

(技能者共同養成体の代表者)

**第十四条** この規程によつて補助金の交付を受けようとする技能者共同養成体は、交付の申請、補助金の返還、その他この規程に定める手続に関し、当該技能者共同養成体を代表する者を、当該技能者共同養成体を構成する事業主の中から定めなけれ

ばならない。

2 第三条の申請書には、前項の代表者の住所、氏名及び職業並びに代表者たることを証明する書面を添付しなければならない。

様式第一号（編注…以下略）

昭和二十九年六月一九日

〔四―三―二四〕労働省令第一四号

### 技能者養成規程の全部改正

#### 技能者養成規程

（技能養成工）

**第一条** この命令で技能養成工とは、別表第一に定める技能を修得する者で、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十一条第一項の規定による認可に基いて使用されるものをいう。

（使用者の資格）

**第二条** 法第七十一条第一項の規定による認可に基く技能者の養成（以下「技能者養成」という。）を行う使用者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 第四条の規定による免許を与えられた者

二 第四条の規定による免許を与えられた者をして技能者養成を担当させる者

（技能者養成指導員）

**第三条** 技能者養成を担当する者（以下「技能者養成指導員」という。）は、第四条の規定による免許を与えられた者でなければならない。

（指導員免許）

**第四条** 技能者養成指導員の免許（以下「指導員免許」という。）は、都道府県労働基準局長が左の各号の一に該当する者について与えるものとする。

一 別表二各号の一に該当する者

二 第十条の規定による技能者養成指導員の検定（以下「指導員検定」という。）に合格した者

（指導員免許の欠格者）

**第五条** 左の各号の一に該当する者には、指導員免許を与えない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 指導員免許が取り消された日から一年を経過しない者

三 禁、以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四 犯罪その他の非行があつて、技能者養成指導員たるに不相当と認められる者

（指導員免許の申請）

**第六条** 指導員免許を受けようとする者は、様式第一号の技能者養成指導員免許申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。但し、指導員検定に合格した者については、第十三条の規定による技能者養成指導員検定申請書の提出をもつて本条の申請書の提出にかえることができる。

（免許証の交付）

**第七条** 都道府県労働基準局長は、指導員免許を与える場合においては、様式第二号の技能者養成指導員免許証（以下「免許証」という。）を交付するものとする。

（指導員免許の取消）

**第八条** 都道府県労働基準局長は、指導員免許を与えられた者が第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つた場合においては、指導員免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、指導員免許を与えられた者が左の各号の一に該当するに至つた場合においては、指導員免許を取り消すことができる。

一 不正の事実に基づいて指導員免許を与えられたことが判明したとき。

二 免許証を不正に使用したとき。

3 指導員免許の取消の処分を受けた者は、遅滞なく、免許証を当該都道府県労働基準局長に返還しなければならない。

（免許証の再交付）

**第九条** 免許証の交付を受けた者が免許証を滅失し又は汚損した場合には、様式第三号の技能者養成指導員免許証再交付申請書により、交付を受けた都道府県労働基準局長に申請して、その再交付を受けることができる。免許証の交付を受けた者が氏名を変更した場合においても同様とする。

（指導員検定）

**第十条** 指導員検定は、毎年一回以上、労働大臣が別に定める学科及び実技について都道府県労働基準局長が行う。

2 都道府県労働基準局長は、指導員検定を受けようとする者について、前項の学科の一部又は前項の実技の全部若しくは一部につき検定を行う必要がないと認める場合においては、これを免除することができる。

**第十一条** 指導員検定の期日、場所その他指導員検定の実施に関し必要な事項は、そのつど、都道府県労働基準局長が定める。

(指導員検定の欠格者)

**第十二条** 左の各号の一に該当する者は、指導員検定を受けることができない。

一 第五条第一号から第三号までの一に該当する者

二 指導員検定の受検について不正の事実があった者で、その事実の判明した日から六箇月を経過しない者

(指導員検定の申請)

**第十三条** 指導員検定を受けようとする者は、様式第四号の技能者養成指導員検定申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

(教習事項)

**第十四条** 使用者は、労働大臣が別に定める教習事項の基準により、関連学科、実技、教習時間、教習年度その他の教習事項を定めなければならない。

(教習事項の特例)

**第十五条** 使用者は、第十七条第一項に規定する証明書を有する者の技能者養成については、その者の習得する技能と習得した技能とが同一の職種にかかるものであるときは、その者の習得した課程を除いて教習事項を定めなければならない。

2 使用者は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）による公共職業補導所その他労働大臣が指定する施設において、職業補導その他の職業訓練を受けた者の技能者養成については、その者の受けた職業訓練の種目がその者の習得する技能の職種にかかるとときは、その者の受けた職業訓練の課程に相当する教習事項を除いて教習事項を定めることができる。

3 前項の場合においては、様式第五号の技能者養成認可申請書（甲）により、予め当該事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）の認可を受けなければならない。

(技能試験)

**第十六条** 使用者は、各教習年度ごとに一回以上、関連学科及び実技について、技能者養成工の技能の試験を行わなければならない。

(証明書の交付)

**第十七条** 使用者は、技能者養成工の労働契約が解除された場合において、その者から請求があったときは、その者がすでに習得した課程及び期間についての証明書を交付しなければならない。

2 使用者は、技能者養成工が技能者養成の課程を修了した場合には、技能者養成の課程を修了したことについての証明書をその者に交付しなければならない。

3 使用者又は技能者養成の課程を修了した者は、前項の証明書を都道府県労働基準局長に提示して技能者養成の課程を修了したことの証明を受けることができる。

(契約期間)

**第十八条** 技能者養成工（第十五条第一項又は同条第二項の規定による技能者養成工を除く。）の労働契約に期間の定めをする場合においては、その期間は、第十四条の規定にかかわらず、その者の習得する技能につき別表第一に定める期間（以下「養成期間」という。）の範囲内において定めることができる。

2 第十五条第一項の規定による技能者養成工の労働契約に期間の定めをする場合においては、その期間は、養成期間から前条第一項に規定する証明書に記入された期間（以下「習得期間」という。）を控除した期間の範囲内において定めなければならない。

3 第十五条第二項の規定による技能者養成工の労働契約に期間の定めをする場合においては、その期間は、養成期間からその者が同条同項に規定する公共職業補導所その他の施設において職業訓練を受けた期間（以下「訓練期間」という。）を控除した期間の範囲内において定めなければならない。

(契約期間の延長)

**第十九条** 使用者は、技能者養成工（前条第二項又は同条第三項の規定による技能者養成工を除く。）が養成期間内に第十四条の規定による所定の教習を修了することが困難と認められるに至った場合において、所轄労働基準監督署長の認可を受けたときは、一年の期限の範囲内において、養成期間を超えて労働契約の期間を延長することができる。

2 使用者は、前条第二項の規定による技能者養成工については、養成期間から習得期間を控除した期間内に、前条第二項による技能者養成工については、養成期間から訓練期間を控除した期間内に、第十五条第一項又は同条第二項の規定による所定の教習を修了することが困難と認められるに至った場合において、所轄労働基準監督署長の認可を受けたときは、一年の期間の範囲内において、当該期間を超えて労働契約の期間を延長することができる。

(出来高払制の禁止)

**第二十条** 使用者は、技能者養成工の賃金を出来高払制その他の請負制によって定めるはならない。但し、最終の教習年度に属する所定の教習を行う期間については、こ

の限りでない。

(最低賃金の特例)

**第二十一条**

使用者は、技能養成工については、法第三十一条の規定にかかわらず、技能者養成審議会の議を経て労働大臣が定める金額を下らない範囲において、その者の賃金の額を定めることができる。

(労働時間の計算)

**第二十二条**

事業場におけると否とを問わず技能養成が所定の教習を受ける時間は、労働時間とする。

(就業制限の特例)

**第二十三条**

使用者は、防護の措置を講じた場合においては、技能養成工のうち法第四十九条第二項の規定に基く命令で定める経験又は技能を有しない者、満十八才に満たない者又は女子を、法第四十九条、法第六十三条又は法第六十四条の規定にかかわらず、坑内労働並びに法及びこれに基く命令に定める危険有害業務に就かせて技能を習得させることができる。この場合における防護の措置並びに坑内労働及び危険有害業務の範囲は別表第三の定めるところによらなければならない。

(技能者養成の認可の申請)

**第二十四条**

法第七十一条第一項の規定による認可は、様式第六号の技能者養成認可申請書(乙)により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。但し、第十五条第三項に規定する様式第五号の技能者養成認可申請書(甲)により認可を受ける場合においては、この限りでない。

(技能養成工の雇入の届出)

**第二十五条**

法第七十一条第二項の規定による届出は、様式第七号の技能養成工雇入届により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

**附則**

1

この省令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2

技能者養成指導員資格検定規則(昭和二十四年労働省令第三十一号)は、廃止する。

3

技能者養成指導員資格認定基準(昭和二十六年労働省告示第八号)は、廃止する。

4

この省令施行の際改正前の第十八条の規定により技能者養成資格の免許をうけている者は、改正後の第四条の規定により技能者養成指導員の免許を与えられた者とみなす。

5

改正前の第十八条の三の規定による技能者養成資格免許証は、改正後の第七条の

規定による技能者養成指導員免許証とみなす。

6 この省令施行の際改正前の第十八条の四の規定によりしている技能者養成資格の免許の申請は、改正後の第六条の規定による指導員免許の申請とみなす。

7 技能者養成指導員資格認定基準第四号又は第十号に該当する者のしている前項の申請については、なお、従前の例による。

8 改正前の第十八条の五第一項の規定によりした技能者養成資格の免許の取消は、改正後の第八条の規定による技能者養成指導員の免許の取消とみなす。

9 改正前の第十八条の規定による指導員資格の検定は、改正後の第十条の規定による技能者養成指導員検定とみなす。

10 改正前の第二十二條第二項の規定による証明書は、改正後の第十七条第一項の規定による証明書とみなす。

11 改正前の第二十八條の規定によりした認可又は認可の申請は、改正後の第二十四条の規定によりした認可又は認可の申請とみなす。

12 改正前の第二十九條の規定によりした届出は、改正後の第二十五条の規定によりした届出とみなす。

13 改正前の第十二條の規定による認可は、認可を受けて延期された期間を経過するまでの間に限り、なお、効力を有する。

14 技能者養成規程の一部を改正する省令(昭和二十六年労働省令第八号)附則第二項の規定による技能習得者の技能、養成期間及び教習方法については、なお、従前の例による。

**別表第一**

分類番号	職種	技能	養成期間
一の一	ついで、金工	板金、鍛金、ついで、起等の金属打物及びその仕上着色における技能(かん金及びろう接を含む。)	三年
一の二	彫金工	たがねによる素彫、象がん、肉彫等の金属彫刻及びその仕上着色における技能	三年
一の三	鑄血工	そう型、ろう型、砂型及び込型による鑄物並びにその仕上着色における技能	三年
一の四	かざり工	ろう接及び寄せ物による飾金具製作における技能	三年
一の五	七宝工	七宝細工における技能	三年
一の六	宝石工	宝石、さんご、めのう、水晶等の加工における技能	三年
一の七	ガラス工	ガラスの手吹、プレス作業、カットガラスの製作及びガ	三年

一の八	陶工	ラス製品のグラヴィール加工における技能 陶磁器の原料配合、成型、施ゆう、焼成、絵付等における技能	三年
一の九	漆工	漆器素地の製作、漆塗、漆加飾等における技能	四年
一の一〇	編組工	竹、とう、き柳その他の工芸的細工における技能	三年
一の一	木彫工	工芸的な木材彫刻及びその仕上着色における技能	四年
一の一二	金属がん具工	金属がん具の製作における技能	三年
二の一	手織工	手織を主とする織物の製造における技能	四年
二の二	紡機調整工	紡機の運転及び調整並びに紡糸の製造における技能	三年
二の三	織機調整工	織機の運転及び調整並びに織物の製造における技能	三年
二の四	メリヤス機調整工	メリヤス機械の運転及び調整並びにメリヤスの編成における技能	三年
二の五	染色工	繊維、織物等の無地染、模様染、精練、漂白、整理等における技能	三年
二の六	な、染ロール彫刻工	機械な、染用ロールの彫刻における技能	三年
二の七	型祇彫刻工	手な、染用型紙の彫刻における技能	三年
二の八	洋服工	洋服（婦人子供服を除く。）の製図、裁断及び縫製における技能	三年
二の九	洋裁工	婦人子供服のデザイン、製図、裁断及び縫製における技能	三年
三の一	製鉄工	銑鉄又はフェロアロイの製錬作業（熱風炉操作を含む。）における技能	三年
三の二	製鋼工	鋼の製錬、造塊作業（発生炉操作を含む。）における技能	三年
三の三	非鉄金属製錬工	非鉄金属の製、精錬における技能	三年
三の四	金属材料試験工	金属材料の化学的、物理的及び機械的性質の測定並びに組織の鑑定における技能	三年
三の五	金属検査工	金属材料の外ばう、寸法、水圧その他の検査における技能	三年
三の六	操炉工	鋼材加熱炉の操作における技能	三年
三の七	圧延伸張工	金属材料の圧延、伸張、引抜き、押出等の加工における技能	三年
三の八	鍛工	機械鍛造及び火造り作業における技能	三年
三の九	刃物工	刃物、手工具等の製作における技能	三年
三の一〇	金属溶融工	鑄造用の金属溶融作業における技能	三年
三の一	鑄物工	工業用鑄造部品（合金鑄物を含む。）の型込、溶融、鑄込等における技能	三年
三の一二	木型工	鑄物用木型製作（現図作業を含む。）における技能	三年
三の一三	板金工	手作業を主とする金属薄板の加工及び組立における技能 （工芸的板金加工を除く。）	三年
三の一四	金属プレスエ	プレス及びシヤーによる金属板の加工における技能	三年
三の一五	製かん工	汽かん、水そう、内圧容器、煙突、復水器等の製作における技能	三年
三の一六	電弧溶接工	主として電弧による溶接における技能	三年
三の一七	ガス溶接工	主としてガスによる溶接における技能	三年
三の一八	メッキ工	金属のメッキ等（金属材料の表面処理を含む。）における技能	三年
三の一九	熱処理工	金属の熱処理における技能	三年
三の二〇	鉛工	鉛管、鉛板の加工及び機械器具の被鉛並びにその加工及び修理における技能	三年
四の一	電線被装工	電線又はケーブルの被覆、がい装又は被鉛の作業における技能	三年
四の二	ケーブル接続工	ケーブルの接続作業における技能	三年
四の三	電路工	電線架設、電路敷設、保線及び屋内配線工事における技能	三年
四の四	電機運転工	重電機の運転、保守及びすえ付けにおける技能	三年
四の五	電機組立工	重電機の巻線、絶縁、配線、組立、調整及び修理における技能	三年
四の六	通信機組立工	有線及び無線の送受信機、電気計器、電気信号機等の組立、調整及び修理における技能	三年
四の七	特殊真空管工	大型X線管、整流管等特殊真空管の組立、調整等における技能	三年
四の八	電気製図工	主として電気機械の製図及び写図（設計の補助作業を含む。）における技能	三年
五の一	光学機器工	光学機器の組立、調整及び修理における技能	三年
五の二	計測機器工	試験検査用計測器、測量用器具、度量衡器、速度計、回転計等計測器の組立、調整及び修理における技能	三年
五の三	時計工	時計の組立、調整及び修理における技能	四年
五の四	理化学器械工	理化学用及び医療用機器等の組立、調整及び修理における技能	三年
五の五	レンズ研ま、工	レンズ、プリズム、フラット等の粗研、精ま、心取り及びバルサム作業における技能	四年
六の一	機械工	工作機械による金属機械加工における技能	三年



六の二	仕 上 工	主として手工具による機械部品の仕上における技能	四年
六の三	治工具仕上工	切削工具、切断工具、治具及び金型の仕上、調整及び修理における技能	三年
六の四	機械検査工	機械加工部品の精度検査における技能	三年
六の五	機械組立工	機械（内燃機関を除く。）の組立、調整及び修理における技能	三年
六の六	内燃機関組立工	内燃機関の組立、調整及び修理における技能	三年
六の七	機械運転工	定置式内燃機関、冷暖房装置等の操作及び保守における技能	三年
六の八	汽かん工	汽かんのふん焼並びに附属装置の運転及び保守における技能	三年
六の九	起重機運転工	各種揚重機の運転及び保守における技能	三年
六の一〇	機械塗装工	船舶、車両及び各種機械の塗装における技能	三年
六の一	木 工	農業用機械、力織機、食料品加工機、軽車両等の木部加工及び組立における技能	三年
六の二	針 布 工	針布の製造（基布製作、植針及び研ま）における技能	三年
六の一三	製 針 工	各種特殊針（メリヤス針、レース針等）の製作における技能	三年
六の一四	機械製図工	一般機械の製図及び写図（設計の補助作業を含む。）における技能	三年
七の一	造船ぎ、装工	鉄ぎ、装及び甲板ぎ、装における技能	三年
七の二	電気ぎ、装工	船舶の電気ぎ装品の現場取付及び電気通信機、電気計器等の試験等における技能	三年
七の三	鉄 工	鉄鋼材の切断、穴明、ぎょう曲、成形、こうびょう、てんげき、取付及び組立における技能	三年
七の四	鋼 工	船舶用の金属板及び管の加工、取付及び組立における技能	三年
七の五	ドック工	ドックに附随する運転及び操作用（出入き、及び船架作業を含む。）における技能	三年
七の六	船台大工	盤木のすえ付、進水工事及び船体見透しの作業における技能	三年
七の七	船 具 工	ロープ及び帆布等の船具の製作及び取付における技能	三年
七の八	造船木工	船舶の木部の製作、加工及び修理における技能	三年
七の九	舟大工	木造船の建造における技能	三年
七の一〇	現 図 工	現図展開作業及び型板取作業及びにおける技能（鋳物用木型現図を除く。）	三年
七の二	造船製図工	主として造船の船かく、ぎ、装の製図及び写図（設計の補助作業を含む。）における技能	三年
八の一	内燃自動車工	主として自動車（電気自動車を除く。）の総組立、ぎ、装、修理等における技能	三年
八の二	電気自動車工	主として電気自動車の総組立、ぎ、装、修理等における技能	三年
八の三	自 転 車 工	自転車、リヤカー等の組立、調整及び修理（車体修理を含む。）における技能	三年
八の四	車 両 木 工	車両の木部の製作、加工及び修理における技能	三年
八の五	内 張 工	船舶、車両等の座席、マット類及び家具の布張りにおける技能	三年
九の一	酸アルカリ工	酸、アルカリ等の薬品の製造における技能	三年
九の二	無 機 薬 品 工	無機薬品の製造における技能	三年
九の三	圧縮及び液化ガス工	酸素、水素、塩素、炭酸ガス、アセチレン、塩化メチル、塩化メチレン等の圧縮及び液化作業における技能	三年
九の四	電 炉 製 品 工	カーバイト、りん、二硫化炭素、電極、研削材等の電炉製品の製造（金属製錬作業を除く。）における技能	三年
九の五	特殊ガラス工	光学ガラス、網入ガラス、安全ガラス等の特殊ガラス材の製造における技能	三年
九の六	ガラス製品工	電球、真空管、化学器具、医療器具、日用器具等ガラス製品の製作における技能	三年
九の七	窯業焼成工	セメント、研削と石、耐火れんが等の焼成（陶磁器焼成を除く。）における技能	三年
九の八	産業火薬工	爆薬、火薬、雷管、導火線等の製造における技能	三年
九の九	高圧合成工	アンモニヤ、メタノール、尿素等の合成における技能	三年
九の一〇	合成樹脂工	石炭酸系、尿素系、ビニール系、アクリル系等の合成樹脂の製造における技能	三年
九の一	ガス発生炉工	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガス、コークス及びゴールの製造における技能	三年
九の二	有機合成工	タール系の製造における技能	三年
九の三	塗 料 工	タール系中間物、合成染料、甘味剤、抜染剤等有機薬品の製造における技能	三年
九の一四	油 脂 工	ボイル油、ペイント、ワニス、エナメル等の製造における技能	三年
九の一五	硝化綿及びセルロイド工	動植物油脂の精製、油脂加工等における技能 硝化綿及びセルロイド生地製造における技能	三年

九の二六	パルプ工	化学繊維用、製紙用等のパルプの製造における技能	三年
九の一七	製紙工	こう解、漂白、抄紙等の製紙作業における技能	三年
九の一八	はつ、酢製品工	アルコール、ブタノール等は、酢製品の製造における技能	三年
九の一九	化学分析工	化学的成分の分析作業における技能	三年
一〇の一	大工	家屋の建築における技能	三年
一〇の二	建具工	建具の製作における技能	三年
一〇の三	家具工	家具の製作における技能	三年
一〇の四	塗装工	家屋、家具、その他建造物の塗装における技能	三年
一〇の五	左官	土、モルタル、漆くい、人造石等の施工における技能	三年
一〇の六	タイル張工	床、壁等のタイル張りにおける技能	三年
一〇の七	配管工	空気、ガス、水蒸気等を供給する管の屈曲、切断、ねじ立及び取付等における技能	三年
一〇の八	石工	石材の加工、仕上、石積等における技能	三年
一〇の九	築炉工	金属、ガラス等の溶融用平炉、溶融炉、加熱炉、窯業用窯、その他工業用窯の築造及び修築における技能	三年
一〇の一〇	屋根ふき工	屋根ふき作業における技能（トタンぶきを除く。）	三年
一〇の一	表具工	和洋家具、建具及び装飾品の表装における技能	三年
一〇の二	畳工	畳の製造、敷込み及び修理における技能	三年
一一の一	石炭坑内直接夫	石炭鉱山における石炭採掘、坑道掘進、支柱及び充てんにおける技能（各種の切羽機械及び充てん機械の運転における技能を含む。）	三年
一一の二	石炭坑内機電夫	石炭鉱山における鉱山機械、運搬機械、電気機械等のすえ付、運転、保守及び修理並びに電線架設、電路敷設、配線工事及び電線、電路の保守における技能	三年
一一の三	石炭鉱山測量夫	石炭鉱山における測量、地質炭層の調査及び坑内図の作成その他の製図における技能	三年
〇の一	印刷工	印刷及び製版における技能	三年
〇の二	製本工	製本における技能	三年
〇の三	製革工	革のなめし、仕上及び毛皮材料の製造における技能	三年
〇の四	くつ工	くつの製造における技能	三年
〇の五	製パン工	各種の生パン及び生菓子の製造における技能	三年
〇の六	おけたる工	おけ、たる等木製容器の製作における技能	三年

別表第二

一 別表第一に定める職種（以下「養成職種」という。）について、従来の慣習によ

別表第三

（編注：職種のみの欄は防護方法を略した。）

分類番号	職種	防護方法	就業可能業務
一の一	つい金	技能者養成指導員の安全作業法について	工具研ま機のと石車の取換及

- る徒弟として、又は見習工、養成工等として三年以上の技能者の養成に関する課程を修了した後、十年以上の実地経験を有する者
- 二 養成職種について、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第三百三十一号）による養成の課程を終了した後、五年以上の実地経験を有する者
- 三 旧機械技術者検定令（昭和十六年勅令第六百四十四号）による検定に合格した者であつて、その作業試験において別表第一に定める技能に関する専門作業を選択した者
- 四 養成職種について、技能者養成の課程を修了した後、四年以上の実地経験を有する者
- 五 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）第十一条の規定による指定を受けたものにおいて、養成職種に関する学科を修め卒業した後、その養成職種について五年以上の実地経験を有する者
- 六 旧中等学校令による実業学校で、前号に規定する以外のものにおいて、養成職種に関する学科を修め卒業した後、その養成職種について七年以上の実地経験を有する者
- 七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校において、養成職種に関する科目を修め卒業した後、その養成職種について四年以上の実地経験を有する者
- 八 学校教育法による短期大学において、養成職種に関する学科を修め卒業した後、その養成職種について三年以上の実地経験を有する者
- 九 学校教育法による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治二十六年勅令第六十一号）による専門学校において、養成職種に関する学科を修め卒業した後、その養成職種について二年以上の実地経験を有する者
- 十 職業安定法による公共職業補導所その他労働大臣が指定する施設の指導員として、養成職種について一年以上の実地経験を有する者





四の一	電線被装工			
四の二	ケーブル接続工			
四の三	電路工			
四の四	電機運転工			
四の五	電機組立工	<p>技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>	<p>一、電気試験に用いる高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業</p> <p>二、工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p> <p>三、電弧溶接作業</p> <p>四、ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業</p> <p>五、絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業</p>	<p>一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。</p> <p>二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>
四の六	通信機組立工			
		<p>技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>	<p>一、電気試験に用いる高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業</p> <p>二、工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p> <p>三、電弧溶接作業</p> <p>四、ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業</p> <p>五、絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業</p>	<p>一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。</p> <p>二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>

六の一	機械工	技能者養成指導員の安全衛生作業法 についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	一、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。 三、作業終了後必ず身体を汚染された部分を十分に洗わせること。	一、鉄鋼板の酸洗いに用いる硫酸等の取扱作業 二、絶縁処理に用いるクロールナフタリンの取扱作業 三、クロール・ナフタリンの蒸気を発散するコイル仕上(パラフィン浴作業) 四、鉛の蒸気を発散する大型なべによる鉛の溶融作業 五、硝気及び一酸化炭素を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業 六、酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接及びガス溶接の作業 七、サンドブラスト作業 八、紫外線及び赤外線を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業 九、大型なべによる鉛の熔融業 一〇、火造り作業に用いる加熱炉の取扱、金焼及び熱処理の作業
五の七	特殊真空管工			
五の一	光学機器工			
五の二	計測機器工			
五の三	時計工	五の二計測機器工に同じ		
五の四	理化学器械工			
五の五	レンズ研ま工			
六の一	機械工	技能者養成指導員の安全衛生作業法 についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	研ま機のと石車の取替及び試運転の作業	

六の二	仕上工	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業にかせること。 二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 三、安全装置を完備し、安全器具を確実に使用させること。	天井走行起重機の玉掛又は合図の作業
六の三	治工具仕上工		
六の五	機械組立工		
六の六	内燃機関組立工		
六の七	機械運転工		
六の八	汽かん工		
六の九	起重機運転工		
六の一〇	機械塗装工		
六の一	木工	技能者養成指導員の安全衛生作業法 についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 一 予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業にかせること。 二 技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 三 安全装置を完備し、安全器具を確実に使用させること。	木工用刃物研まに用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業 直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤又は動輪直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤を用いる製材及び木材加工の作業 木工用かなな機及び短軸面取機を用いる木材加工の作業
六の二三	針布工		
六の二三	製針工		



一〇の二 器具工	一〇の三 家具工	一〇の四 塗装工	業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 三、安全装置を完備し、安全器具を確実に使用させること。	屋用材の製材及び加工の作業 木工用かなな機を用いる家屋用材の加工作業
			一、予め安全作業法を十分に教習し、第三年度より作業につかせること。 二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 三、安全装置を完備し、安全器具を確実に使用させること。	一、高さ五メートル以上の吊足場、布地等転落の危険のある場所における作業 二、家屋建造に用いる丸太足場の組立及び解体の作業 夏期炎天下における屋外作業
技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 一、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。 三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗	アルコール、さく、酸アミル、ベンゼン等の引火性溶剤の取扱作業 さく、酸アミル、ベンゼン、有害塗料、テレピン油等のガス、蒸気を発散する噴霧塗装作業	一、高さ五メートル以上の吊足場、布地等転落の危険のある場所における作業 二、塗装に用いる丸太足場の組立及び解体の作業		

一〇の五 左官	作業時間の合計が一日につき第一年度二時間、第二年度三時間、第三年度四時間を超えないこと。	夏期炎天下における屋外作業
一〇の六 タイル張工		
一〇の七 配管工		
一〇の八 石工		
一〇の九 築炉工		
一〇の一〇 屋根ふき工		
一一の一 石炭坑内直接夫		
一一の二 石炭坑内機電夫		
一一の三 石炭鉱山測量夫		
一〇の一 印刷工		
一〇の二 製本工		
一〇の三 製革工		

様式第一 (編注…以下略)

昭和二十九年七月一日

〔四一三一二五〕労働省令第一五号

技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令

昭和二十五年労働省令第四号(技能者養成規程(昭和二十二年労働省令第六号))に規定する技能者養成資格免許証の交付、再交付及び書換並びに技能者養成指導員資格検定期則(昭和二十四年労働省令第三十一号)に規定する技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件)の全部を次のように改正する。

第一条 技能者養成規程(昭和二十九年労働省令第十四号)第七条又は第九条の規定によつて技能者養成指導員免許証の交付又は再交付を受けようとする者は、申請する職種ごとに、それぞれ、手数料として五十円を納めなければならない。

第二条 技能者養成規程第十三条の規定による技能者養成指導員の検定を受けようとする者は、申請する職種ごとに、それぞれ、手数料として六百円を納めなければならない。



第三条 前二条の手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を技能者養成指導員免許申請書若しくは技能者養成指導員免許証再交付申請書又は技能者養成指導員検定申請書にはらなければならない。

2 納めた手数料は、返納しない。

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十九年七月一日

〔四一三―二六〕 労働省告示第三三三号

**教習事項の基準の改正**

技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）第十四条の規定に基き、教習事項の基準を次のように定め、教習事項の基準（昭和二十六年労働省告示第九号）は、廃止する。

**教習事項の基準**

- 一 教習事項の基準は、別表の通りとする。
- 二 別表中社会科学及び体育は、それぞれ次の事項を含むものとする。  
社会科学 労働法、安全衛生、作業と能率その他一般教養に関する事項  
体育 典型的発達の防止、疲労の回復、運動能力の助長その他心身の健全な発達に関する事項
- 三 使用者は、別表に定める教習事項の基準を下らない範囲において、当該事業場に必要の変更を加えた教習事項を定めることができる。  
（編注…別表は、圧延伸張工の基本実習及び製パン工の教習時間に関する部分を除き、教習事項の基準（昭和二十六年労働省告示第九号）の別表と同じなので省略。）

昭和二十九年七月一日

〔四一三―二七〕 労働省告示第三三四号

**技能養成指導員検定の学科及び実技の規程**

技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）第十条の規定に基き、技能者養成指導員の検定の学科及び実技を次のように定める。

**技能養成指導員の検定の学科及び実技**

- 一 学科
    - 1 別表に定める関連学科
    - 2 指導方法
      - (1) 指導方法の基本的心得に関する事項
      - (2) 技能訓練計画の作成に関する事項
      - (3) 適正作業及び作業能率に関する事項
      - (4) 技能進度の測定に関する事項
  - 3 関連法令
    - (1) 労働基準法
    - (2) 技能者養成規程
- 二 実技
  - 教習事項の基準（昭和二十九年労働省告示第三三三号）の教習科目中「実技」の範囲内で次の作業につき、そのつど、都道府県労働基準局長が定めるもの
    - (1) 単一工程作業
    - (2) 総合作業

**別表**（編注…以下、職種名のみ職種は関連学科等を略した。）

分類番号	職 種	関連学科	範 囲
一の二	彫 金 工		平面・立体図案、図学、絵画
一の三	鑄 金 工		工具使用・製作法、板金法、つい起法、着色法
一の四	かざり 工		金属材料、着色用材料、加工用材料
一の五	七 宝 工		
一の六	宝 石 工		
一の七	ガ ラ ス 工		
一の八	陶 工		
一の九	漆 工	意匠 図案	平面・立体図案、図学、絵画、色彩
一の一〇	編 組 工	工 作 法	素地法、塗法、加飾法
一の一	木 彫 工	材 料	漆器用材料、着色用材料、加工用材料
一の一二	金属がん具工		
二の一	手 織 工		

二の二	紡機調整工	三の一七	ガス溶接工
二の三	織機調整工	三の一八	メッキ工
二の四	メリヤス機調整工	三の一九	熟処理工
二の五	染色工	三の二〇	鉛工
二の六	捺染ロール彫刻工	四の一	電線被装工
二の七	型祇彫刻工	四の二	ケーブル接続工
二の八	洋服工	四の三	電路工
二の九	洋裁工	四の四	電機運転工
三の一	製鉄工	四の五	電機組立工
三の二	製鋼工		電気理論 直・交流理論
三の三	非鉄金属製錬工		電気機械器具 重電機、電気計器、発電電所、送配電
三の四	金属材料試験工		工 作法 重電機、組立法、機械加工法、仕上法、
三の五	金属検査工		巻線、絶縁法、試験測定法
三の六	操炉工		金属材料、電氣用材料一般
三の七	圧延伸張工	四の六	通信機組立工
三の八	鍛工		電気理論 直・交流理論、真空管工学
三の九	刃物工		通信機器 有線・無線の送受信機、電気計器、電気信号機
三の一〇	金属溶融工		工 作法 通信機組立法、機械加工法、仕上法、溶接法、ろう付法、巻線・絶縁法、電気試験測定法
三の一	鋳物工	四の七	特殊真空管工
		四の八	電気製図工
		五の一	光学機器工
		五の二	計測機器工
		五の三	時計工
		五の四	理化学器械工
		五の五	レンズ研ま工
三の二	木型工	六の一	機械工
三の三	板金工		機械工学大意 機械の要素・機能・各部の強さ
			工 作法 工作機械、工具、治具の構造・取扱法、機械工作
			法、測定法
三の四	金属プレスエ	六の二	仕上げ工
三の五	製かん工	六の三	治工具仕上工
三の六	電弧溶接工	六の四	機械検査工
		六の五	機械組立工
		六の六	内燃機組立工
			電気理論 直・交流理論
			電気機械器具 重電機、電気計器、発電電所、送配電
			工 作法 重電機、組立法、機械加工法、仕上法、
			巻線、絶縁法、試験測定法
			金属材料、電氣用材料一般
		四の六	通信機組立工
			電気理論 直・交流理論、真空管工学
			通信機器 有線・無線の送受信機、電気計器、電気信号機
			工 作法 通信機組立法、機械加工法、仕上法、溶接法、ろう付法、巻線・絶縁法、電気試験測定法
		四の七	特殊真空管工
		四の八	電気製図工
		五の一	光学機器工
		五の二	計測機器工
		五の三	時計工
		五の四	理化学器械工
		五の五	レンズ研ま工
		六の一	機械工
			機械工学大意 機械の要素・機能・各部の強さ
			工 作法 工作機械、工具、治具の構造・取扱法、機械工作
			法、測定法
		六の二	仕上げ工
		六の三	治工具仕上工
		六の四	機械検査工
		六の五	機械組立工
		六の六	内燃機組立工
			電気理論 直・交流理論
			電気機械器具 重電機、電気計器、発電電所、送配電
			工 作法 重電機、組立法、機械加工法、仕上法、
			巻線、絶縁法、試験測定法
			金属材料、電氣用材料一般
		四の六	通信機組立工
			電気理論 直・交流理論、真空管工学
			通信機器 有線・無線の送受信機、電気計器、電気信号機
			工 作法 通信機組立法、機械加工法、仕上法、溶接法、ろう付法、巻線・絶縁法、電気試験測定法
		四の七	特殊真空管工
		四の八	電気製図工
		五の一	光学機器工
		五の二	計測機器工
		五の三	時計工
		五の四	理化学器械工
		五の五	レンズ研ま工
		六の一	機械工
			機械工学大意 機械の要素・機能・各部の強さ
			工 作法 工作機械、工具、治具の構造・取扱法、機械工作
			法、測定法
		六の二	仕上げ工
		六の三	治工具仕上工
		六の四	機械検査工
		六の五	機械組立工
		六の六	内燃機組立工

六の七 機械運転工  
 六の八 汽かん工  
 六の九 起重機運転工  
 六の一〇 機械塗装工  
 六の一一 木工  
 六の一二 針布工  
 六の一三 製針工  
 六の一四 機械製図工  
 七の一 造船ぎ装工  
 七の二 電気ぎ装工  
 七の三 鉄工  
 七の四 鋼工  
 七の五 ドックエ  
 七の六 船台大工  
 七の七 船具工  
 七の八 造船木工  
 七の九 舟大工  
 七の一〇 現図工  
 七の一一 造船製図工  
 八の一 内燃自動車工  
 自動車工学  
 自動車の種類・構造・各部の装置及び機関の構造・機能、計測器  
 工作法 部分品加工法、組立法、調整法、故障発見、試験測定法、整備基準  
 材料 自動車用材料一般（塗料、潤滑油を含む。）  
 製図法、読図法

材料 木材の性質・用途・選別法、接着剤、塗料  
 製図法、読図法

九の五 特殊ガラス工  
 九の六 ガラス製品工  
 九の七 窯業焼成工  
 九の八 産業火薬工  
 九の九 高圧合成工  
 九の一〇 合成樹脂工  
 九の一 発生炉工  
 九の一二 有機合成工  
 九の一三 塗料工  
 九の一四 油脂工  
 九の一五 硝化綿及びセルロイド工  
 九の一六 パルプ工  
 九の一七 製紙工  
 九の一八 はっ酵製品工  
 九の一九 化学分析工  
 一〇の一 大工

建設工学大意 建築物の種類・構造、建築工程、法規  
 施工法 施行契約、建築工事全般、木材工作法  
 設計製図 製図法、規矩学、建築設計、仕様見積  
 材料 建築用材料一般（木材を主とする。）

意匠図案 文字、平面・立体図案、色彩、絵画  
 工作法 塗料の取扱、塗装法、塗装設備器具の取扱法  
 材料 顔料、取扱一般

八の二 電気自動車工  
 八の三 自転車工  
 八の四 車両木工  
 八の五 内張工  
 九の一 酸アルカリエ  
 九の二 無機薬品工  
 九の三 圧縮及び液化ガス工  
 九の四 電炉製品工

一〇の五 左官  
 一〇の六 タイル張工  
 一〇の七 配管工  
 一〇の八 石工  
 一〇の九 築炉工  
 一〇の一〇 屋根ふき工  
 一〇の一 表具工  
 一〇の一二 畳工  
 一一の一 石炭坑内直接夫  
 一一の二 石炭坑内機電夫  
 一一の三 石炭鉱山測量夫

- の一 印刷工
- の二 製本工
- の三 製革工
- の四 くつ工
- の五 製パン工
- の六 おけたる工

昭和三十一年一月一三日

〔四―三―二八〕労働省告示第二号

**技能者共同養成費補助金交付規程**

技能者共同養成費補助金交付規程（昭和二十八年労働省告示第二十号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第一条 技能者の養成の実施を促進し、その内容の向上を図るための技能者共同養成費補助金の交付に関しては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（交付の対象）

第二条 技能者共同養成費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく技能者養成（以下「技能者の養成」という。）を共同して行う事業主の団体又は技能者の養成を行う二以上の事業主のために技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）第十四条の規定による教習事項について教習を行うもの（以下「技能者共同養成主体」と総称する。）に交付する。

2 補助金は、技能者共同養成主体の運営に要する経費のうち、次の各号に掲げるものの一部について交付する。

- 一 技能者養成指導員等の給料又は手当に要する経費
  - 二 技能者養成用機械器具等設備の維持更新及び建物の借上に要する経費
  - 三 教科書その他の教材に要する経費
- （申請の手続）

第三条 補助金の交付を受けようとする技能者共同養成主体は、様式第一号による技能者共同養成補助金交付申請書に、定款、寄附行為、規約等その組織を明らかに

する書類を添付し、当該技能者共同養成主体の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して、労働大臣に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第四条 補助金の交付の決定を受けた技能者共同養成主体は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があつて申請を取り下げようとする場合においては、通知を受けた日から二週間以内に、所轄労働基準監督署長を経由して、その旨を書面で労働大臣に申し出なければならない。

（状況報告）

第五条 補助金の交付の決定を受けた技能者共同養成主体（以下「補助事業者」という。）は、様式第二号による状況報告書を、所轄労働基準監督署長を経由して、労働大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第六条 補助事業者は、補助金の交付の対象となつた技能者の養成に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、様式第三号による実績報告書を、労働基準監督署長を経由して、労働大臣に提出しなければならない。

（提出期限）

第七条 第三条の技能者共同養成費補助金交付申請書又は第五条の状況報告書の提出期限は、国の会計年度ごとに労働大臣が定める。

2 前条の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日又は補助事業を廃止した日から起算して二週間を経過した日とする。

（書類の提出部数）

第八条 第三条の技能者共同養成費補助金交付申請書又は第五条の状況報告書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本二通とし、第六条の実績報告書の提出部数は、正本一通及び副本四通とする。

（書類の備付）

第九条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするために必要な書類を整理保管しなければならない。

昭和三十一年一月一日

〔四―三―二九〕労働省告示第一号

### 技能者養成規程の施設の指定

技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）第十五条第二項の施設として、次のものを指定する。

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第二十七条の二第一項の規定に基づく失業保険福祉施設総合職業補導所

昭和三十三年五月二日

〔四―三―三〇〕法律第一三三三号

### 労働基準法の一部改正（「職業訓練法」の公布による）

第五条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十条及び第七十一条を次のように改める。

（職業訓練に関する特例）

第七十条 職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に関しては、この限りでない。

第七十一条 前条の規定に基いて発する命令は、当該命令によつて労働者を使用することについて行政官庁の許可を受けた使用者に使用される労働者以外の労働者については、適用しない。

第七十二条中「前二条の規定」を「第七十条の規定に基いて発する命令」に改める。

第七十三条及び第七十四条を次のように改める。

第七十三条 第七十一条の規定による許可を受けた使用者が第七十条の規定に基いて発する命令に違反した場合には、行政官庁は、その許可を取り消すことができる。

第七十四条 削除

第一百条第一項中「、技能者養成審議会」を削る。

第一百八条に次の一項を加える。

第七十条の規定に基いて発する命令（第六十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者についても前項の例による。

第一百九条第四号を次のように改める。

四 第七十条の規定に基いて発する命令（第四十九条及び第六十三条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

第二百十条第一号中「、第七十一条第二項」を削り、第三号及び第四号を第四号及び第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十条の規定に基いて発する命令（第十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

2 この法律の施行の日から一年間は、この法律の施行の際現に改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて行われている技能者養成は、認定職業訓練とみなし、当該認可を受けた使用者は、改正後の同法第七十一条の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に当該技能者養成を受けている者に關して、その養成が終るまでの間も、同様とする。

3 この法律の施行前にした改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## IV 4 部 監督者訓練関係

昭和二五年四月一七日

〔四一四―一〕労働省訓令第四号

### 職場補導員規程

第一条 工場事業場等における従業員の指導監督に当る者（以下監督者という。）の作業訓練（労働基準法に規定する技能者養成を除く。）を実施しようとする工場事業場等に対し、技術援助を行うために、職業安定法第三十条第一項の規定に基き、労働省職業安定局に、特別に訓練された補導員（以下職場補導員という。）を置く。

第二条 職場補導員は、労働省職業安定局に勤務する二級の労働事務官又は労働技官の中から、労働大臣が命ずる。

第三条 職場補導員は、第四条に掲げる職務を行うことによつて、監督者の監督技術の向上を図り、経済の興隆に寄與することを任務とする。

第四条 職場補導員は左に掲げる職務を行う。

- 一 監督者の訓練方式の調査研究及びこれに関する資料のしゅう集を行うこと。
- 二 監督者の訓練講習会の計画をたてこれを実施すること。
- 三 監督官の訓練講習会修了者の追指導を行うこと。
- 四 工場事業場等の従業員の中で、監督者の訓練に当る者を養成訓練すること。
- 第五条 職場補導員は、監督者の訓練講習会を実施するに当つては、職場補導手引に正しく従つて行わなければならない。
- 第六条 職場補導員の職務の分担その他職務の執行について必要な事項は、この規程に定めるものの外、労働省職業安定局長が定める。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する

昭和二五年七月二六日

〔四一四―二〕労働省令第二二号

### 職業安定法施行規則の一部を改正する省令

第二十二條を次のように改める。

（第三十條に関する事項）

**第二十二條** 法第三十條第一項に規定する特別に訓練された補導員（以下職場補導員という。）は、職業安定局及び都道府県に置く。

2 法第三十條第二項に規定する労働大臣の工場事業場等（以下事業場という。）に対する技術援助は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 職長、指導員等従業員の指導監督に当る者（以下監督者という。）の訓練
- 二 前号の訓練に当る者の養成訓練

3 都道府県知事は、労働大臣の定める基準に従い、職場補導員の派遣若しくは資料の提供、又はその双方を行うことによつて、前項第一号に規定する事項に関する技術援助を行う。

4 第二項第一号に規定する事項に関する技術援助を受けようとする事業場はその所在地を管轄する都道府県知事又は労働大臣に、同項第二号に規定する事項に関する技術援助を受けようとする事業場は労働大臣にその援助を申請するものとする。

5 第二項第一号に規定する訓練を行う講習会（以下監督者訓練講習会という。）は、事業場が主催し、この講習会における訓練は、職場補導員又は第二十二條の第三項の規定により労働大臣より職場補導員の資格を与えられた者（以下事業場職場補導員という。）によつて行われる。

6 第二項第二号に規定する訓練を行う講習会（以下補導員養成訓練講習会という。）は、労働省が主催し、この講習会における養成訓練は、労働大臣が命じ又は委嘱した者によつて行われる。

7 監督者訓練講習会及び補導員養成訓練講習会は、おのおの次に掲げる訓練項目について、それぞれ別個に行う。

- 一 仕事の教え方
- 二 改善の仕方
- 三 人の扱い方

8 職場補導員又は事業場職場補導員でない者は、職場補導員の名称を用いて監督者の訓練を行つてはならない。

9 都道府県知事は、第三項に規定する技術援助の実施状況を、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、労働大臣に報告しなければならない。

第二十二條の次に次の三條を加える。

**第二十二条の二** 職場補導員は、職業安定機関に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める職務の級八級以上の労働事務官若しくは労働技官、又は地方事務官若しくは地方技官の中から、労働大臣が命ずる。

2 職場補導員は、次に掲げる職務を行う。但し、都道府県に置く職場補導員は、労働大臣が特に命じた者の外は、第四号に掲げる職務を行わない。

一 監督者の訓練方式の調査研究及びこれに関する資料のしゅう集を行うこと。

二 監督者訓練講習会において、監督者を訓練すること。

三 監督者訓練講習会修了者の追指導を行うこと。

四 事業場職場補導員を養成訓練すること。

**第二十二条の三** 事業場職場補導員の養成訓練は、事業場よりの申請に基き、補導員養成訓練講習会において行われる。

2 前項に掲げる講習会において、事業場職場補導員としての養成訓練を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する三十才以上の者であつて、受講しようとする訓練項目について監督者訓練講習会において訓練を受けた者の中から、事業場が労働大臣に推薦した者（以下候補者という。）で、労働大臣がその受講を承認した者（以下受講者という。）とする。

一 大学を卒業し、学士と称することができる者で、一年以上監督者としての経験を有する者

二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれと同等以上と認められる学校等を卒業又は修了した者で、一年以上監督者としての経験を有する者

三 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれと同等以上と認められる学校、養成所等を卒業した者で、三年以上監督者としての経験を有する者

四 義務教育を修了した者で、四年以上監督者としての経験を有する者

五 労働大臣が特に認めた者

3 事業場が候補者を、補導員養成訓練講習会において、受講させようとするときは、推薦書（様式第一号）及び候補者履歴書（様式第二号）を添付し、補導員養成訓練講習会受講願（様式第三号）を、その所在地を管轄する都道府県知事を経て労働大臣に提出しなければならない

4 次の各号の一に該当する者は、受講者となることができない。

一 精神又は身体の障害によつて職場補導員として不適格と認められる者

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条（同条第四号を除く。）の規定によつて官職につく能力を有しない者

三 前項に規定する文書に虚偽の事実を記載して推薦され、又は同項に規定する文書を偽造して、受講しようとし、又は受講したことが発覚した者

四 第十二項第五号の規定に違反し、第十三項の規定により資格を失つた者

5 補導員養成訓練講習会における養成訓練の時間数の五分の四以上出席し、実地演習を行った受講者は、当該講習会を修了したものとす。

6 労働大臣は、補導員養成訓練講習会を修了した者のうち、第二十二条第六項の規定により当該講習会において養成訓練を行った者全員の推薦に基いて、適格と認めたる者に、養成訓練を受けた項目に応じ、その項目名を冠した職場補導員の資格を与える。

7 労働大臣は、事業場職場補導員に、訓練を受けた項目に応じ、その項目名を冠した訓練用図書（以下手引という。）を交付する。

8 事業場職場補導員は、その所属する事業場の監督者を訓練するのを原則とする。

9 事業場職場補導員は、その所属する事業場以外の事業場の監督者を訓練する場合は、その都度、あらかじめ作り、労働大臣にその旨を届けなければならぬ。

10 労働大臣は、事業場職場補導員が、その資格に応ずる訓練項目につき監督者を訓練する場合で、その訓練を計画実施する事業場から援助申請があつたときは、その訓練に必要な資料を提供する。

11 事業場職場補導員は、労働大臣が特に必要ありと認めて事業場を指定した場合は、労働大臣がやむを得ない事由があると認めた場合の外、その事業場の監督者を訓練するものとする。但し、この指定による監督者の訓練は、同一の事業場職場補導員につき、一年を通じて二回を越えてはならない。

12 事業場職場補導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第七項の規定により交付された手引に、正しく従つて監督者の訓練を行うこと。

二 前号に掲げる手引に従つて行う監督者の訓練を、三箇月間に一回以上行うこと。

三 監督名の訓練を行った後二箇月以内に、訓練を行った事項につき、少くとも二回、追指導を行うこと。

四 前二号に規定する監督者の訓練又は追指導を行った場合は、その訓練又は追指導終了後直ちに所定の報告書を職業安定局長に提出すること。

五 第七項の規定により交付された手引を、貸し与え、又は譲り渡さないこと。  
六 住所、氏名、所属事業場に変更を生じた場合は、直ちに職業安定局長に報告すること。

13 事業場職場補導員が、左の各号の一に該当するときは、その資格を失う。但し、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

一 第四項第三号に掲げる方法によつて受講し、職場補導員の資格を得たとき。  
二 第十二項の規定に違反したとき。

14 職業安定局及び都道府県の関係職員は、事業場職場補導員の行う監督者の訓練に立合ふことができる。

**第二十二條の四** 前三条に定めるものの外、補導員の設置その他法第三十条の規定の施行に關し必要な事項は、職業安定局長が定める。

#### 附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行以前に、労働省の主催する補導員養成訓練講習会を終了し、労働大臣より職場補導員の資格を有すると認められた者は、第二十二條の三第六項の規定により資格を与えられたものとみなす。

様式第一号（編注…以下略）

昭和二十六年一〇月三二日

（四一四―三）労働省令第二八号

#### 職業安定法の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「労働省職業安定局」の下に「（以下職業安定局という。）」を加える。

第八条第十九項中「労働省職業安定局」を「職業安定局」に改める。

第二十二條から第二十二條の四までを次のように改める。

（法第三十条に關する事項）

**第二十二條** 法第三十条第一項に規定する特別に訓練された補導員は、監督者訓練特別指導員、監督者訓練指導員及び都道府県職場補導員（以下特別指導員等という。）

とし、職業安定局に監督者訓練特別指導員及び監督者訓練指導員を、都道府県に監督者訓練指導員及び都道府県職場補導員を置く。

2 特別指導員等は、職業安定機関に勤務する一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める職務の級八級以上の労働事務官、労働技官、地方事務官又は地方技官の中から労働大臣が命ずる。

**第二十二條の二** 法第三十条第二項の規定による労働大臣の工場事業場等（以下事業場という。）に對する技術援助に關し、労働大臣は、次に掲げる事項を行うものとする。

一 事業場において職長、指導員等従業員の指導監督に當る者（以下監督者という。）の訓練計画を作成する場合に、特別指導員等を派遣すること。

二 事業場において監督者の訓練を行う講習会（以下監督者訓練講習会という。）を開催する場合に、都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職場補導員を派遣し、又は資料を提供すること。

三 労働大臣の定める基準に従い監督者訓練講習会において指導を行う技能を有する者（以下職場補導員という。）を養成するため、職場補導員養成講習会を開催し、又は関係事業場に必要資料を提供すること。

四 労働大臣の定める基準に従い監督者の訓練計画の作成の指導を行う技能並びに職場補導員養成講習会及び第七号の追指導員養成講習会において指導を行う技能を有する者（以下事業場監督者訓練指導員という。）を養成するため、監督者訓練指導員養成講習会を開催すること。

五 事業場において監督者訓練講習会を修了した監督者の追指導を行う者の訓練を実施する場合に、都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職場補導員を派遣し、又は資料を提供すること。

六 前号の追指導を行う者の訓練を労働大臣の定める基準に従つて行う技能を有する者（以下追指導員という。）を養成するため、追指導員養成講習会を開催し、又は関係事業場に必要資料を提供すること。

七 労働大臣の定める基準に従い追指導員の養成を行う技能を有する者（以下追指導員養成員という。）を養成するため、追指導員養成講習会を開催すること。

2 前項第二号から第七号までに規定する事項は、次に掲げる訓練項目について、それぞれ別個に行うものとする。

一 仕事の教え方

二 改善の仕方

三 人の扱い方

3 第一項の規定に基き労働大臣が開催する各種の講習会は、それぞれ次に掲げる者



がその指導を行うものとする。

一 職場補導員養成講習会 監督者訓練特別指導員、監督者訓練指導員又は第二十条の五第三項第五号の労働大臣の委嘱を受けた事業場監督者訓練指導員

二 監督者訓練指導員養成講習会 監督者訓練特別指導員

三 追指導員養成講習会 特別指導員等

四 追指導養成員養成講習会 監督者訓練特別指導員

**第二十二條の三** この命令において都道府県知事が法第三十条に規定する労働大臣の事業場に対する技術援助を行うことを定めている場合は、同条第三項の規定に基づいて、労働大臣の事業場に対する技術援助が当該都道府県知事に委任せられたものとする。

**第二十二條の四** 第二十二條の二第一項各号に規定する技術援助を受けようとする事業場は、次に掲げるところにより、労働大臣又は都道府県知事に援助を申請しなければならぬ。

一 第二十二條の二第一項第一号に規定する特別指導員等の派遣を受け、同項の規定に基づき労働大臣が開催する各種の講習会に当該事業場の推薦する者を受講させ、又は同項第三号に規定する資料の提供を受けようとする場合 労働大臣

二 第二十二條の二第二項第二号、第五号及び第六号に規定する都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職業補導員の派遣又は資料の提供を受けようとする場合 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事

2 事業場は、第二十二條の二第一項第二号又は第五号に規定する都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職業指導員の派遣を受け、又は同項の規定に基づき労働大臣が開催する各種の講習会にその推薦する者を受講させるために前項の申請をし、その申請を承認された場合は、労働大臣が別に定めるところにより、手数料を収入印紙をもって納付しなければならない。

3 次の各号の一に該当する者は、労働大臣の承認を受けて、当該講習会を受講することができる。

一 職場補導員養成講習会については、一年以上監督者としての経験を有する二十五年以上の者であつて、当該講習会の訓練項目に必ず監督者訓練講習会を修了し、且つ、その所属する事業場の推薦を受けたもの

二 監督者訓練指導員養成講習会については、当該講習会の訓練項目に必ずこの命令による職場補導員の資格を有する三十歳以上の者であつて、労働大臣の定める基準に従い監督者訓練講習会において十回以上指導を行った経験を有し、且つ、

その所属する事業場の推薦を受けたもの

三 追指導員養成講習会については、当該講習会の訓練項目に必ず監督者訓練講習会を修了した二十五歳以上の者又は当該講習会の訓練項目に必ずこの命令による職場補導員の資格を有する者であつて、その所属する事業場の推薦を受けたもの

四 追指導養成員養成講習会については、当該講習会の訓練項目に必ずこの命令による職場補導員の資格を有する追指導員であつて、その所属する事業場の推薦を受けたもの

4 次の各号の一に該当する者は、第二十二條の二第一項の規定に基づき労働大臣が開催する各種の講習会において受講することができない

一 禁治産者及び準禁治産者  
二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者  
三 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分日から二年を経過しない者

第二十二條の四の次に次の三条を加える。

**第二十二條の五** 労働大臣は、次の各号に掲げる者であつて、当該講習会において指導を行った者全員の推薦を受け、且つ、労働大臣が適格と認めたものに、訓練を受けた項目に応じ、その項目名を冠した職場補導員又は事業場監督者訓練指導員の資格を与えるものとする。

一 職場補導員については、職場補導員養成講習会又は事業場が、労働大臣の定める基準に従い、事業場監督者訓練指導員の指導により職場補導員の養成を行う講習会において訓練時間数の八分の七以上出席し、且つ、実地検定を受けた者であつて、労働大臣に申請したもの

二 事業場監督者訓練指導員については、監督者訓練指導員養成講習会において訓練時間数の八分の七以上出席し、且つ、実地検定を受けた者

2 前項第一号の申請をしようとする者は、労働大臣が別に定めるところにより、手数料を収入印紙をもって納付しなければならない。

3 職場補導員又は事業場監督者訓練指導員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 労働大臣の定める訓練用図書（以下手引という。）に正しく従つて訓練を行うこと。

二 訓練を行った場合は、直ちに労働大臣の定めるところにより、訓練を行った事

業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること。

三 手引を貸し与え、又は譲り渡さないこと。

四 住所、氏名又は所属事業場に変更を生じた場合は、直ちに、その所属事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経て、労働大臣に報告すること。

五 事業場監督者訓練指導員は、労働大臣が特に必要があると認めて訓練を委嘱した場合は、やむを得ない事由があるときのほか、一年を通じて三回以内において職場補導員を養成するための訓練を行うこと。

六 事業場監督者訓練指導員が職場補導員を養成するための訓練を行う場合は、労働大臣の委嘱によって訓練を行う場合を除き、その訓練を開始する日前三十日までに、労働大臣にその旨を届け出ること。

4 職場補導員又は事業場監督者訓練指導員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。但し、第二号に該当する場合においてやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

一 前条第四項第一号又は第二号に該当するにいたったとき。

二 前項の規定に違反したとき。

**第二十二條の六** 追指導員養成講習会又は追指導養成員養成講習会を修了した者を、それぞれ追指導員又は追指導養成員とする。

2 追指導員又は追指導養成員は、労働大臣の定める訓練用図書に従い訓練を行うものとする。

3 追指導養成員は、訓練を行った場合は、労働大臣に報告しなければならない。

**第二十二條の七** 都道府県知事は、第二十二條の四第一項の規定による事業場の申請を受けた場合は、労働大臣の定める基準に従い、都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職場補導員を派遣し、又は資料を提供するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する技術援助を行い、又は第二十二條の五第三項第二号の報告を受けたときは、職業安定局長の定めるところにより、労働大臣に報告しなければならない。

様式第一号から様式第三号までを削る。

#### 附 則

1 この省令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 この省令施行前に労働大臣に事業場がした補導員養成訓練講習会受講願の提出は、第二十二條の四第一項の規定による申請とみなす。

3 この省令施行前にした補導員養成訓練講習会における受講の承認でこの省令施行

の日までに講習を受けなかった者に係る承認は、第二十二條の四第二項に規定する職場補導員養成講習会における受講の承認とみなし、その推薦する者の受講を承認された事業場は、同項によって労働大臣が定める職場補導員養成講習会に係る手数料を納付しなければならない。

4 この省令施行前に労働大臣から職場補導員の資格を与えられた者は、第二十二條の五第一項の規定により職場補導員の資格を与えられたものとみなす。但し、昭和二十六年二月末日以前に労働大臣から職場補導員の資格を与えられた者は、昭和二十七年三月末日限り、その資格を失う。

5 前項但書の規定により資格を失う者について、その者が資格を失う前に職場補導員養成講習会において受講することにつき、第二十二條の四第一項の規定による申請があつたときは、労働大臣は、これを承認することができる。この場合において、労働大臣は、その者について、第二十二條の四第二項並びに第二十二條の五第一項及び第二項の規定にかかわらず、手数料を減免し、訓練時間数を短縮し、実地検定を省略する等必要な措置を講ずることができる。

6 この省令の施行前に労働大臣が事業場職場補導員の養成訓練を行う者を養成するために開催した講習会を修了した者は、事業場監督者訓練指導員の資格を有するものとみなす。

昭和二十三年三月一五日

〔四一四一四〕労働省令第二号

#### 職業安定法施行規則中改正

職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十一条の規定に基き、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條から第二十二條の七までを次のように改める。

（法第三十條に関する事項）

第二十二條 労働大臣は、工場事業場等（以下事業場という。）が次の各号の一に該当する場合には、法第三十條第二項の規定により、補導員の派遣又は資料の提供について援助するものとする。

一 職長、指導員等その従業員の指導監督に当る者（以下監督者という。）の訓練計画を作成するとき。

二 監督者の訓練を行うとき又は監督者の訓練を行う技能を有する者（以下監督者訓練員という。）から訓練を受けた監督者の追指導を行う者の訓練を行うとき。

三 監督者訓練員を養成するための訓練を行うとき。

四 監督者訓練員を養成する技能を有する者（以下監督者訓練指導員という。）を養成するための訓練を行うとき。

五 追指導を行う者の訓練を行う技能を有する者（以下追指導員という。）を養成するための訓練を行うとき。

六 追指導員を養成する技能を有する者を養成するための訓練を行うとき。

2 前項の補導員は、労働事務官、労働技官、地方事務官又は地方技官であつて第二十二條の二第一項の規定による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を有する者でなければならぬものとする。

3 第一項第二号から第六号までの各号の一に該当する場合の援助は、次の各号に掲げる訓練項目について行うものとする。

一 仕事の教え方

二 改善の仕方

三 人の扱い方

第二十二條の二 労働大臣は、その定める基準に従い監督者訓練指導員から訓練及び実地検定を受け、且つ、その者から推薦された者に、その申請に基き、訓練を行った項目に応じ、それぞれその項目名を冠した監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を与えるものとする。

2 次の各号の一に該当する者は、前項の申請を行うことができない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 監督者訓練員又は監督者訓練指導員は、前項各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失うものとする。

第二十二條の三 第二十二條第一項に規定する援助を受けようとする事業場は、同條同項第一号、第七一号、第四号、第五号又は第六号に該当する場合には労働大臣に、同條同項第二号に該当する場合には当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に申請するものとする。

第二十二條の四 都道府県知事は、前條の規定により援助の申請を受けた場合は、その申請に係る補導員の派遣又は資料の提供を行うものとする。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の補導員について、これを準用する。

#### 附則

1 この省令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

一 昭和二十六年労働省告示第二十一号（工場、事業場又は資格附与を申請する者が納付する手数料の額及び納付の方法を定める告示）

二 昭和二十六年労働省告示第二十二号（工場、事業場又は資格附与を申請する者が納付する手数料の額を定める告示）

3 この省令の施行の際に、改正前の職業安定法施行規則第二十二條の五第二項の規定による職場補導員又は事業場監督者訓練指導員である者は、それぞれその受けた訓練項目に応じ、その項目名を冠した改正後の職業安定法施行規則第二十二條の二による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格が与えられたものとみなす。

4 改正前の職業安定法施行規則第二十二條第二項の規定による特別指導員等（特別指導員等であつた者を含む。）は、労働大臣が別に定めるところにより、改正後の職業安定法施行規則第二十二條の二の規定による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を与えられたものとみなす。

5 この省令の施行前に、改正前の職業安定法施行規則第二十二條の四第一項の規定により事業場が労働大臣又は都道府県知事にした援助の申請であつて、この省令施行の日に援助を受けていないものは、それぞれ改正後の職業安定法施行規則第二十二條の三の規定により、労働大臣又は都道府県知事にした援助の申請とみなす。

## IV 5部 「職業訓練法」関係

昭和三十三年五月二日

〔四一五―一〕法律第一三三三三三

### 職業訓練法

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、労働者に対して、必要な技能を習得させ、及び向上させるために、職業訓練及び技能検定を行うことにより、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律で「労働者」とは、事業主に雇用される者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第一項に規定する船員（以下この項において「船員」という。）を除く。以下「雇用労働者」という。）及び求職者（船員とならうとする者を除く。以下同じ。）をいう。

2 この法律で「職業訓練」とは、労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう。

3 この法律で「公共職業訓練」とは、一般職業訓練所、総合職業訓練所、中央職業訓練所及び身体障害者職業訓練所において行う職業訓練並びに第九条の規定により事業主が委託を受けて行う職業訓練をいう。

4 この法律で「事業内職業訓練」とは、事業主がその雇用労働者に対して行う職業訓練をいう。

5 この法律で「職業訓練指導員」とは、職業訓練において訓練を担当する者をいう。  
(職業訓練の原則)

第三条 公共職業訓練と事業内職業訓練とは、相互に密接な関連のもとに行われなければならない。

2 公共職業訓練及び事業内職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行われなければならない。

3 公共職業訓練と青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百一十一号）による教育とは、重複しないように行われなければならない。

##### (職業訓練計画)

第四条 労働大臣は、この法律の規定による職業訓練の実施に関し、基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画を定めるにあたっては、雇用及び失業の状態並びに工業その他の産業の発達に応じて、適切に技能労働者の養成が行われるように配慮されなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の計画に基づき、この法律の規定による職業訓練で当該都道府県の区域内において行われるものの実施に関し、基本的な計画を定めるものとする。

4 第二項の規定は、前項の計画について準用する。

#### 第二章 公共職業訓練

##### (一般職業訓練所)

第五条 一般職業訓練所は、求職者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行う。

2 一般職業訓練所は、前項に規定する業務に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 雇用労働者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行うこと。

二 事業内職業訓練についての援助に関する業務を行うこと。

三 第一項に規定する業務及び前二号に掲げる業務のほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

3 一般職業訓練所は、都道府県が設置する。

4 一般職業訓練所の位置、名称その他一般職業訓練所の運営について必要な事項は、条例で定める。

##### (総合職業訓練所)

第六条 総合職業訓練所は、次の業務を行う。

一 雇用労働者に対して、専門的な技能に関する職業訓練を行うこと。

二 求職者に対して、専門的な技能に関する職業訓練を行うこと。

三 職業訓練指導員の訓練を行うこと。

四 事業内職業訓練についての援助に関する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 総合職業訓練所は、失業保険法（昭和二十二年法律第四百四十六号）第二十七条の二

の規定による福祉施設として、労働福祉事業団が設置する。

- 3 総合職業訓練所の位置、名称その他総合職業訓練所の運営について必要な事項は、労働福祉事業団が定める。

(中央職業訓練所)

第七条 中央職業訓練所は、次の業務を行う。

- 一 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 職業訓練指導員の訓練を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附随して、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

2 中央職業訓練所は、失業保険法第二十七条の二の規定による福祉施設として、労働

福祉事業団が設置する。

3 前条第三項の規定は、中央職業訓練所について準用する。

(身体障害者職業訓練所)

第八条 国及び都道府県は、身体に障害がある者で一般職業訓練所、総合職業訓練所又は中央職業訓練所において職業訓練を受けることが困難であるものに対して、その能力に適応した職業訓練を行うため、身体障害者職業訓練所を設置することができる。

2 国は、前項の規定により設置した身体障害者職業訓練所の運営を都道府県に委託することができる。

3 身体障害者職業訓練所の位置、名称その他身体障害者職業訓練所の運営に関し必要な事項は、国が設置するものについては労働大臣が、都道府県が設置するものについては条例で、定めるものとする。

(職業訓練の委託)

第九条 都道府県は、第五条第一項に規定する職業訓練について、一般職業訓練所において職業訓練を行うことが困難又は不適当であると認めるときは、労働福祉事業団又は第十五条第一項の規定による認定を受けた事業主に、その実施を委託することができる。

(公共職業訓練の基準)

第十条 公共職業訓練は、教科、訓練期間、設備その他の事項に関する労働省令で定める基準に従って行われなければならない。

(公共職業訓練を受ける求職者に対する措置)

第十一条 第五条第一項の規定による公共職業訓練及び身体障害者職業訓練所において

求職者に対して行う公共職業訓練は、無料とするものとする。

- 2 国及び都道府県は、前項に規定する公共職業訓練を受ける求職者に対して、手当を支給することができる。

(市町村等の行う職業訓練)

第十二条 市町村、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人(以下この条において「市町村等」という。)が職業訓練を行う場合において、労働省令で定めるところにより労働大臣の認可を受けたときは、この法律の適用については、その職業訓練は、公共職業訓練とみなす。

2 前条第一項の規定は、市町村等が前項の認可を受けて行う求職者に対する職業訓練について準用する。

### 第三章 事業内職業訓練

(労働大臣等の援助)

第十三条 労働大臣及び都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、事業内職業訓練を行う事業主に対して、資料の提供その他必要な援助を行うように努めなければならない。

(事業内職業訓練の基準)

第十四条 事業内職業訓練(技能労働者に対して行う追加訓練、再訓練及び職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練を除く。以下この章において同じ。)についての教科、訓練期間、設備その他の事項に関する基準は、労働省令で定める。

(認定職業訓練)

第十五条 都道府県知事は、申請により、事業内職業訓練について、前条の労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主が当該職業訓練を適確に遂行するに足る能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十条の規定に基く命令の適用を受けるべきものであるときは、都道府県労働基準局長の意見を聞くものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る事業内職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)が前条の労働省令で定める基準に適合しなくなったとき、又は事業主が当該認定職業訓練を行わなくなったときは、当該認定を取り消すことができる。

(共同職業訓練団体の行う認定職業訓練)

第十六条 事業主が事業内職業訓練を共同して行うために組織した団体その他の事業主の団体がその構成員である事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行う場合において、都道府県知事は、当該団体の申請により、その行う職業訓練について、第十四条の労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該団体が当該職業訓練を適確に遂行するに足りる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定について準用する。  
3 この法律の適用については、第一項の認定を受けた団体は認定職業訓練を行う事業主と、その行う職業訓練は認定職業訓練とみなす。

(認定職業訓練に対する援助)

第十七条 都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、認定職業訓練について、次に掲げる援助を行うように努めなければならない。

- 一 一般職業訓練所又は総合職業訓練所の施設を使用させること。
- 二 一般職業訓練所又は総合職業訓練所の職業訓練指導員を派遣すること。
- 三 教科書、教材その他職業訓練に必要な資料を提供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

(修了証明書)

第十八条 認定職業訓練を行う事業主は、労働省令で定めるところにより、認定職業訓練を修了した者に対して、修了証明書を交付しなければならない。

(事業主の協力)

第十九条 認定職業訓練を行う事業主は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練の施設を他の事業主が行う事業内職業訓練のために利用させ、又は委託を受けて他の事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行うように努めるものとする。

(追加訓練等)

第二十条 都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、事業主の行う技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練について、次に掲げる援助を行うように努めなければならない。

- 一 これらの職業訓練について特別の訓練を受けた職業訓練指導員を派遣すること。
- 二 教科書、教材その他これらの職業訓練に必要な資料を提供すること。
- 三 委託により自らこれらの職業訓練を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

(勧告)

第二十一条 労働大臣又は都道府県知事は、特定の地域、産業又は職種について、技能労働者が著しく不足し、又は不足するおそれがあると認めるときは、中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会の意見を聞いて、関係事業主の団体に対して、職業訓練の実施又は改善を勧告することができる。

#### 第四章 職業訓練指導員

(職業訓練指導員免許)

第二十二条 公共職業訓練（職業訓練指導員の訓練を除く。）及び認定職業訓練における職業訓練指導員は、労働大臣の免許を受けた者でなければならない。

2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、労働省令で定める職種ごとに行う。

3 職業訓練指導員免許は、申請により、次の各号の一に該当する者に対して、免許証を交付して行う。

- 一 労働大臣の行う職業訓練指導員試験に合格した者
- 二 第二十五条第二項に規定する一級の技能検定に合格した者で労働省令で定める訓練を修了したもの
- 三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、政令で定める。

5 次の各号の一に該当する者に対しては、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許は、行わない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者

(免許の取消)

第二十三条 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号の規定に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員たるにふさわしくない非行があつたときは、その免許を取り消すことができる。

3 労働大臣は、前項の規定により職業訓練指導員免許の取消をしようとするときは、当該処分に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(職業訓練指導員試験)

第二十四条 職業訓練指導員試験は、実技試験及び学科試験とする。

2 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

3 第二十二條第五項各号の一に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

## 第五章 技能検定

(技能検定)

第二十五条 労働大臣は、労働者について、その技能の向上を図るため、技能検定を行う。

2 技能検定は、政令で定める職種ごとに、一級及び二級に区分して行う。

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 前条第二項の規定は、技能検定について準用する。

(受検資格)

第二十六条 技能検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 公共職業訓練又は認定職業訓練を修了した者で労働省令で定めるもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で政令で定めるもの

(合格証明書及び技能士)

第二十七条 労働大臣は、技能検定に合格した者に、合格証明書を交付しなければならない。

2 技能検定に合格した者は、労働省令で定めるところにより、技能士と称することができる。

(試験の委託)

第二十八条 労働大臣は、労働福祉事業団又は労働大臣が指定する団体に第二十五条第三項の実技試験又は学科試験の全部又は一部の実施を委託することができる。

(技能検定委員)

第二十九条 労働大臣は、第二十五条第三項の実技試験及び学科試験をつかさどらせるため、専門の技能又は知識を有する者のうちから、技能検定委員を任命するものとする。

## 第六章 職業訓練審議会

(中央職業訓練審議会)

第三十条 労働省に、中央職業訓練審議会を置く。

2 中央職業訓練審議会は、労働大臣の諮問に応じて、職業訓練計画、職業訓練の基準その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 中央職業訓練審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

4 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、各同数とする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

9 特別委員は、議決に加わることができない。

10 委員及び特別委員は、非常勤とする。

11 技能検定に関する事項その他職業訓練に関する専門的な事項を調査させるため、中央職業訓練審議会に、技能検定部会その他の部会を置くことができる。

(労働省令への委任)

第三十一条 前条に定めるもののほか、中央職業訓練審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(都道府県職業訓練審議会)

第三十二条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、職業訓練計画その他職業訓練に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県職業訓練審議会を置くことができる。

2 都道府県職業訓練審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

## 第七章 雑則

(労働大臣の助言等)

第三十三条 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、都道府県に対して、一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所の設置及び運営、事業内職業訓練に関する援助その他職業訓練に関する事項について、助言及び勧告をすることが出来る。

2 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、労働福祉事業団に対して、総合職業訓練所及び中央職業訓練所の運営に関して、報告を求め、

及び必要な命令をすることができる。

(経費の負担等)

第三十四条 国は、政令で定めるところにより、一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に要する経費の一部を負担する。

2 国は、都道府県が第十六条第一項の認定を受けた事業主の団体に対して認定職業訓練に必要な経費の一部を補助した場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、当該補助に要した経費の一部を補助することができる。

(手数料)

第三十五条 職業訓練指導員免許を受けようとする者、職業訓練指導員試験を受けようとする者、技能検定を受けようとする者及び第二十二条第三項の免許証又は第二十七条第一項の合格証明書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(職権の委任)

第三十六条 第二章、第四章、第五章及びこの章に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(報告)

第三十七条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、認定職業訓練を行う事業主に対して、その行う認定職業訓練に関する事項について報告を求めることができる。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 都道府県は、従前の公共職業補導所(附則第六条の規定による改正前の職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十六条の二第一項ただし書に規定する特別の公共職業補導所及び労働大臣が設置した公共職業補導所を除く。)を、第五条の一般職業訓練所として、同一性をもって存続させるために必要な措置をとらなければならない。

2 労働福祉事業団が運営する従前の職業訓練施設は、第六条の総合職業訓練所となり、同一性をもって存続するものとする。

3 附則第六条の規定による改正前の職業安定法第二十六条の二第一項ただし書及び第

二十七条第四項の規定により労働大臣が設置した従前の公共職業補導所は、第八条第一項の規定により国が設置する身体障害者職業訓練所となり、同一性をもって存続するものとする。

第三条 この法律(前条第一項の規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に公共職業補導所又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設において職業補導又は職業訓練を担当する者は、この法律の施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより、相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十条の規定に基く命令の規定によりした技能者養成指導員の免許は、この法律の施行の日から二年間は、職業訓練指導員免許とみなす。

第四条 この法律の施行前に公共職業補導所における職業補導又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設における職業訓練を修了した者は、第二十六条の規定の適用については、公共職業訓練を修了した者とみなす。

2 この法律の施行前に次条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者は、第二十六条の規定の適用については、認定職業訓練を修了した者とみなす。

(編注…以下に規定された他の法令の一部改正は関連の部に掲載した。)

昭和三十三年六月三十日

(四一五―二) 政令第一九八号

### 職業訓練法の施行期日を定める政令

内閣は、職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)附則第一条の規定に基き、この政令を制定する。

職業訓練法(附則第二条第一項の規定を除く)の施行期日は、昭和三十三年七月一日とする。

昭和三十三年六月三十日

(四一五―三) 政令第一九九号

### 職業訓練法施行令

内閣は、職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十二條第四項、第三十四條



第一項及び第三十六條の規定に基き、この政令を制定する。

(職業訓練指導員)

第一條 職業訓練法(以下「法」という。)第二十二條第一項第三号に掲げる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 中央職業訓練所における職業訓練指導員の訓練で労働大臣が定めるものを修了した者

二 大学(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校及び旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、職業訓練指導員免許に係る職種(以下「免許職種」という。)に関する学科又は課程を修得し、工業又は工業実習について的高等学校教諭免許状を有する者

三 免許職種に関し、法附則第五條第一項の規定による改正前の労働基準法(昭和十二年法律第四十九号)第七十條の規定に基づく命令の規定による技能者養成指導員の免許を受けた者で、その後二年以上公共職業訓練若しくは認定職業訓練若しくは改正前の同法第七十一條第一項の認可を受けて行われた技能者養成(以下「技能者養成」という。)において訓練を担当し、又は労働大臣が定める職業訓練指導員の訓練を修了したもの

四 法附則第三條第一項に規定する者で、法の施行後引き続き二年間公共職業訓練又は認定職業訓練において職業訓練を担当したもの

五 大学(短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。)において免許職種に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

六 短期大学又は旧専門学校令による専門学校において免許職種に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

七 免許職種に関し、法第十四條の規定による訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練又は技能者養成を修了した者で、その後七年以上の実務の経験を有するもの

八 学校教育法(昭和二十二年法第二十六号)による高等学校又は旧中制学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校(修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了したことを入学資格とするものに限る。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後七年以上の実務の経験を有するもの

九 免許職種に関し、専門的な技能に関する公共職業訓練であつて法第十條の規定による訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを修了

した者で、その後八年以上の実務の経験を有するもの

十 免許職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて法第十條の規定による訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるもの又は公共職業補導所の職業補導で労働大臣が指定するものを修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの

十一 労働省令で定めるところにより、職業訓練指導員の業務に関して前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(経費の負担)

第二條 法第三十四條第一項の規定による国の負担は、都道府県があらかじめ設置について労働大臣の承認を受けた一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所に要する経費のうち次の各号に掲げるものについて、労働大臣が定める基準に従つて算定した額の合算額(当該施設に関し収入金があるときは、その収入金の額を控除した額)の二分の一について行う。

一 法第十條の規定による公共職業訓練の基準により必要な建物、機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費その他労働大臣が定める経費

二 職員の給与、学科及び実技の訓練、設備の維持管理その他に要する経費であつて労働大臣が定めるもの

2 国は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所に要する経費について、その三分の二までを負担することができる。

(職種の委任)

第三條 法第三十六條の政令で定める労働大臣の職権は、第四章及び第三十三條第二項に規定する職権とする。

附 則

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十三年七月一日)から施行する。

2 職業安定法に規定する事務で都道府県知事に行わせるもの等を定める政令(昭和十八年政令第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三條を削り、第四條を第三條とし、第五條を第四條とする。

3 労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令(昭和三十三年政令第三百一号)の一部を次のように改正する。

第一号の表を次のように改める。

失業保険福祉施設北海道総合職業補導所	小樽市
--------------------	-----

失業保険福祉施設青森総合職業補導所	青森市
失業保険福祉施設宮城総合職業補導所	宮城県宮城郡多賀城町
失業保険福祉施設山形総合職業補導所	山形市
失業保険福祉施設福島総合職業補導所	福島市
失業保険福祉施設茨城総合職業補導所	水戸市
失業保険福祉施設栃木総合職業補導所	宇都宮市
失業保険福祉施設群馬総合職業補導所	高崎市
失業保険福祉施設埼玉総合職業補導所	浦和市
失業保険福祉施設千葉総合職業補導所	千葉市
失業保険福祉施設江東総合職業補導所	東京都
失業保険福祉施設八王子総合職業補導所	八王子市
失業保険福祉施設神奈川総合職業補導所	横浜市
失業保険福祉施設新潟総合職業補導所	長岡市
失業保険福祉施設富山総合職業補導所	高岡市
失業保険福祉施設石川総合職業補導所	金沢市
失業保険福祉施設長野総合職業補導所	長野市
失業保険福祉施設岐阜総合職業補導所	岐阜県稲葉郡那珂町
失業保険福祉施設静岡総合職業補導所	静岡市
失業保険福祉施設愛知総合職業補導所	名古屋市
失業保険福祉施設滋賀総合職業補導所	大津市
失業保険福祉施設大阪総合職業補導所	布施市
失業保険福祉施設兵庫総合職業補導所	尼崎市
失業保険福祉施設島根総合職業補導所	松江市
失業保険福祉施設岡山総合職業補導所	岡山市
失業保険福祉施設広島総合職業補導所	広島市
失業保険福祉施設山口総合職業補導所	山口市
失業保険福祉施設徳島総合職業補導所	徳島市
失業保険福祉施設香川総合職業補導所	高松市
失業保険福祉施設高知総合職業補導所	高知市
失業保険福祉施設北九州総合職業補導所	八幡市

小倉職業訓練部	小倉市
失業保険福祉施設宮崎総合職業補導所	宮崎市
失業保険福祉施設鹿児島総合職業補導所	鹿児島市

昭和三十三年七月一日  
〔四一五―四〕労働省令第十六号

### 職業訓練法施行規則

#### 目次

- 第一章 公共職業訓練（第一条―第四条）
  - 第二章 事業内職業訓練（第五条―第十四条）
  - 第三章 職業訓練指導員（第十五条―第二十六条）
  - 第四章 中央職業訓練審議会（第二十七条―第三十二条）
- 附則

### 第一章 公共職業訓練

（基礎的な技能に関する職業訓練の基準）

第一条 一般職業訓練所における基礎的な技能に関する職業訓練の基準は、次のとおりとする。

- 一 教科、訓練期間及び設備 別表第一に定めるところによること。
- 二 訓練を行う一単位の訓練生（訓練をうける者をいう。以下同じ。）の数 職種ごとに三十人から五十人までとする。
- 三 職業訓練指導員の数 訓練生三十人を一単位として訓練を行う場合は一単位につき三人、訓練生五十人を一単位として訓練を行う場合は一単位につき四人を標準とし、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じて増減した数とする。

四 試験 教科の科目ごとに一回以上行うこと。

2 前項第一号に掲げる基準の細目は、労働大臣が別に定める。

（専門的な技能に関する職業訓練の基準）

第二条 総合職業訓練所における専門的な技能に関する職業訓練の基準のうち、教科、訓練期間及び設備に関するものについては、別表第二に定めるところにより、訓練を行う一単位の訓練生の数、職業訓練指導員の数及び試験に関するものについては、それぞれ前条第一項第二号から第四号までの規定を準用する。

2 前項の教科、訓練期間及び設備の基準の細目は、労働大臣が別に定める。

(身体障害者職業訓練所における職業訓練の基準)

第三条 身体障害者職業訓練所における基礎的な技能に関する職業訓練の教科、訓練期間及び設備についての基準は別表第一に、専門的な技能に関する職業訓練の教科、訓練期間及び設備についての基準は別表第二に定めるところによる。

(市町村等の行う職業訓練についての認可の申請)

第四条 職業訓練法(以下「法」という。)第十二条第一項の規定による労働大臣の認可を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事を經由して、労働大臣に提出しなければならない。

一 施設の位置及び名称

二 設置の理由

三 訓練を行う職種、職種別の訓練期間及び訓練生の定数

四 職種別教科(科目及び訓練時間)及び訓練実施方法

五 職種別職業訓練指導員の数並びにその他の職員の職名及び数

六 土地及び建物の面積、平面図及び権利関係並びに建物の構造の概要及び用途

七 職種別の工作物、機械及び器具の名称、数量並びに権利関係

八 職業訓練に関する予算の概要

九 訓練開始年月日

2 法第十二条第一項の規定による労働大臣の認可を受けようとする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に、定款、寄附行為、規約等法人の組織、運営方法を明らかにする書面並びに事業及び資産の状況を明らかにする書面を添付し、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、これを労働大臣に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の申請書を受理したときは、意見を附して、すみやかに、これを労働大臣に送付しなければならない。

## 第二章 事業内職業訓練

(事業内職業訓練の基準)

第五条 事業内職業訓練の基準は、次のとおりとする。

一 教科、訓練期間及び設備 別表第三に定めるところによること。

二 一教室において同時に学科の訓練を受ける訓練生の数 おおむね四十人以下とすること。

三 実技の訓練における職業訓練指導員の数 実習場ごとに訓練生おおむね十人以上一人以上とすること。

四 試験 教科の科目ごとに各訓練年度につき一回以上行うこと。

(認定の申請)

第六条 法第十五条第一項の規定による認定を受けようとする事業主は、事業内職業訓練認定申請書(様式第一号)二通をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該事業主が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十一条の規定による許可を受けようとする者であるときは、当該申請書は、その事業所の所在地を管轄する都道府県労働基準局長を經由して提出しなければならない。

2 前項後段の規定により事業内職業訓練認定申請書を受理した都道府県労働基準局長は、当該職業訓練に関する労働基準法第七十一条の規定による許可についての意見を附して、これを都道府県知事に送付しなければならない。

第七条 法第十六条第一項の規定による認定を受けようとする事業主の団体は、事業内職業訓練認定申請書(様式第二号)二通に、定款、寄附行為、規約等団体の組織、運営の方法等を明らかにする書面(以下この章において「規約等」という。)及び共同職業訓練団体構成事業主名簿(様式第三号)を添付して、これをその団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の規約等は、次の事項を記載したものでなければならない。

一 事業

二 名称

三 主たる事務所の所在地

四 構成員に関する規定

五 役員に関する規定

六 業務の運営及び経費並びに資産に関する規定

七 解散に関する規定

八 規約等の変更に関する規定

3 前条第一項後段及び第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第八条 都道府県知事は、法第十五条第一項及び第二項又は法第十六条第一項及び第二項の規定による認定をしたときは、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。法第十五条第三項又は法第十六条第二項の規定により当該認定を取り消した場合も同様とする。

(認定訓練事項等の変更届)

第九条 法第十五条第一項又は法第十六条第一項の認定を受けた職業訓練を行う事業主又は事業主の団体(以下「認定職業訓練を行う事業主」という。)は、次の事項に關し変更があつたときは、変更があつた事項及び変更の年月日を、その事業主の事業所又は団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」という。)に届け出なければならぬ。

一 認定職業訓練を行う事業主の氏名又は名称及びその事業所又は主たる事務所の所在地

二 訓練生の概数、教科、訓練期間、設備及び職業訓練指導員の数

三 規約等に記載した事項

四 団体を構成する事業主及びその行う訓練の状況

五 職業訓練を委託した施設又は事業所の名称及び所在地

(認定職業訓練の廃止届)

第十条 認定職業訓練を行う事業主は、認定職業訓練を行わなくなったときは、その旨を管轄都道府県知事に届け出なければならない。

(修了照明警)

第十一条 法第十八条の規定による修了証明書は、様式第四号によるものとする。

2 認定職業訓練を行う事業主は、法第十八条の規定により修了証明書を交付したときは、その交付を受けた者の氏名、生年月日、職種及び修了年月日を管轄都道府県知事に届け出るものとする。

3 認定職業訓練を行う事業主又は修了証明書の交付を受けた者は、修了証明書に管轄都道府県知事の証明を受けることができる。

(履修証明書)

第十二条 認定職業訓練を行う事業主は、訓練生が認定職業訓練を修了しないで離職した場合において、その者から請求があつたときは、その者が受けた職業訓練に關し教科及び訓練期間を証明する書面(様式第五号)を交付するものとする。

(公共職業訓練修了者等の事業内職業訓練への編入)

第十三条 認定職業訓練を行う事業主は、公共職業訓練を修了した者又は前条の規定による証明書を有する者に認定職業訓練を受けさせる場合には、その者について、その者の履修した教科及び訓練を受けた期間に應じて、当該認定職業訓練における教科を除き、及び訓練期間を短縮することができる。

(認定職業訓練実施状況報告)

第十四条 認定職業訓練を行う事業主は、毎年、四月三十日以前の一年間における認定職業訓練の実施状況を、様式第六号により、五月三十一日までに、管轄都道府県知事に報告しなければならない。

### 第三章 職業訓練指導員

(免許の職種)

第十五条 法第二十二條第二項の労働省令で定める職種は、別表第四免許職種の欄に掲げる職種(以下「免許職種」という。)とする。

2 職業訓練指導員免許を受けた者は、免許職種に應じ、それぞれ、別表第四訓練職種の欄に掲げる訓練職種に係る公共職業訓練及び認定職業訓練において訓練を担当することができる。

(職業訓練指導員の資格)

第十六条 職業訓練法施行令(以下この章において「令」という。)第一条一号から第十号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 旧文部省直轄諸学校官制(明治二十六年勅令第八十六号)による工業教員養成所又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)による工業教員養成所において免許職種に關する学科を修得し、工業又は工業実習についての高等学校教諭免許状を有する者

二 免許職種に關し九年以上の実務の経験を有する者であつて、工業実習についての高等学校教諭免許状を有するもの

三 外国の学校であつて大学(短期大学を除く。)と同等以上と認められるものにおいて免許職種に關する学科又は課程を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

四 旧機械技術者検定令(昭和十六年勅令第六百四十四号)による検定に合格した者又は旧機械技術員養成所官制(昭和十三年勅令第六十三号)による機械技術員養成所において免許職種に關する課程を修了した者で、その後七年以上の実務の経験を有するもの

五 免許職種に關し、旧工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第三百三十一号)による技能者の養成を修了した者で、その後八年以上の実務の経験を有するもの

六 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校(令第一条第八号に規定するものを除く。)において免許職種に關する学科を修めて卒業した者又は法の施行前に失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第二十七条の二第一項の

規定により行われた職業訓練で労働大臣が指定するものを修了した者で、その後十  
年以上の実務の経験を有するもの

七 免許職種に関し、十五年以上の実務の経験を有する者で、労働大臣が指定する訓  
練を修了したもの

八 陸軍航空技術学校、海軍機関学校等旧陸海軍の教育施設又は陸軍技能者養成所、  
海軍技手養成所、海軍工員養成所等旧陸海軍の技能者の養成施設のうち、労働大臣  
が指定するものにおいて免許職種に関する課程を修了した者で、その後労働大臣が  
定める年数以上の実務の経験を有するもの

(免許の申請)

第十七条 職業訓練指導員免許を受けようとする者は、職業訓練指導員免許申請書(様  
式第七号)に、次の書面を添附して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 第二十六条の職業訓練指導員試験合格証書又は令第一条各号の一に該当すること  
を証する書面

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

(免許証の様式)

第十八条 法第二十二條第三項の規定による免許証は、様式第八号によるものとする。

(免許証の書換交付)

第十九条 免許証の交付を受けた者は、本籍又は氏名を変更したときは、免許証の書換  
交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、職業訓練指導員免許証書換申請書(様式第九号)  
に、免許証及び戸籍唐本を添附して、これを免許を受けた都道府県知事に提出しなけ  
ればならない。

(免許証の再交付)

第二十条 免許証の交付を受けた者は、免許証を滅失し、又は損傷したときは、免許証  
の再交付を申請することができる。

2 前項の中請をしようとする者は、職業訓練指導員免許証再交付申請書(様式第十号)  
を免許を受けた都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申  
請が免許証を損傷したことによるものであるときは、その免許証を添附しなければならない。  
らない。

(免許証の返納)

第二十一条 法第二十三條第一項又は第二項の規定による職業訓練指導員免許の取消を  
受けた者は、すみやかに、取消をした都道府県知事に免許証を返納しなければならない

い。

(聴聞)

第二十二條 都道府県知事は、法第二十三條第三項の規定により聴聞をしようとする  
ときは、取消をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の二週間前ま  
でに聴聞を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めなければな  
らない。

2 都道府県知事は、聴聞をしたときは、聴聞書を作成し、保存しておかなければなら  
ない。

(職業訓練指導員試験)

第二十三條 職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験は、別表第四実施試験の科目  
の欄及び学科試験の科目の欄に掲げる科目について、免許職種ごとに行うものとする。

2 都道府県知事は、職業訓練指導員試験の実施の期日及び場所並びに受験申請書の提  
出期限その他試験に関し必要な事項を、当該期日の二月前までに、公示しなければ  
ならない。

(実技試験又は学科試験の免除)

第二十四條 都道府県知事は、次の表上欄に掲げる者について、それぞれ同表下欄に掲  
げる事項の範囲で、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者	実技試験または学科試験の全部
大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)において免許職種に関する学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学科
労働大臣が別に定める他の法令の規定による検定又は試験に合格した者	実技試験の全部若しくは一部又は学科試験の一部

(受験の申請)

第二十五条 職業訓練指導員試験を受けようとする者は、職業訓練指導員試験申請書(様式第十一号)に次の書面を添附して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 三 写真(名刺型とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽半身像で、裏面に撮影の年月日及び氏名を記載したもの)
- 四 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、前条の表上欄に掲げる者に該当することを証する書面

(合格証書)

第二十六条 都道府県知事は、職業訓練指導員試験に合格した者に、職業訓練指導員試験合格証書(様式第十二号)を交付する。

#### 第四章 中央職業訓練審議会

(会長)

第二十七条 中央職業訓練審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。  
2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会長は、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門調査員)

第二十九条 審議会に、専門的な事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、職業訓練に関する事項に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とする。  
(部会)

第三十条 部会所属の委員、特別委員及び専門調査員は、会長が指名する。

2 部会に、部会長を置く。

3 部会長は、部会所属の委員のうちから、会長が指名する。

(庶務)

第三十一条 審議会の庶務は、労働省職業安定局職業訓練部において処理する。

(議事の手続等)

第三十二条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(技能者養成規程等の廃止)

第二条 次に掲げる省令及び告示は、廃止する。

一 技能者養成規程(昭和二十九年労働省令第十四号)

二 技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手

数料に関する省令(昭和二十九年労働省令第十五号)

三 技能者養成規程に基づく教習事項の基準を定める告示(昭和二十九年労働省告示

第二十三号)

四 技能者養成指導員の検定の学科及び実技を定める告示(昭和二十九年労働省告

示第三十四号)

五 技能者共同養成費補助金交付規程(昭和三十一年労働省告示第二号)

六 技能者養成規程第十五条第二項の施設として失業保険福祉施設総合職業補導所

を指定する告示(昭和三十三年労働省告示第一号)

2 旧技能者養成規程十七条第一項の規定による証明書は、第十三条の規定の適用については、第十二条の規定による証明書とみなす。

(労働基準法施行規則の一部改正)

第三条 労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の四条を加える。

第三十四条の二 法第七十一条の規定による許可を受けた使用者が行う職業訓練を受ける労働者(以下「訓練生」という。)に係る労働契約の期間は、当該訓練生に係る訓練職種に関し職業訓練法施行規則(昭和三十三年労働省令第十六号)別表

第三訓練期間の欄に定める期間（同規則第十三条の規定により訓練期間を短縮する場合）においては、その短縮した期間を控除した期間、同規則別表第三備考二により訓練期間を延長する場合においては、その延長した期間を加算した期間とする。）の範囲内で定めることができる。この場合、当該事業場において定められた訓練期間を超えてはならない。

第三十四条の三 使用者は、訓練生に技能を習得させるために必要がある場合においては、法第四十九条第三項の規定に基く命令で定める経験又は技能を有しない訓練生を同条の危険業務に就かせ、満十八才に満たない訓練生又は女子である訓練生を法第六十三条の危険有害業務に就かせ、又は満十六才以上の男子である訓練生を坑内労働に就かせることができる。

使用者は、前項の規定により訓練生を危険業務、危険有害業務又は坑内労働に就かせる場合においては、危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第一項の危険業務、危険有害業務及び坑内労働の範囲並びに前項の規定により使用者が講ずべき措置の基準は、別表第一に定めるところによる。

第三十四条の四 法第七十一条の規定による許可は、様式第十四条の二の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基

別表第一

職種 の分類	訓練 職種	訓練の 対象となる 技能の範 囲	教 科		訓練 時間	訓練 期間	設 備	
			科 目	科			区 分 名 称	数 量
金属材料製造	鍛造工	機械鍛造 及び火造 り作業に おける技 能	1 普通学科 2 社会 3 数学 4 物理化学 5 安全	合計 一、八〇〇 一五〇 時間	一年	建物その 他の工作 教室 実習場 倉庫 鍛造炉	一五坪 六〇坪 六坪 一〇式	一五坪 一〇〇坪 一〇坪 一七式
						機械	両頭研削盤 ボール盤	二台 二台 四台 二台 一台

準局長から受けなければならない。

第三十四条の五 都道府県労働基準局長は、前条の申請について許可をしたとき、若しくは許可をしないとき、又は許可を取り消したときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第四十条中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第四十六条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第五十一条中「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第一とし、別表第一を別表第二とし、別表第一として次のように加える。

別表第一

危険業務、危険有害業務及び坑内労働の範囲並びに使用者が講ずべき措置の基準は、旧技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）別表第三の例による。

様式第十四号の次に次の様式を加える。

様式第十四号の二 職業訓練に関する特例許可申請書（編注…略）

（編注…以下に規定された他の法令の施行規則の一部改正は各々の部に明記した。）

電機製造		精密加工										金属加工				
電機製造	電気工事及び	精密加工	精密加工	精密加工	精密加工	精密加工	精密加工	精密加工	精密加工	精密加工	精密加工	精密加工	金属加工			
電機機器修理工	電工	時計修理工	マシン修理工	のこ目立工	農機具修理工	建設機械工	配管工	めつき工	溶接工	溶接工	板金工	板金工	精密機械工	機械工	鋳物工	
															(編注：以下職種名のみを記す)	
															二 専門学科 1 機械工作法 2 鍛造工作法 3 材料 4 製図法 5 工場要項 三 基本実習 1 器具の使い方 2 鍛造基本作業 3 機械ハンマ操作作業 4 工具製作及び修理作業 5 熱処理作業 6 安全作業法 四 応用実習 1 鍛造製品製作作業 2 硬度試験作業	
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	二〇〇
一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	九〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	六五〇	八〇〇
一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	六月	一年	六月	一年	一年	一年	一年	
																設 備 その他の のこ盤 硬度試験機 器具及び用具類 計測器及び試験器類 教材類
																一 台 一 台 一 台 一 台



土石製品製造		木材加工					建設					運輸装置製造					製造					化学製品製造		紡織及び織物							
陶磁器図案工	陶磁器工	石工	竹とう細工工	木竹製品工	木工	舟大工	大工	測量員	ブロック建築工	ブロック建築工	タイル張工	左官	造船工	内燃機関整備工	小型自動車整備工	小型自動車整備工	自動車整備工	自動車整備工	刺しゅう工	編物工	ミシン縫製工	ミシン縫製工	和裁工	洋裁工	洋服工	染色工	織機調整工	製紙工	無線通信員	ラジオテレビ修理工	ラジオ修理工
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	九〇〇	一、八〇〇	九〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	九〇〇	九〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	六月	一年	六月	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	六月	六月	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年

別表第二

職種の分類	訓練職種	訓練の対象となる技能の範囲	科目	科	訓練時間	期訓練間	区分	名	称	設備	数量	
												三〇人を一単位として訓練
製図及び印刷	機械製図工				合計 一、八〇〇	一年						
	写図工				合計 九〇〇	六月						
	活版印刷工				合計 一、八〇〇	一年						
	オフセット印刷工				合計 一、八〇〇	一年						
	謄写印刷工				合計 九〇〇	六月						
	各種製造	塗装工				合計 一、八〇〇	一年					
		塗装工				合計 九〇〇	六月					
		革製品工				合計 一、八〇〇	一年					
		製くつ工				合計 一、八〇〇	一年					
		水産加工工				合計 一、八〇〇	一年					
		義肢工				合計 一、八〇〇	一年					
		刻印工				合計 一、八〇〇	一年					
		鑄金工				合計 一、八〇〇	一年					
		装身具工				合計 一、八〇〇	一年					
		漆器工				合計 一、八〇〇	一年					
	工芸	事務員				合計 一、八〇〇	一年					
経理事務員					合計 一、八〇〇	一年						
経理事務員					合計 九〇〇	六月						
英語事務員					合計 一、八〇〇	一年						
英文タイピスト					合計 九〇〇	六月						
和文タイピスト					合計 九〇〇	六月						
衛生検査員					合計 一、八〇〇	一年						
理容員					合計 一、八〇〇	一年						
美容員					合計 一、八〇〇	一年						
その他		事務員				合計 一、八〇〇	一年					
	経理事務員				合計 一、八〇〇	一年						
	経理事務員				合計 九〇〇	六月						
	英語事務員				合計 一、八〇〇	一年						
	英文タイピスト				合計 九〇〇	六月						
	和文タイピスト				合計 九〇〇	六月						
	衛生検査員				合計 一、八〇〇	一年						
	理容員				合計 一、八〇〇	一年						
	美容員				合計 一、八〇〇	一年						
	その他				合計 一、八〇〇	一年						



各種製造	塗装工	合計	一、八〇〇	一年	
	オフセット印刷工	合計	一、八〇〇	一年	
製図及び印刷	活版印刷工	合計	一、八〇〇	一年	
	機械製図工	合計	一、八〇〇	一年	
木材加工	木工	合計	一、八〇〇	一年	
	内燃機関整備工	合計	一、八〇〇	一年	
運輸装置製造	自動車整備工	合計	一、八〇〇	一年	
	無線通信員	合計	一、八〇〇	一年	
電機製造	ラジオテレビ修理工	合計	一、八〇〇	一年	
	電機機器修理工	合計	一、八〇〇	一年	
電気工事及び	電工	合計	一、八〇〇	一年	
	建設機械工	合計	一、八〇〇	一年	
	配管工	合計	一、八〇〇	一年	
	溶接工	合計	一、八〇〇	一年	
	板金工	合計	一、八〇〇	一年	
	精密機械工	合計	一、八〇〇	一年	

別表第三

(編注…本表は従来の技能者養成の「教習事項」をそのまま転載したものであり、略す。)

別表第四

金属材料製造	職種の分類	製銑工	免許職種	製銑工	訓練職種	製銑作業	実技試験の科目	学科試験の科目
製鋼工				製鋼工		一 指導方法 (訓練計画 訓練方法 作業分析 作業管理 労務管理 生活指導) 二 関連学科 1 銑鉄製造法 (冶金化学 製銑法 測定法) 2 溶銑炉及び炉用材料 (炉の構造及び取扱 炉材の規格、用途及び特性 熱管理) 3 原料及び金屑材料 (銑石 燃料 加入剤 金属材料の特性及び用途)		
							(編注…以下職種名のみを記す)	

														金属加工																	
ミシン修理工	農機具修理工	のこ目立工	建設機械工	製針工	鉄工	銅工	配管工	鉛工	めつき工		溶接工	製かん工	金属プレス工	板金工	内燃機関組立工		機械組立工		仕上工		機械工	熱処理工	鋳物工	金属溶融工	鍛造工	圧延伸張工	操炉工	金属検査工	金属材料試験工	非鉄金属精錬工	
ミシン修理工	農機具修理工	のこ目立工	建設機械工	製針工	鉄工	銅工	配管工	鉛工	めつき工	ガス溶接工	電気溶接工	溶接工	製かん工	金属プレス工	板金工	内燃機関組立工	機械検査工	機械組立工	治工具仕上	仕上工	精密機械工	機械工	熱処理工	鋳物工	金属溶融工	鍛造工	圧延伸張工	操炉工	金属検査工	金属材料試験工	非鉄金属精錬工

		化学製品製造										電気工事及び 電機製造					精密加工														
製紙工	パルプ工	油脂工	塗料工	ガス発生工	電炉製品工	圧縮及び液化ガス工											電機組立工	通信機組立工	特殊真空管工	電気ぎ装工	電気被装工	無線通信員	化学反応工	精密機器工	レンズ研磨工	時計工	電気工				
製紙工	パルプ工	油脂工	塗料工	ガス発生工	電炉製品工	圧縮及び液化ガス工	有機合成工	合成樹脂工	高圧合成工	硝化綿及びセロロイド工	産業火薬工	無機薬品工	酸アルカリ工	無線通信員	電気被装工	電気ぎ装工	特殊真空管工	通信機組立工	ラジオ・テレビ修理工	ラジオ修理工	電機組立工	電気機器修理工	ケーブル接続工	電路工	電工	時計工	時計修理工	レンズ研磨工	理化学器械工	計測機器工	光学機器工

木材加工	測量員	ブロック建築工	畳工	屋根ふき工	築炉工	左官	自転車工	船具工	ドック工	造船ぎ装工	内燃機関整備工	自動車整備工	手芸工	和裁工	洋裁工	洋服工	型紙彫刻工	な染ロール彫刻工	染色工	手織工	繊維機械調整工	化学分析工	はっ酵製品工				
																								測量員	ブロック建築工	畳工	屋根ふき工

各種製造	製図及び印刷										土石製品製造					木工															
	金属玩具工	針布工	塗装工	製本工	謄写印刷工	印刷工	原図工	製図工	窯業焼成工	陶磁器工	石工	おけたる工	竹とう細工工	内張工	家具建具工		木型工	木工													
金属玩具工	針布工	機械塗装工	塗装工	製本工	謄写印刷工	印刷工	オフセット印刷工	活版印刷工	原図工	造船製図工	電気製図工	写図工	器械製図工	ガラス製品工	特殊ガラス工	ガラス工	窯業焼成工	陶磁器図案工	陶磁器工	石工	おけたる工	竹とう細工工	内張工	木竹製品工	建具工	家具工	木工	木型工	造船木工	車両木工	器械木工



その他				採 鉱			運 転						工 芸																		
美容員	理容院	衛生検査員	英語事務員	タイピスト	英語事務員	事務員	石炭鉱山測量夫	石炭坑内機電夫	石炭坑内直接夫	汽かん工	起重機運転工	電機運転工	機械運転工	装身具工	木彫工	漆器工	宝石工	七宝工	かざり工	鍍金工	彫金工	つい金工	刻印工	義肢工	水産加工工	製パン工	皮製品工	製革工	表具工		
美容員	理容員	衛生検査員	英文タイピスト	和文タイピスト	英語事務員	経理事務員	事務員	石炭鉱山測量夫	石炭坑内機電夫	石炭坑内直接夫	汽かん工	起重機運転工	電機運転工	機械運転工	装身具工	木彫工	漆器工	宝石工	七宝工	かざり工	鍍金工	彫金工	つい金工	刻印工	義肢工	水産加工工	製パン工	製くつ工	皮製品工	製革工	表具工

様式第一号 事業内職業訓練認定申請書（編注：以下様式略）

様式第二号 事業内職業訓練認定申請書

様式第三号 共同職業訓練団体構成事業主名簿

様式第四号 認定職業訓練修了証明書

様式第五号 認定職業訓練履修証明書

様式第六号 認定職業訓練実施状況報告書

様式第七号 職業訓練指導員免許申請書

様式第八号 職業訓練指導員免許

様式第九号 職業訓練指導員免許証書換申請書

様式第十号 職業訓練指導員免許証再交付申請書

様式第十一号 職業訓練指導員試験受験申請書

様式第十二号 職業訓練指導員試験合格証書

昭和三十三年七月一日

〔四一五―五〕労働省告示第二一一号

### 国が設置する身体障害者職業訓練所

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第八条第一項の規定により国が設置する身体障害者職業訓練所は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東京身体障害者職業訓練所	東京都北多摩郡小平町小川二二六四
大阪身体障害者職業訓練所	大阪府堺市旭ヶ丘中町四丁目一三六
福岡身体障害者職業訓練所	福岡県小倉市三萩野一〇六五
神奈川身体障害者職業訓練所	神奈川県相模原市上鶴間四七六〇
宮城身体障害者職業訓練所	宮城県仙台市南小泉字南屋敷一一二
兵庫身体障害者職業訓練所	兵庫県伊丹市松原二四四
愛知身体障害者職業訓練所	愛知県宝飯郡一宮村大字一宮字上新切三三ノ四
広島身体障害者職業訓練所	広島県広島市字品町御幸通八丁目一一七

昭和三十三年七月一日

〔四一五―六〕労働省訓令第三号

### 職業訓練指導官規程

（設置）

第一条 職業訓練行政の円滑適正な運営を図るため、労働省職業安定局に職業訓練指導官を置く。

（任命）

第二条 職業訓練指導官は、労働省職業安定局に勤務する職員で一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の等級が五等級以上であるものうちから、労働大臣が任命する。

2 職業訓練指導官のうち一人を、主任職業訓練指導官とすることができる。  
（職務）

第三条 職業訓練指導官は、上司の命を受けて、職業訓練及び技能検定に関する専門的及び技術的な事項についての指導又は援助に関する事務を行う。

2 主任職業訓練指導官は、職業訓練指導官の行う事務の調整に当るものとする。  
（その他の事項）

第四条 この規定に定めるもののほか、職業訓練指導官に関し必要な事項は、労働省職業安定局長が定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 技能養成指導官規程（昭和二十六年労働省訓令第一号）は、廃止する。

本報告書等は、基盤整備センターホームページの「基盤整備センター刊行物検索」から閲覧、ダウンロードができます。

基盤整備センター

検索



URL: <https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/>

調査研究資料 No. 140

戦後職業訓練関係資料集《昭和20年～昭和33年》〈上〉

---

発行	2024年2月
発行者	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 基盤整備センター
	所長 高井 宏幸
	〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1
	電話 042-348-5075 (企画調整課)
印刷	株式会社コムラ
	〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぶりとぴあ3
	電話 058-229-5858

---

本書の著作権は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が有しております。